

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和7年第2回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月10日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第38号 専決処分の報告について
(南小国町税条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第39号 専決処分の報告について
(南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第40号 町道の廃止について

日程第7 議案第41号 町道の認定について

日程第8 議案第42号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

日程第9 議案第46号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）

日程第10 議案第43号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第11 議案第44号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）

日程第12 議案第45号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第13 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

日程第14 発議第3号 南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 委員長報告 付託議案第33号 総務文教常任委員会 令和7年付託
南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

日程第16 陳情第2号 中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書

日程第17 陳情第3号 各市町村議会における防衛議員連盟設立に関する要望書

日程第18 議員派遣報告について

日程第19 議員派遣の件について

日程第20 閉会中の継続審査について

(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長	松 岡 洋	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	-------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美彩代	保 育 課 長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	室 原 孝 平		

開会 午前10時49分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第2回南小国町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、北里桂一議員、3番、佐藤毅議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る6月2日に議会運営委員会が開かれ、本日から16日までの7日間とし、その間の会議日は、本日、11日、12日、13日、16日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定されました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定いたしました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第3、一般質問を行います。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 3番、佐藤です。

通告に基づき、質問を行います。

今回は、令和2年12月にも質問させていただきましたが、人口減少への歯止め

策、特に出生者数の減少が続いている状況を心配しまして、今までの取組や今後の対策について質問をさせていただきます。

令和7年3月末時点での本町の人口が3,758名でした。うち外国人224名を除けば3,534名になります。コロナ禍以降、3,800人を維持できていましたが、人口減少のスピード感が上がったような気がします。改めて早急な対策を講じる必要があるのではないかと思います。

特に、出生者数が減少している点が気になります。例年20人前後の子供が生まれておりましたが、令和6年度においては11名と、例年の半数にとどまっている現状です。特に、大字中原地区におきましては、出生者数ゼロ人という状況でございます。

そこで、前回同様の質問になりますけれども、出生者数を今後どのようにして増加させていくのか、今まで行ってきた事業とその効果、また今後の対策についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

令和7年3月末時点における本町人口は、昨年の同時期に比べ86人減少しております。新年度に入り、5月末には少し人口が増え3,776人となりましたが、前年度の同時期に比べると63人の減少となります。

出生数につきましては、過去5年間、20人から大幅に減少することはなかったのですが、令和6年度は11人という現状でした。新年度になって、4月、5月の妊娠届出数や出生数は昨年度の同時期より増えておりますが、厳しい状況に変わりはありません。

一方、これまで行ってきた子育て支援策、例えば高校生までの医療費無償化や、小中学生の給食費の定額化、また中学生への制服等の支給事業などは、保護者からの喜びの声もあり、一定の効果はあったと感じております。

しかしながら、全国的に見ても多様な支援策があふれており、今後は南小国町らしい独自の子育て支援策が必要と感じています。

御質問にある出生者数を増やすためには、生業となる仕事の選択肢の充実、住宅の確保、出会いや交流の場の創出、出産前から子育て期間中の多様な支援策の充実といった幅広い施策が必要と考えます。

それぞれの対策を話すと長くなりますので、ポイントを絞って話しますが、仕事に関しては、既存の夢チャレンジ補助金等を利用した企業や事業承継への支援、また農林畜産業に関しては、菌ちゃん農法など、環境に配慮した農業や環境負荷の少ない自伐型林業、赤牛の周年放牧などといった南小国町独自の環境配慮型、循環型

スタイルを打ち出していくことが必要であると思います。

住宅の確保に関しては、既存の空き家バンクや民間賃貸住宅建設の際の補助金制度等を充実、併せて町のほうで土地を確保し、民間の事業者にアパートや一軒家を建てていただくような仕組み等を考えます。

出会いの場の創出に関しては、以前行っていた婚活事業のような、結婚を強く意識させる形ではなく、異業種交流会のように気軽に参加できるスタイルを考えたいと思います。

出産前から子育て期間中の施策に関しては、令和7年3月に策定した第3期南小国町子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果を踏まえた上で、今後の国の制度を見極めながら、南小国町らしい独自の支援策を子育てプロジェクトチームをはじめとした関係者と取りまとめていきます。

また、教育に関しては、きよら塾や町インターン、プレゼンテーション大会、ペッパー君の導入など、南小国町独自の教育を推進し、外部からも高い評価をいただいております。

また、学力面でも高い学力が示されております。今後も引き続き、先生方や関係者の皆様の御協力のもと、町の教育環境を充実させることが、引いては移住にもつながるものと期待しております。

最後になりますが、私としても町の宝、国の宝でもある子供たちが、少しでも増える取組を進めてまいりたいと思いますので、引き続き貴重な御意見を頂戴できればと思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。答弁、ありがとうございます。

私の通告を出した後、6月5日にこの質問に合わせるかのように、熊日のほうで「出生者数70万人割れ、対策30年、糸口つかめず」という出生数減少の新聞記事が出ておりました。もう皆さん、目にされたことだと思います。出生数の減少の問題というのは、子供が減っているんですけども、それと同じように、少母化、母親になる、父親になる、そういうことを考えるというか、結婚する、そういう方が減少していることのほうが問題ではないかと、私は正直思っているところです。

昨年度から子ども家庭センターが稼働しまして、子育て支援、幅広い支援を行いながら、それがまた充実している。国も施策をしながら充実しているとは思いますが、このことが実際、出生数の増加につながっているかということを考えると、またそしてその対策がこの南小国町で結婚して妊娠・出産・子育てをしたいと思う人が増えているのかというところにおいては、少し疑問が残るところではあります。

そこで、もう1点、現状の確認として、数値的な確認をさせていただきたいんですけれども、まず過去5年間の町への婚姻届出数と、今現在、妊娠の届出されている方、年度内に出産予定の方がどれだけおられるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

それと併せて、先ほど質問でも言いましたけれども、大字中原地区、出生者数ゼロという状況でございます。4月から保育課ができましたので、今後の保育園の在り方についても、当然考えなければならない状況かと思っておりますので、今どのような方向性で考えているのか、保育課長にお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただ今の質問にお答えいたします。

過去5年間のまず婚姻数なんですけど、こちらは窓口で受理をした件数の数になります。ですので、必ずしも南小国町にそのままいらっしゃる方の数ではございませんので、あらかじめ御了承ください。

令和2年が婚姻届窓口受理が16件です。令和3年が9件、令和4年が16件、令和5年が11件、そして令和6年が10件となっております。

また、現在の状況なんですけど、4月、5月に4の方が出生されました。それと、現在の妊娠届出の状況から見まして、今後がある程度確実に見込める数として、7名が出産予定になっております。つまり、現時点で昨年度の11名と並ぶ数になっております。妊娠届出数のほうも4月から本日までで、今5件となっております。昨年度の同時期が3件でしたので、昨年度よりは少し数が増えている状況です。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度と本年度、本町3園の入園児童者数ですけれども、全体でいいますと、今後、本年度予約されている途中入園も含めてですが、昨年から4名減少して105名が本年度の入園予定数となっております。

議員おっしゃられたとおり、中でも中原保育園の園児数、この減少が突出しております。令和元年に28名、中原に園児がおりました。本年度、令和7年度ではこの数が12名まで減少しております。そういった少人数の場合、あまりにも少ない場合、どうしてもその年齢に応じた保育活動、これが非常に困難になってきます。そうすると、子供たちへの心身の影響、体験が少なかったり、内容がどうしても少なくなってしまうということ、子供の育ちに多少なりとも影響が出るのではないかと懸念されます。

中原を含めてですけれども、本町の園児数の減少、子供の減少、そういった部分

に関しましては、施設の老朽化もございますので、あらゆる面から今後の対応を検討を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。答弁、ありがとうございます。

まず、この町の今の現状というか、なかなか表には出ない数字というものをお聞かせいただきました。人口とか、全体的な話というのは、広報とか、いろいろなどところで出ますけれども、この出生数だとか婚姻数というのは、なかなか表に見えてくるものではないので、こういう機会に聞かせていただきました。

子供の数を増やすという取組をする上において、婚姻・結婚をしてもらうことがまず必要ではないかと、私は思います。今、答弁がありましたように、町の婚姻数・届出数も、多いときで16組、少ないときで9組、10組前後で推移している状況です。

若者が若いうちに結婚をしてもいいと思えなくなったゆえの婚姻数の減少ではないかというふうに、私は思っているところです。以前ですと、友人の結婚披露宴に参加して、自分の結婚のイメージをしたりですとか、披露宴の後の二次会等で同世代の参列者と友人関係になって、後に交際して結婚というパターンも、以前はあったかと思います。

ただ、最近、コロナ禍の影響等とか、また結婚資金の負担増というようなこともあり、披露宴をしなかったり、親族のみで行うなど、婚姻を身近に感じる機会ということが非常に少なくなって、イメージをすることが減ったのではないかなというふうに思っているところです。やはり若い人が、若いうちに結婚をイメージできるようにして、家庭をもって家族を増やすような状況を作り上げていくことが重要ではないかと思います。

そこで、教育現場サイドの御意見をお聞きしたいと思います。本町の中学生は農業体験、農家民泊や、職場体験が実施されています。広い意味での働くこと、稼ぐことの大切さというものは体感できていると思います。また、保育園での乳幼児とのふれあい体験も行われております。自分の将来を考えるときには、貴重な体験だと思います。

そのことを踏まえ、少し早すぎる感もあるかも知れませんが、中学生に自分のライフデザイン、人生を思い描いてもらう。その中で結婚や家庭、家族感というものを考える時間を設けてみてはどうかと思いますけれども、教育長なり、事務局長なり、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 3番議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど、質問の中で保育実習についてお話がありましたけれども、まずこの保育実習につきまして説明をさせていただきたいと思います。

中学校におきまして、家庭科の授業の中を通しまして、保育実習を実施しております。この保育実習につきましては、学習指導要領に沿って、家族・家庭生活の中における体験型学習として実施をされているものになります。ここでは、家族や地域の人々と協力し、より良い家庭生活に向けて工夫する活動を通して、家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに、家族・家庭生活に関する知識・技能を身に付け、課題を解決する力を養い、家庭生活を工夫し、創造しようとする実践的な態度の育成を図っているものでございます。

議員の御提案の、そういったライフスタイル、ライフデザインを描くということをしてはどうかということについてなんですけれども、今年度、現段階におきましては、限られた時数の中で新たな活動を追加するというについては、なかなか厳しい状況にあるのではないかと考えております。

また、結婚や出産することにつきましては、人生についての一選択肢でありますし、多様性を認め合い、受け入れ合える社会の実現に向けて、学校現場についてはその取組を実践している中で、少子化が喫緊の課題であるとは十分理解しているところなんですけれども、その部分を取り上げて議論していくのは難しいのではないかと感じているところです。

ただ、家庭生活を営むという授業の中で、例えば南小国町で子育てをされている方ですとか、他市町村から南小国町に住みたいと移住された方をゲストティーチャーという形でお招きして、南小国町の子育て環境ですとか、衣食住、地域性など、いろいろなお話を伺うという場面を、今後、事業の中に計画して盛り込むということは可能ではないかと考えているところです。

実際、昨年度なんですけど、りんどうヶ丘小学校の社会の授業の中におきまして、授業の中で福祉関係を学ぶという場面があったんですけども、では南小国町では実際どうなのかという授業の中で、福祉課の担当職員をゲストティーチャーとしてお招きしまして、子供の医療費への支援をはじめとする子育て支援等に関する町の福祉施策についての講義を行ったという取組も実際行われております。

また、命に関する場面なんですけれども、小学校の保健の授業の中なんですけれども、この中で実際に妊娠されている先生のお話を聞くという場面を設けた学校もございまして、命の大切さや、新たな命を授かったことの喜びを聞くということで、命の大切さですとか、命の尊さを学ぶ学習につなげたりしているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

私が言おうと思ったところをしっかりと考えていただいているところですね。少子化問題という大きなくりを取り上げたときに、やはり我々世代というよりも、次の世代を担う中学生・高校生、この辺にしっかりと考えてもらう時間というか、そういうところが必要じゃないかなと思ったところです。

実際、結婚・子育てというのは、苦勞のほうが多いのかも知れませんが、そこには喜びだとか、うれしさだとか、楽しみだとか、そういうものもあると思いますので、そういうものが共有できるような時間というものを、ぜひ特別授業じゃないですけども、もってもらったらどうかなと思っていますところ。

今、局長も言われたとおり、議員の中に森永議員、移住されて子育て、4 人の子供を育てておられる方が、目の前にすごいティーチャーとしておられるわけですから、こういう方ですとか、役場職員の中にも若くして子供を生み育てられている方もおられますので、そういう方をぜひ教育の現場、お時間を取らせることになるかも知れませんが、そういう中で実体験というか、思いだとか、家族だとか、そういうことを話していただける時間を設けていただきたいなと思っています。

ただ、母親だけではなくて、父親も、ここも必ず大事なことでと思いますので、できたらその若い子育て世代の御夫婦に参加していただいて、特別ティーチャーという形で、そういう話を聞く、体験していただく、聞いてもらうような時間というものを、ぜひ作っていただきたいというふうにお願いいたします。

それと、もう 1 点、今年度、南小国町子ども計画というものが策定予定というふうに聞いております。子供自身の意見を反映させた町の子育て施策の方針をまとめたものというふうに聞いておりますけれども、この中に結婚だとか、子育てだとか、そういう子供の意見というものも反映されるのかどうか、福祉課長、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

令和 7 年度に子供自身の意見を反映したまちの子育て施策、南小国町子ども計画を策定予定です。こちらは昨年度策定しました第 3 期の南小国町子ども・子育て支援事業計画を包括する形で策定するものですが、何を追加するかと言いますと、こちらは子供自身の意見を計画に反映するというようにしております。

子供自身の意見を施策に反映する、なかなかイメージが付きづらいかと思うんですが、こちらは子供の将来の夢や地域の姿を、アンケートなり、対面なりで語っていただきまして、それを実現するための施策を検討することとしております。

例えば、ずっとこの町に住みたい、この町で結婚したい、もっと勉強がしたい、野球選手になりたいとか、いろんな仕事をやってみたいとか、さらに家の仕事を継いでみたいとか、そういったいろんな夢を語っていただきまして、それを分析しまして、こういった要望があるのかというところを、この計画の中に盛り込むことを検討しております。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

ある意味、大人が作った計画じゃないので、子供たちが望むものをどう実現するかという、非常に面白い取組かなと思います、私個人的にはですね。そのことを真剣に今後のまちづくりにも反映できて、その希望がかなえば、この町で生涯、結婚して出産・子育て、ずっと生活していきたいという子供たちが増えることを、非常に望むところであります。

あと、続けて、出生数の増加に向けて、今度は結婚支援について質問をさせていただきます。結婚するしないは自由選択ですが、結婚ができないという理由には対策が必要ではないかと思います。結婚に喜びや希望を感じられ、結婚の希望をかなえる環境整備に向けて、積極的な後押しが不可欠です。このことにより、婚姻数が増えて、出生数増加につながるものと思います。総合的な結婚支援の強化が必要ではないかと考えます。

また、事を同じくして、6月8日、熊日にクマリーの記事がございました。結婚支援の取組として、熊本市と近隣市町村が共同で熊本出会いサポートセンター、公的な相談窓口を開設されたものです。行政の結婚支援ということで、安心感を背景に登録者数が伸びて、年度内に成婚までたどりつく人がいるかもと期待を寄せられておりました。また、八代市においても同様の結婚サポートセンターを6月18日に開設すると、熊日新聞のほうで発表がされています。

そこで質問ですけど、町として結婚を希望する独身者の出会いを応援する結婚サポートを行う取組について、実施する考えがあるのか。また、今後、この結婚支援において、その役割をどこの部署・課が行っていくのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御答弁になるかは、ちょっと難しいところではあるんですが、熊本出会いサポートセンター、クマリーにつきましては、現在が熊本市と12の近隣市町村のほうで成り立っている事業になっております。阿蘇郡市内幾つか一緒にされているところにお聞きしてみたりとかはしているんですが、実際、今、現

時点ですることのできたときは、できれば町の健康教室だったりとか、栄養教室だったりとか、そういったところから若い世代の方の交流もつくっていくことができたかと、まず考えております。

こちらのクマリーにつきましては、今後また他の部局とも御相談させていただきながら、検討をさせていただくという形を取らせていただけたらと思っております。以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 補足を含めて説明をさせていただければと思います。

そのクマリーは、私も新聞では拝見させていただきましたけれども、やはり単独の町村でというのは、多面的にやらなくちゃいけないのかなというふうには考えているところで、この前は阿蘇郡市の首長の中でも、そういったところが全体でやったほうがいいかもねというような感じの話は出ていたのは出ておりました。特に、今度新しくなられた阿蘇市長だったりとか、そういったところはそういうふうな広域でやれないでしょうかみたいな感じの御意見ももちろんありました。

しかし一方で、そうやって広域でやることによって、こちらのほうから向こうに行ってしまうというような可能性もあったりとか、そういったところも考えなくてはいけないなというところもありますので、そういったところは非常に悩ましい部分でありますので、そういったクマリーだったりとか、そういったところがどのような形でやっていらっしゃるのかといったところは、すみません、私自身がその事業の内容といったところは把握しておりませんので、そういったところの情報を集めたいというふうに思いますし、今はマッチングアプリだったりとか、そういったところの出会いといったところもあるのかなというふうに思っておりますので、そういった場の提供というものをどうやって作っていくのか、そこは今後また担当課、関係課と協議しなければならないなというふうに思います。

先ほど、町民課長のほうが申し上げましたが、以前は農林課が中心になって、農業委員会を主体とした婚活事業というものをやらせていただきました。私も商工会青年部として主催者の一部に加わってやっていたんですけれども、そのとき感じたのは、女性のほうはまず集まります、外から。基本的にはこちらのほうに住んでいただくということが前提でしたので、男性を地元で募集するんですけど、男性のほうが集まらなくて、そこが非常に悩ましい部分でございました。

私が先ほど答弁で申し上げたように、婚活というか、結婚という言葉をあまり表に出すと、非常にハードルが上がってしまうのかなというのは、正直感じているところでございまして、そうすると異業種交流会みたいな、そんな漢字を並べなくていいんですけれども、何かもっと気軽に参加できる場を作っていくということが必

要なのかなというふうに、現在考えております。

特に今、外国人の方も多うございますし、そこで少しでも南小国に定着していただくといった意味でも、まずは出会う場をつくること、そしてそこで友達ができる、それが交際に発展するかは別にして、その友達ができることによって、また南小国の定着率というのも高まる一つのきっかけになるのではないかなというふうに感じているところでございますので、そこを今後やっていければというふうに思っております。

そこで、どの部署がとか、どこかの団体をお願いするのかというところは、ちょっと考えなくてはいけないんですけども、現在、子育て支援のプロジェクトチームとかもございますので、そういったところと話をしながら、そういった交流の機会というものを、まず一つ作ればいいかなというふうに、現在考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

この質問は、令和2年のときに以前やっているんですね。この出会いの場、婚活イベントが単発的にやられていたので、しっかりやりませんかというお願いをした記憶がありますし、議事録を見ると言っているんですけど、そのとき町長は、婚姻・結婚につながる婚活イベント等の実施をやりたいと。例えばSMOが主催して、気軽に参加できるイベントを、今答弁があったような感じで、やりたいというふうに言われているんですよ。実際、それがされていないよということで、じゃあどうするんですか、国もこども家庭庁において、地域の少子化対策として結婚支援という事業を補助しますよというところで動いておられる。なおかつ、クマリーですとか、八代市なんかがそういうふうな形でマッチングできるような場をつくっているというところですよ。

話の流れから言えば、南小国もこのクマリーに登録したらどうかというふうな提案もさせてもらおうと思っていたんですけども、ただそういう意気込みが感じられなければ、もう別にいいですたいという話になってくるので、ただそうなってくると、本当、子供は少なくなりますよと。今、手を打たないと駄目じゃないですかというお願いをしているところです。我々はもうあと何年かすれば死んでしまうかも知れませんが、残された、今からこの南小国町を担っていく子たちが、人口減少すると自治体としての力もなくなってくるし、町としての魅力もなくなってくるので、早く手を打ちましょうというところが、僕のお願い事の一つです。

若い方に話を聞けば、やっぱり出会いの場がないというのは、実際言われていま

す。仕事が忙しくて、余暇をそういうところに充てる時間がない。いわゆる疲労回復のために休日は使わないといけない。また、そういうふうどこに行けば会えるのかということも、なかなか町の中ではないというようなことを言われるので、そういう結婚を考えられる相手との出会いの場づくり、機会づくり、あとはもう多様なイベントとか、独身者向けの婚活セミナーですとか、結婚支援センターの設置、いろんなことを考えて、相談体制を構築していったらどうかというふうに思うところでは。

やはり少子化は、日本国の問題ではありますけど、20代のうちに初婚を迎えてもらって、婚姻数を増やす取組を進めていく必要があるんじゃないかなと。どうしても晩婚化になると、もう出産が難しい方たちが出てきますので、なるべく若いうちに、そういう結婚、婚姻というものを考えていただくような取組を、ぜひ行政としてもやっていただきたいというのがお願いでございます。

もう一つ、その一方で結婚はするしないは、もう自由選択ですので、ただそんな中で結婚・出産から遠ざかる若い方もおられるのも事実かと思います。かつては結婚して家庭を築くというのが一般的ではございましたけれども、現在では性別問わず、キャリアを築きながら生活する人も増えているのも事実です。結婚や育児以外の選択肢を重視して、自分の時間を大切にする若者も増えています。

一人でも充実した生活が送れるような社会になったため、また価値観の変化により、未婚化・晩婚化が進んでいる状況かというふうには思いますけれども、結婚・出産・育児に関しては、経済的負担が伴います。大きな支出に不安がありながら、踏み切れない若者もいるというのも事実かと思っております。

そこで、今度は結婚への経済的支援ということについて質問させていただきます。熊本県下25自治体では、結婚新生活支援事業がもう既に実施されております。こども家庭庁の交付金措置のある事業だと思います。新婚世帯に対して、住宅取得費用または住宅賃借費用及び引っ越し費用に係る支援を行うものです。条件や上限がありますけれども、最大60万円が支給される支援事業かと思います。こども家庭庁の結婚新生活支援事業補助率3分の2、若しくは2分の1というような事業でございます。こういう事業が進められておるんですけれども、この事業、本町では取組をしないのでしょうか。

それと、また以前もお話をしましたけれども、結婚祝い金・応援金制度みたいな、他の自治体、少数ではありましたが、ちょっと調べたらありましたけれども、そういう取組はされないのか。

それともう1点、結婚・妊娠・子育てを応援するという取組の中の、若年既婚者向けに対して、住民税等の税制優遇措置というのも考えられるんじゃないかなと思

います。結婚されて一定期間、税を優遇するだとか、若しくは出産の後1年間ぐらい、町民税を無税にするだとか免税にするだとか、そういう取組というのもあっていいのではないかと思いますけれども、併せてその経済的支援について、町のほうで取り組むお考えがあるのかなのか御意見を聞かせてください。お願いします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問、ありがとうございます。

結婚に関する支援だったり、お祝い金だったりという部分につきましては、町長の答弁にもございましたが、今後は南小国町らしい独自の子育て支援策という観点から、現在、検討はいたしております。ただ、現時点ではまだ実現には至っていない現状になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） まず、国の施策のほうからなんですけれども、そういったところの、すみません、私のほうもそこは把握しておりませんで、そういった補助があるのであれば、そういったところも活用しながら、またかつ町のほうで上乘せするとか、そういったところも考えられるのかなというふうに思っております。

あと、結婚祝い金だったりとか、そういったところは今は考えてはなかった部分ではあるんですけれども、どちらかといえば、今、子育てプロジェクトの中で考えていたのが、出産前からそういった子供が成長していくに連れて、その節目節目というのはやっぱりお金がかかるよねというところがありましたので、そちらを中心に考えていた部分がありましたので、その結婚のところの部分に関しては、ちょっと考えが至っていない部分が正直ございます。

例えば、出産であるならば、出産の前からどうしても産婦人科という部分が、どうしても町外に行かなくてはいけないとか、そういったところがございましたので、そういったところは例えば宿泊費用だったりとか、そういったところをサポートできるといいのではないかと、そういったところで現在検討をしていたところございました。今回の御意見をいただきながら、またそういった結婚に対する祝金だったりとか、そういった国の制度も含めて、こちらのほうでも協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。

子育て支援の部分においては、非常に広く手厚くなってきているかなとは思いますが、それはもう現在生まれている子供に対してだけです。その以前の結婚という、婚姻というところをどうしても実現させて数を増やさないと、子供の

数というのは絶対増えてこない部分になりますので、ここが抜け落ちると全体的な子育て支援、広い意味では子育て支援なのかも知れませんが、ピンポイントで言えば、この結婚支援というものが一番大事な部分じゃないかなというふうに、この少子化の対応において言えば、私はそう思っているところです。

東京都青梅市のほうで事例というか、お祝い金の制度がありましたので、紹介させていただきます。お祝い金として2万2,000円です、結婚お祝い金。ただ、加算金がありまして、応援金というのがあります。若者応援加算、仮にお二人が29歳以下でしたら30万円というのがあります。また、再婚される方、いわゆる子供がおられる方に関しては子育て応援金ということで、15歳以下の子がおられる場合は1人につき10万円というような手当をされております。最大で50万円お出しするそうです。こういう取組もありますので、やっぱり結婚をしたいという方を応援する制度というのはぜひ必要ではないかなと思います。

町を離れた若者や移住者が、この町で本気で結婚や妊娠・出産・子育てを考えていただいて、この町で家庭をもち、家族を増やしていただきたいというような、独自の取組をぜひお願いしたいと思います。今からでも遅くはないと思いますので、今、対策を講じていただきたいと思います。

あと、提案一つの中で子育て支援の施策というか取組として、移動販売車が今年から週3日しか稼働しておりません。この稼働と、利活用を進める上において、妊娠期の方がおられるところ、若しくは出産初期でなかなか外出が難しいような方のところに出向いていただいて、もうピンポイントで買物支援をするというのも、子育て支援の一助になるのではないかと思いますので、これは農林課長、ぜひ検討していただきたいと思います。

少子化に歯止めがかからない状態が続いております。現状の数値的なものを見れば、生涯未婚率というのは上昇して、男性は5人に1人、女性では10人に1人が50歳時点でも未婚であります。また、平均初婚年齢も、男性初婚年齢と女性の第1子出産年齢が30歳を超えている状況でございます。やはり若い世代の方が交際機会の創出や、若い年齢での結婚を支援するような施策の充実を考えていく必要があると思います。

また、後ほど1番議員のほうからも質問されると思いますが、人口減少の歯止め策として安定した雇用というのも間違いなく重要なことです。そのことも結婚への意欲につながるものだと、私も考えます。ぜひ若者が経済的不安を感じず毎日を過ごせるという土台を作っていただいて、真の少子化対策につなげていただきたいと思います。

今後の町の取組を期待しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

ざいました。

○議長（井上則臣君） これにて、3番、佐藤毅議員の一般質問を終了します。

続きまして、8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 8番、穴井です。よろしくお願いします。

まず冒頭に、ちょっとお断りをしたいと思います。質問事項では、環境型農業の取組をとということでしたが、質問の内容においては循環型農業ということを使っておりましたので、どちらも併せて進めていけたらということですので、そのところを御理解いただきたいと思います。と思っています。

町の農業も従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増大など、多くの課題を抱えている現状ではありますが、町の農業の方向性を示していく、こういうことが必要ではないだろうか。一つの作物をブランド化していくというのは非常に難しいところがあります。小国郷においては、大根、キュウリ、ホウレンソウ、これは夏秋野菜として九州の中でもすごくブランド化しているところでもあります。しかし、第1回の3月議会においてあきげしきをブランド化していくということがありましたが、なかなか食味ランキングにもまだノミネートされていない。熊本県では森のくまさん、これは23年度で特A、しかし24年度はランクが下がってAに落ちたところではありますが、なかなか一つの品物をブランド化していくというのは非常に難しいところがあると思います。

しかし、町の農業の在り方というか、取り組み方をブランド化していくということは、やり方次第ではできるんじゃないかなと。循環型農業などは、環境への負荷を軽減し、資源の再利用などを持続可能な農業を目指す取組で、中には既に行われている面もあるとは思いますが、そういうことをもうちょっと強固なものにして、町の農業の進むべき在り方として考えていくことができないか伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8番、穴井議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、現在、本町の農業は従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加といった多くの課題を抱えており、今後の方向性をしっかりと示していく必要があると認識しております。

農業において、1つの作物をブランド化していくことは、気候条件や生産体制の安定、継続的な販路確保など、多くのハードルが伴い、容易なことではありません。しかしながら、町としての農業の在り方や考え方そのものをブランド化していくという視点については、大変有意義であり、今後の農政の柱の一つになり得るものと考えております。

昨年度は、その一環として家庭菜園や小規模農業で実践されることが多く、環境

にやさしい農業の一つとされる菌ちゃん農法の講習会を開催し、およそ180名の方に御参加いただきました。参加者からは、前向きな声もいただいております、実際に町内で取組を始めているというお話も幾つか耳にするようになってきております。

町内には、菌ちゃん農法で重要とされる畝づくり屋さんの認定を受けた農業者もおられ、農を通じた人と人とのつながり、地域との関係性の再構築といった新たな動きも芽生えつつあると感じております。生産者の増を見込み、現在、きよらカアサにて菌ちゃん農法で育てられた野菜を、きよら農業の野菜などとして専用コーナーを設けて販売することについて、関係者と協議を行っているところでございます。

一方で、循環型農業をより強固なものとして町全体に広げていくためには、一定の技術習得や日々の手間、初期投資といった負担が伴います。特に高齢の農業者にとっては、新たな農法への移行が簡単ではない現実もあり、こうした点については、丁寧な支援と段階的な導入が必要であると考えております。町といたしましても、農業を取り巻く社会的な課題を見据えつつも、農業を生業とする方々にとっても、無理のない形で実践が広がっていくよう、今後も段階的・持続的な取組を進め、町の農業の方向性を共有、発信していくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

大体私と考えが同じようなところではあると思いますが、農業の形態として以前から有機農業という言葉が使われてきたわけですけど、昔の旧庁舎にも確か大きい垂れ幕に「有機農業宣言のまち」という垂れ幕があったと思います。

有機農業というのは、化学肥料や農薬を原則使わない環境に配慮した栽培方法で、土壌環境や生物多様性など、農業の生態系を守ることを目的とした農業のやり方です。日本でも有機農業の推進に関わる法律が平成19年だったと思うんですけど、制定されて、有機JASマークが付与され、農産物や食品が市場に流通しているところでもあります。近年では、上益城郡山都町、ここが有機農業のまちということ打ち出して、最近話題になっているところでもあります。有機農業をやりたいということで、移住者もかなり増えてきているということです。町内でも、梅木正一君、彼が有機農法でお米を作っているところでもあります。世界的にも有機農法の面積、市場ともに、ここ10年で倍増しているという数字も出ているそうです。

そういうことで、私も当初、今回の一般質問も有機農業の推進をということをしように考えておりましたが、いろいろ考えてみると、非常にハードルが高すぎるんじゃないかということで、循環型、環境保全型の農業ということで取り上げさせていただいたところですが、なぜかという、近年、稲作においては増加するヒエ対

策といいますか、これに皆さん非常に苦慮しているところです。どうしても農薬に頼らざるを得ない。また、野菜栽培においても、温暖化により病害虫の対策がどうしても無農薬では難しいというところがあります。現状を考えると、非常に完全有機栽培というのは難しい。そこで、有機農業を前提とした環境保全型農業や循環型農業、こっちのほうが非常に取り組みやすいのではないかなと、そういうことを考えたところです。

環境保全型農業というのは、地球温暖化防止や生物多様性の維持にフォーカスというか、などを目的とした場合、循環型農業というのは農薬の利用や環境負荷を抑えつつ、資源の循環性を目的とした農法、このような農業形態を町の方向性として確立していくことを今回提案したい、そのように思います。

その1つとして、コンポストの取組はどうだろうかと思います。コンポストは、家庭から出る生ごみであったり、野菜くずであったり、そういうものを堆肥にするやり方ですが、昔は家庭菜園に溝を掘り、野菜くずとか生ごみを埋めて堆肥としていたのを思い出します。現在では、化学肥料や農薬を使い、効率性を重視した作り方へとだんだん変わっていったところでもあります。しかし、近年では市町村でもコンポスト事業が始まり、循環型社会への取組として再注目され、各地に広がっているところもあるそうです。

しかし、このような取組方は農業者だけでなく、町全体で取り組むことが重要ではないかなと。町の中に多くの、コンポストは容器が要りますので、コンポスターという容器がたくさんあることで、この町を訪れる観光客やいろんな訪れた人が、この町はこういう循環型社会、また循環型農業をやっているんだということをアピールできることもあるんじゃないかなと思います。

こういう取組は、黒川温泉あたりでもいろんな食材の廃材だったり、残りだったり、そういうところもありますので、町全体でそういうのに取り組んで、堆肥をたくさん作り、それを利用した農業の体系ができればいいかなと思うんですけど、それにはコンポスター、容器が要りますので、こういうのを町で買っていて、希望者に貸与するとか、そういうことをできたら非常にいいなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

生ごみ、そういったところの利活用というか、そういったところに関して、やっぱりそのままごみで出すというのは非常にもったいないというようなところもあり、黒川のほうでは旅館有志で集まって、そういった生ごみを集めて、それを堆肥化するというようなことをやられ、攪拌が非常に大変だったというようなお話は聞

いておりますけれども、そういったところから、またそれを畑にその肥料をまいて野菜を作るというようなことをやっていらっしゃいました。

そういった意味では、やはり議員がおっしゃられている循環というのは、私も非常に大切なことであるというふうに思っております、やはり今、日本が非常に大変になっているというのは、どうしても海外に依存しなければならないものがあつたりとか、そういうものがあまりにも多すぎて、急に円安になってきたりとかしたら、その飼料でも何でもそうなんですけれども、高騰しすぎて、それで経営が破綻してしまうような状況になってしまっている、物価が高騰してしまっているような状況になっているということになっております。ですので、やはり地元でそういったところを供給できる仕組みというのは非常に大切じゃないかなというふうに、私自身も考えておまして、いきなりそのコンポストの機械自体が、多分大型なものから小型の家庭用までであろうかというふうには思いますけれども、まずは何か実証的にでもまずやってみながら、コンポスト自体はこういう仕組みなんですよというのをまず知っていただくことも必要なのかなというふうには思っておりますので、そういった実証的な取組をまずできればなというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

コンポストというのは、いろんな種類、大きさがあって、設置型だったり、回転式だったり、中には段ボールで作っているというところもあるそうです。そういうことで、こういう取組ができたらいいなと思うんですけど、有機野菜というか、コンポスト、そういう肥料を使った食べ物、以前、作本剛さん、お父さん、息子さんとお母さんがこっちに移住して、今住んでおられますけど、年末になると必ず大きいニンジンと大きいネギと大きいキャベツを、毎年年末にいただいて、その味が忘れられないというか、キャベツはもう柔らかくてみずみずしいキャベツ、ネギも柔らかくて甘い、ニンジンも本当に大きいけど柔らかくて甘い、本当の有機栽培で作った野菜だったんだろうなとつくづく思っているところです。そういう品物ができたらいいなと、日々、うちの家内も家庭菜園をやっていますが、そういうところで努力しているところであります。

次に、農業と環境の共生という観点から、コンポストと同じことでありますが、農地に有機物を投入することで土壌微生物を活性化し、化学肥料の使用を軽減し、作物の増収を図るということで、これは畜産だったら年間放牧だったり、水田だったり、刈った稲わらをそのまま田んぼに入れるとか、家畜の牛糞を田んぼに入れる。それから、緑肥ですね。最近見ませんけど、レンゲだったり、エアリーベッチとかマメ科の植物を緑肥として使う。これは以前からやっておられるんですけれども、

こういうことを町全体でやっていったら、非常にいいかなと。畑作においても、米ぬかだったり、もみ殻、堆肥、落ち葉、以前、私がキュウリを作っているときは、カヤを切り込んで作っていました。

また、そのほかに竹の粉碎したものが非常に良質の堆肥になるということが、これは菊池農業高校、私の母校ですけど、最近、ちょくちょく出ますが、竹林の整備を兼ねて、またコンポストに混ぜることで、早期の堆肥化を促すことができると。水分調整もできていくということで、竹の粉碎を利用するやり方をやっているらしいです。なるほどなど、これも非常に竹林が荒れて、非常に道路の上までおおいかわさっている竹林だったり、そういうところが非常に多くなっているので、竹の粉碎ができるような粉碎機を町で購入していただいて、また住民に貸出しとか、そういうのをしていただけたらありがたいなと。大型の粉碎機だと、ウッドチップーといいますが、そういうのになると200万円から300万円ぐらいする。個人で買うというのは、非常に難しいんですけど、こういう機械があります。

林野庁の林業木材産業循環成長対策交付金というのがあって、これは自治体とか組合が対象なんですけど、林業木材生産基盤強化対策の一環として、竹林の改良であったり、作業道整備、それからチップーであったり、竹割機、竹紛製造機、こういうのを購入するに当たっては、対象経費の2分の1の金額が交付されるということもあります。こういう機械があって、ただではなくてリースでもしていただけると、町民の方は非常に助かるんじゃないかなと。竹林を倒してしまうと、その片付けだったり、そういうのに非常に苦労するわけですけど、もう粉にしてしまっ、堆肥に使っていけば、非常に一朝一夕じゃないかなと、こういうことを思うわけですが、こういうのはいかがですか。こういう取組、竹を自走式の機械ですけど、町のほうで購入していただいて、みんなに貸し出していただけたら非常にありがたいなと思うんですけど。課長、どうですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御提案、ありがとうございます。

申し訳ありません。ちょっと恥ずかしい話ですが、私とその機械とかの話、補助事業の話は、ちょっと私が初めて聞いたところもございますので、少し課内のほうに持ち帰りまして、町長も踏まえたところで協議させていただけたらと思いますので、その上でちょっと検討してみたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

竹林の荒廃というのは、本当非常に、私も景観として見ていて、非常に何か荒れているなというところを感じておりますので、そういったところを例えば黒川だっ

たら、ああいった湯あかりだったりとか、そういったところで竹を使いながら、竹林の整備も一緒に兼ねていらっしゃるとか、そういう話も聞きますし、うちの近所でも竹山を整備して、それをチップにしたりとか、そういった機械を個人的に所有されている方もいらっしゃいます。ですので、そこは補助金を活用しながら購入するとか、多分そういった、議員からの御提案だとは思いますが、そういった補助制度だったりとか、所有するんだったら、ちょっと町自体が持っていたり、なかなか整備とかそういったところも難しいかというふうには思いますので、そういったところも踏まえて、また情報もいただきながら、こちらのほうでまた一緒にいろいろと協議させていただければというふうには思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。

確かに竹林は非常に荒れているのでありますが、話は変わるんですけど、林野庁の補助金、交付金の中には、竹林整備に対する助成金、間引きだったら10アール当たり、確か7万円ぐらい、伐採だったら、確か14万円とか、そういう補助金もあるそうです。この粉碎機のことを調べていたら、そういうことがあったので、ああこういうのは利用するべきだなと思ったところですが、ぜひこういう、本当町が持つというのも大変だから、本来、公社とかそういうところがあれば、そういうところが持って、やっていただくと非常にありがたいなと思うんですけど、こういう取組をするということ自体が循環型農業であったり、環境保全型農業に非常につながっていくんだらうと。それをどんどんやっていくことによって、町の農業の在り方、ブランド化として成り立っていくんじゃないかなと、そのように感じます。

環境保全型農業であったり、循環型農業というのは、町はもちろんのこと、やっぱり農業者以外、住民の方全体がそういうことに向かって取り組んでいただくと非常にありがたいし、そういうことでこの町の農業をブランド化していくということは非常に大事ではないかなと思います。

冒頭に申し上げたように、農業には待ったなしの課題も数多くあるわけですけど、そういう目指すべき農業というのも同時進行で、町の農業の方向性を考えていくこと、これが一番じゃないかなと。そういうことで、この町の第一次産業が反映していくことを願ひまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） はい。ありがとうございました。これにて、8番、穴井則之議員の一般質問を終了します。

休憩に入ります。1時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時05分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

一般質問を行います。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 6番、後藤です。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

町の水は大丈夫ですか。

まず冒頭に、平素から上下水道の維持管理は、町民の健康と生命、そして生活を守るために、日夜頑張っていただいている建設課の担当の職員の皆さん方に御礼を申し上げたいと思います。

現在、私たちが利用している生活用水は大丈夫でしょうか。南小国町は筑後川の源流として、水資源の社会的責任も含め、安全性とおいしさを求められているかと思っています。安全性を求めるために、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目です。水質検査、これは現在報道されている分解されず、長期に残留するため、永遠の化学物質と呼ばれる有機フッ素化合物PFASです。近年、どこでも水道水や地下水で汚染の広がりが明らかになり、健康への懸念が高まっているかと思っています。

2点目に、これらの対策といたしまして、不法投棄を許さない監視体制の強化は、官民一体と地域が連携してパトロールをすべきではないでしょうか。

そして、3点目に、町民が水を大切に川を守るマナーを行政として取り組んでいただけたらどうかと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6番議員の御質問にお答えをいたします。

あと、私の答弁は、基本的に河川関係の答弁になっておりますので、もし御質問があるときは、後ほどの質疑でお答えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

南小国町は、筑後川の源流域に位置しており、豊富な水資源と美しい自然に恵まれております。この豊かな自然を未来へとつないでいくためには、官民一体となり、また観光客の皆さんにも協力していただきながら、しっかりと環境保全を行っていく必要があると思っております。

河川の水質検査につきましては、年2回、8か所で行っておりますが、環境保全基準を満たしております。しかし、今後さらに効果的なものとなるように、採水の時期や場所につきましては、現在検討中でございます。

不法投棄防止につきましては、パトロール調査を行い、防止看板を設置するなど、その対策について、都度対応させていただいております。道路清掃ボランティア活動を実施していただく団体も、年間約20件以上あり、町民課窓口での廃棄物処理手数料減免申請の際に情報提供をいただいております。また、庁舎内の連携はもちろんのこと、隣接する阿蘇市、産山村、小国町とも、お互いに情報交換を行っております。

また、3月にはサントリーとのペットボトル水平リサイクルに関する協定を締結しました。これは、今までペットボトル以外の製品にもリサイクルされていた使用済みペットボトルを、全て新しいペットボトルの材料としてリサイクルする取組です。今後は、さらに環境保全に関する広報周知を工夫していくと同時に、水資源を未来へとつないでいくために、次の世代を担う子供たちに水の大切さを伝える水育についても、サントリーと一緒にやっていく予定であります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

ただ今、町長から詳細に御説明いただきました。

安全面におきましては、現在の当町の水ということにつきまして、いろいろな水質の面におきましては、クリアされているかなと思います。ただ、不法投棄のパトロール、こういうのはどこでいつ行われるかということは、特に山間地が広いわけで、当然、山の中とか、人が行かないところなんかは不法で投棄されたものというのは、長年する中で水によって化学変化を起こして水質が汚染されて、しかもそれが先ほども申し上げましたように、PFASに出てくるような物質であれば、汚染をされていくという懸念があるわけでありまして、官民挙げて、とにかく常に水というのは毎日使うという類のものですので、安全性が一番担保されていなければ、健康を害するということであろうかと思えます。だから、なかなか目に見えないという面もあろうかと思うんですけれども、これはもう本当に町長が最後のほうに言われたように、広報で周知及び水育ですかね、水を大切にしていこうという、水の教育、水育等も図りながら、やっぱり子供のときからとか、いろいろ教育効果が一番大切かなという感じもいたします。

それで、日本の環境政策は、深刻な健康被害が出てからでは遅いというか、過去の水俣病、熊本県の水俣市で起こった水俣病等の公害問題のように、手遅れになる

のではないかと考えるわけです。そういうことで、観光と農業にきよらの郷の水を町の顔として加えていただけるとありがたいかなと思いますし、現在、筑後川新聞が年間ずっと自治会を通じて、町民全員に広報活動がされておりますけれども、とてもこういう活動はなかなか私たち町民としてはありがたいなという気持ちでありますので、今申し上げたきよらの郷の水というのをもっと町の顔になるように加えていけるような、そういう施策をされたらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） きよらの郷ということで、この川をメインに出している。

○6番（後藤六男君） 結局、きよらの郷というネーミングがあるだけ、そしてこの水は筑後川の源流というタイトルもあるわけで、私も個人事ではあるんですけども、今もう米は作っていないんですが、米を作っているときに、源流米とかいう名前できよらカサとかで販売したいという気持ちもあったりしたわけで、やっぱりこの新鮮な水で作っている米、そして野菜というようなところで、やっぱりもっと、せっかくこのすばらしい水をアピールするというのはとても大事ではないかと思います。そういう面も含めて、現在、観光と農業ですけれども、もう一つプラスして、きよらの水という形でしていくと、もっともっと広がりができるのではないかという感じでありますので、一つの参考として、今すぐ回答は求めませんが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 最終的な回答という形になるわけではないんですけども、まず今回の質問を受けた上において、私たち執行部におきましては、河川の水質を筑後川の源流域として、下流部となる都市部への環境配慮、先ほどの質問の中にもありました源流域としての社会的責任というところを踏まえて、河川の部分での回答をさせていただきました。

そういった中で、多分水道の部分も関係があり、かつ下水道部分も関係があるのかなという気持ちもあったんですけども、答弁の中にはちょっとそこは控えさせていただきます。

そういった中で、御指摘のとおり、筑後川の源流域として南小国町があるわけです。一方で、先ほど筑後川新聞という形でお話が出ましたが、毎年1回、筑後川の下流域を含めました、県をまたいだ福岡県、大分県、そういったところにおいての筑後川フェスティバルというのも毎年行われておりまして、本町の庁舎入り口においても、そういったPRだったりとか、そういったところも踏まえてやってきております。

そのきよらの水というか、結果的に南小国町の中で発生する水をいかにアピール

していくかということに関しましては、きよらの郷という形を目指していく中では、良い方法であるのかも知れません。ただ、そのPRかつ、もしかしたら販売といえますか、そういった可能性もあるのかも知れませんが、現状、公営企業会計という形になりまして、ある程度の採算性も見込んだ活動という部分もやっていかなければなりませんので、一つの提案として今の御意見をいただいて、今後の可能性という部分を見つけさせていただく。また、当然、町長のほうにもいろいろと御協議をさせてもらいながら、方向性を決めていくという形になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

今日の質問というのは、私、冒頭に申し上げた、特にPFAS、有機フッ素化合物、この汚染化学物質が汚染されていくということに対しての一番の危機感が、質問の一番の土台ではあるんですけども。

○議長（井上則臣君） 後藤議員。これは水道ですか、河川ですか、どっち。

○6番（後藤六男君） ごめんなさい。ちょっとそこところはあまり広げ過ぎて申し訳ない。

○議長（井上則臣君） だから、どっちかに絞ってほしいんです。

○6番（後藤六男君） 一番は水質、河川じゃなくて飲むほう、本当はですね。毎日の飲料水だから、食事とかに使う。その水をちゃんと安全をとということが一番のタイトルなんですけど、ちょっと範囲を広げすぎて、すみません。

筑後川の福岡までの、長さが全長143キロあるというこの筑後川だから、そこから辺のところというのは、南小国町のあれから見れば、ちょっと話が大きすぎる話になるわけで、社会的責任云々というのはそういうことであります。ただ、毎日生活していく、特に私たち町民が水の安全性ということについて、一番質問を今日にしたかったわけで、ちょっと範囲を広げて申し訳ありません。

だから、本田課長から今言われたように、水質は現在もずっとされていると思うんですけども、このPFAS検査についても、前回お話を私がお聞きしたとき、当町の水は大丈夫だということ saying いただいたと思うんですけど、ただこれがさっきの3点申し上げたように、継続的に、そして監視体制とか、いろいろな形でやっぱり安心して飲める、そしてそれが担保されないと、この水というのは使えないわけですね。

それで、私がこのPFAS問題を、やっぱり監視と、あともう一つはこれはちょっといろいろ調べたりした中において、欧米辺りではもうかなりPFASに対して

は警戒心というか、いろいろな形でやっているけど、日本国内はまだまだそういうのは不十分だと。ただ、報道されているように、もうやっぱり汚染されている地域もあるわけですし、これが山の中で、南小国は山間地でこういう心配は必要ないと言われればそれまでかも知れませんが、ただ、どこで不法投棄があったりして水質が汚濁するかというのは分からないわけですね。だから、常に検査をされているわけだと思うんです。だから、そここのところの監視体制というか、やっぱり水行政として、そこは常に気にかけられると思うんですね。そここのところを継続的に、しかもいろいろな形でPFASの害というのは、まだはっきりとは明確には出ていないというのは言われているけれども、一回体内に取り込まれたときには、相当な期間残留されるわけで、というふうに書いてあったのを文献を読んだから、そういう中ではやっぱりPFASの出るような形の不法投棄とかはさせないという、町が責任をもった形の、そういうものをやっぱりしっかり官民挙げてやっていくと。だから、冒頭に申し上げたように、それは川を大切にしていって、マナー教育とかも含めながら、そうすると水をやっぱり常に大事にしないといけないのではないかと、いうところら辺ですね。そういう意味合いがあって、今日の質問とさせていただいているわけですね。そういうことで、この水の大丈夫かという質問については、これで終わりにします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 質問ではないかと思いますが、ちょっと簡潔に述べさせていただきたいと思います。

まず、水道を供給するにおきましては、水道法におきます水質基準というのが、まずございます。御承知のとおり、上水については51項目検査、原水については40項目検査があります。その上で指標菌検査というものがございます。これは上流部に畜産関係とかがありますと、クリプトスポリジウムという菌が発生する可能性がありまして、現在、町水道のほうには塩素剤というものが、一般的にいわれる塩素がありますけれども、それでは死滅しない菌という形で、それも定められています。

一方で、御指摘のあった有機フッ素化合物につきましては、水質管理基準項目の中にはあるんですけれども、御存じのとおり、必ずやらなければならないというものではございません。しかしながら、産山村だったりとか、近隣市町村でそういったところが発生しまして、確か宇土のほうだったと思うんですが、そこら辺りで発生した際に、一時的にまずうちのほうで検査を行いました。

現状におきまして、有機フッ素化合物を総称する中で、代表的なものにPFOS、PFOAというものがございます。その合算値として1リットル当たり57ナノグ

ラム以下というのが基準として決まっております。毎年、令和7年4月だったと思いますけれども、そのフッ素化合物の検査結果も広報のほうには掲載をさせていただいたと思います。いずれも基準値以下というところで、今言いましたとおり、単位がナノグラムという値以下ですから、相当もう検査をやってもあるかないか分からないぐらいの、一般的にNDという値をよく言うんですが、私たちではですね。そういった値が出されています。

ただ、先ほど質疑の中にもありましたけれども、それが堆積したからといって、どういった体への影響が出るかどうかというのは不透明であり、かつ別の公的機関ではそれらの検査を公的に行って、それがどういうふうに体のほうに影響するかということも、今後いろいろと調べられていくのかなというところもありますし、基準値の見直し等も今後いろいろと出てくるかと思っています。

いずれにいたしましても、町としても一番当初に発生して以降、報道等で行われて以降、毎回、ただすみません、検査費用が1検体11万円程度かかります。1か所の採水だけでですね。それを今のところ、原水箇所全てにおいて行っておりますので、60万円以上の金額がかかっておりますので、年1回の検査にはなりますけれども、それは継続的に、定量的にやっていきたいというふうに思っております。

一方で、有機フッ素化合物の発生源としては、一般的に、すみません、ちょっとはっきりした年代は今覚えていないんですけれども、使用が禁止された際の材料が原因で、その電子的な洗浄といいますか、そういったものが発生して地中に堆積し、それが溶解されずに流れていく、それが水道水中に含まれて出てしまったというようなケースになるものですから、近隣でいけば確かに不法投棄の中で発生したというところもあるんですけれども、非常に南小国町においては、現状のところでは発生する可能性は少ないというふうに思っておりますけれども、先ほど御指摘のあったとおり、やはり安全性を高めるためには、新たな新規水源も含めて継続的に検査をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 漁協も頑張っておりますので、一つよろしく願いいたします。

では、次の質問のほうでよろしいですか。お願いいたします。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

2点目にまいります。登下校時の小中高生の安全確保をどうしますか。登下校時の小中高生の安全が突如として奪われる社会、誰もが疑わずに想像しなかった事件が全国ニュースとして報道される日本に心を痛めるのは私だけではないと思います。突然、登下校時の小中学生の列に不審車両などが突っ込んできた事故は、記憶に新しいと思います。当町では、現在のところ、幸いにもこのような事故・事件は起こ

っていないが、関係者だけでなく、町民全体として、防犯危機意識の高揚を図る取組をされると、安全・安心の一助になるかと思います。この対策について、お尋ねしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6 番議員の御質問にお答えをいたします。

子供たちの通学途中の交通事故につきましては、全国で本当に悲しいニュースが続いております。このような中、町の宝である子供たちの安全を守るために、平成 27 年 12 月に南小国町通学路交通安全プログラムを策定し、各小中学校教職員、PTA、教育委員会、小国警察署、道路管理者、町の防犯担当課により構成された通学路安全推進協議会により、関係機関が連携して子供たちが安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っているところです。

通学路安全推進協議会では、毎年、関係機関による合同点検において危険箇所等を確認し、その後、ハード面・ソフト面などの具体的な安全確保に向けての方策等について意見交換を行い、対策の実施や見直し等を行いながら、安全・安心な通学路に向けて取り組んでおります。

また、各小中学校では、交通安全教室を実施したり、入学式等における安全グッズの提供、特に黄色の安全ベストについては、着用を徹底したり、地域の方々と協力した登下校時の交通指導も行っているところです。

防犯面につきましても、小国署とは危険人物が町内に侵入・潜伏しているなど、緊急に周知すべき事案が発生した場合の対応を協議し、町内放送の利用手続などの確認を行っておりますので、今後もより正確かつ迅速な防犯情報伝達手段の検討を行っていくとともに、その後の地域での情報共有体制の確立を図ってまいります。

子供たちの安全を守るための取組には、各種関係団体とも密な連携が非常に重要となりますので、今後も警察、各小中学校はもとより、PTA、地元自治会、きよらパトロール隊、各駐在所連絡協議会などと共同し、町全体で子供たちを見守る雰囲気醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 6 番、後藤六男議員。

○6 番（後藤六男君） はい。ありがとうございます。

町長から詳細にわたって御答弁いただいて、ありがとうございます。

現在、この小国郷で過去、小中高生の重大な交通事故というのはまだ起こっていないということでもありますけれども、小国署に確認をしましたところ、令和 4 年におきましては、中学生が自転車で接触事故があったと。それから、高校生も同じく自転車で 1 件、車との衝突ですけれども、接触事故で終わったということですね。

どちらも物損でありました。それから、翌年の令和5年につきましては、高校生が原付で走行していたところ、車が中央線を突破して、原付のほうが悪いわけですが、物損で終わったということもあっております。そして、翌年の去年ですが、令和6年においては車と自転車、これは車のほうが高校生で、だから免許を取って間がなかったんだと思うんですけど、交差点で左折をするときに自転車と衝突して、自転車の一般の社会人の人にケガを負わせたという、以上の4件の事故があったということを、そういう話を聞いてまいりました。

だから、今回この質問の趣旨と申し上げるのは、冒頭に申し上げたように、故意に走行中に車のほうが、それは小学生だったと思うんですけども、後方からずっと小学生の列に入っていって、ケガを負わせたということはもう皆さん御存じかと思いますが、こういう故意にやる事故については、普通の交通事故ではないとは思うんですね。だけど、そうかと言いまして、こういうのに対策というのはどうしたらいいんだろうということは、私も自分なりに考えてみたんですけども、この不可抗力というか、故意にやられる場合というのは、もう本当、ほかの様々な事件と同じで、防ぎようがないと思うんですけど、何とかして子供たち、先ほど子供の少ない少子化の中で、せっかく子供たちが登下校中とかに、やっぱり事故に遭わないという体制をどうして取り組めばいいかというのは、私は自分なりに若干考えたんですが、登校班においては、仮に10人いた場合、班長さんになる人は小学校6年生の子供さんか、5年生の子供さんが一番最前列で、そして今度は一番後ろは副班長さんが同じ6年生か5年生の方がおると思うんですけども、歩行中にどうしたらいいかなというのを、自分なりに私が考えたというのは、帽子がありますよね、黄色い帽子かな。その帽子に、ちょっと今日作ってこなかったんですけども、車なんかだったらサイドミラーが横に付いているわけですよ、車だったら。ところが、今私が言っているのは、この帽子の横にミラーみたいな物を出して、このキャップにはめておいて、歩行中に見える状態というか、そういうのも後方からも近づいた車とかに対しても分かるのではないかなというような感じの、ちょっとお分かりいただいたかなと思うんですが、何らかの形の対策というのをやっぱり検討するべきではないかということですね。今の私の登校中の帽子にミラーみたいなキャップにしたのを付けてみるという、そういう一つの案ですけども、そういうのはどうでしょうかというのが一つ。

それから、全国で、過去5年間、歩行中の事故で亡くなったり重傷を負ったりした小学生は、全国で1,875人、そしてこの4割近くが登下校中に起こったといわれております。そういうことで、町内3小学校1中学校の通学路の点検というか、そういう観点から点検をされておるかと思しますので、危険箇所等もその対策とか、

どのようにされているかお尋ねしたいと思います。それでは、教育委員会の事務局長さんのほうにお聞きしてよろしいですかね。お願いします。

○議長（井上則臣君） 危険箇所の点検をどうしているかということですね。志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 先ほど質問のありました通学路の点検の仕方についてなんですけれども、こちらについては先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、南小国町には南小国町通学路交通安全プログラムに沿いまして、通学路安全推進協議会というものがございます。こちらの中には、先ほど町長からも申し上げた、学校職員、PTA、教育委員会、小国警察署も、道路管理者、町の防犯担当が構成員としておりますけれども、毎年1回程度点検を、合同点検といいまして、合同点検を行いまして、学校から挙げられました通学路の危険箇所、こちらについて点検を行っております。この合同点検で、危険箇所を確認した後に、この推進協議会におきまして、こういった対策が可能かということ、ハード面とソフト面で協議いたします。

ハード面、例えば横断歩道の位置がちょっと後ろなんじゃないとか、路側帯が薄いんじゃないとか、そういったところについては道路管理者がハード面として対策を行う。こちらにつきましては、毎年、対策一覧表というものをホームページで公表しておりますので、学校ごとの対策一覧表、それから学校ごとの地図の中に危険箇所、こういった危険箇所がこういうところにあります。このことについては、この年度に対策をしていく予定というところで、毎年公表しているところです。

ハード面については、後でもしかすると建設課長のほうから詳しく、道路管理者としての話があるかも知れませんが、こういったところでハード面では対策一覧、対策を行っております。

また、先ほどこういった形で故意とかがある場合に、こういったところで子供たちに危険なく通学ができるかというところを、議員も悩んでいらっしゃるというところなんです、こちらについてはソフト面的な対応が必要だということで、今現在は例えば地域の方々と、地域の見守り事業で各学校に見守りをしていただける方がいらっしゃいまして、登下校について一緒に同行していただくとか、また防犯パトロールの方が子供たちの通学時間帯に合わせてパトロールをいただいたり、また本町においては、町長、教育長が朝の登下校の見守り、それから教職員の先生方についても、子供たちの登下校について見守るといったような、ソフト面的な支援も行っているところです。

また、先ほど町長の答弁にもありまして、各小中学校では交通安全教室を行っているところです。この交通安全教室については、歩行の仕方ですとか、自転

車の乗り方につきまして、小国警察署の交通安全課の方にも直接来ていただいたり、直接、交差点での渡り方、横断歩道の渡り方とかいった形の交通安全教室を行っているところです。

また、登下校班での登下校の方法なんですけれども、こちらについても入学する2か月ほど前に各学校で体験教室があるんですけれども、新しく1年生になる子供が学校のほうに来て、一緒に登校班で下校するということもございまして、この中でまず1年生になる前にこういった形で登校班で登下校しますよという形で、学校としても登下校の仕方の指導を行っているところです。

登下校の仕方についても、先ほど議員さんのほうからお話がありましたとおり、一番先頭に班長さん、そして一番最後に副班長さん、そしてその班長さんの後ろには1年生、黄色い帽子をかぶった1年生が来るような登下校の仕方をするすることで、登校班としての安全に学校に登下校できるような指導を、学校としても行っているところです。

あともう1点、黄色のベストなんですけれども、こちらについても町の建設業協会のほうから、毎年たくさんの寄贈をいただいております、毎年100着、町のほうに黄色いベストの寄贈を受けております。この黄色いベストがやはり南小国町では小中学生、必ず登下校に着用するようにしておりますので、誰もが夕方の少し暗いときでも目立つような形で、必ず着用して登下校を行うように指導を行っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほどお話がありましたとおり、対策一覧表というのが通学路協議会の中でございまして、道路管理者として例えば道路改良工事をやる、歩道を設置する、横断歩道を設置する、標識を立てる、熊本県がやるパターン、南小国町がやるパターンと、あと警察関係がやるパターン等がございます。現状の中で、各小学校から上がってきている要望等、全てがなかなかできるものと、できないもの、若しくは関係者、地権者との交渉の中でなかなかできないものというものもある中で、例えば先ほどの質問の中にもありましたけれども、過去におきましては横断歩道に、例えば渡るために子供たちがいるところに車が突っ込んできて死亡事故等が発生された。そういったところで、例えば二川神社の下だったりとか、そういうところでは車が突っ込んできても大丈夫なようにポールが設置されている。そういった工事等も行われているという状況です。

一方で、これは通学路だけではないんですけれども、まだまだ県のほうに要望している段階でもあるんですが、波居原地区の国道442号線沿い、トンネルから公

民館までの区間なんです、確か通学生がお一人、確かいらっしやったかと思います。すみません、ちょっと確認は定かではないんですが。一方で、国道と家屋があまりにも近接しており、一方で歩道がないという形の中で、国道を通っていく車のスピード、そういったところの危険性も踏まえた中での危険性を踏まえて要望も出しているという状況でもございます。

ただ、ちょっと先ほど質問の中ではっきり聞き取れなかった部分もあるんですが、故意なのか不慮なのかという部分もあるかも知れません。当然、車道と歩道を分離した道路形式が一番ベストだとは思いますが、やはり家屋と密接して民地の提供もいただかなければならない。一方で、多額な事業費がかかってくると。そういった中においては、特に分かるのが市原小学校から郵便局のほうに行く路線なんですけれども、区画線による歩道部分といいますか、グリーンで車道を塗っている部分というのもございます。ほかの近接町村ではあえて道路をカーブ状に区画線等で減速をさせるという意味合いで色分けをしたりとか、わざと途中で段差を付けたりとかという市町村等もあるかと思います。いかに通行者、歩行者を、安全性の確保という観点におきましては、道路管理者としてはやりたいけれども、なかなかできない部分もある意味ではあるのかも知れませんが、いろんな御意見をいただきながら、ある意味では御協力もいただきながら、住民等に対しての御協力なんですけれども、そういったところも踏まえて、いかに安全性を確保していくかというのは、道路管理者としても今後考えていきたいと思いますし、一緒に考えていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 今、詳細にわたって、志賀事務局長さん、そして本田建設課長さんのほうから、詳細に答弁いただきまして、ありがとうございます。

なかなか、登下校の道路状況とか、いろいろな形において、やっぱりこういう場で質問をさせていただいて、現状というのをやっぱり私たちも理解と認識をしていかなければならないのではないかというふうに、今回特に感じました。

そして、私が登校班のときに、帽子に、キャップにミラー云々ということについては、これから何かの形でそういう事故の起こらないためにも、一つの参考にしていただきながら、ぜひとも子供たち、少ない少子化の状況でもありますし、本当に、一番最初に発言された佐藤議員からも言われたように、婚活ももちろんいろいろと大事でありますけれども、現状の子供たちが安心・安全で学校に登下校、そして様々な事故に遭わないためにも、みんなで地域を挙げて、そして町民全体で守っていくということを願いながら、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、6番、後藤六男議員の一般質問を終了しました。

続きまして、1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 1番、下城でございます。

通告書に従って、一般質問を行います。

佐藤議員さんの質問と重なる部分も多々あるかと思いますが、改めてお伺いをしたいと思います。

人口増加のための思い切った施策をお願いしたいということです。本年3月末の町の人口3,750人、2050年には2,500人というふうに予想されております。本当に人口が減るというのは町の勢い、町勢というのが非常にもう衰退していくというのは、もう目に見えているということ、もう自明の理であります。人出不足はますます喫緊の課題、人口が減少していくというのは、そういう非常に大きな問題であると。この町の人口減少をいかに緩やかにするか、また人口増加をいかにするか、思い切った施策が必要と考えます。町としての考え方をお伺いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1番議員の質問にお答えいたします。

3番議員の質問の際にも御説明させていただきましたが、令和7年3月末時点における本町人口は、昨年同時期に比べ86人減少しております。新年度に入り5月末には少し人口が増え3,776人となりましたが、前年度の同時期に比べると63人の減少となります。

出生数につきましては、過去5年間、20人から大幅に減少することはなかったのですが、令和6年度は11人という現状でした。子育て支援に関する内容は、3番議員の質問の際に説明させていただいた内容と重複する部分があることを御理解いただきたいと思います。

まず、5月末現在の外国人の数は227人であり、総人口の約6%になります。家族で転入する方も増え、日本語を学びたい、交流をもちたいとの希望もあります。今後、まずは定着率を高める上でも、異業種交流や異文化交流の場をつくっていきたいと考えております。

移住定住の施策としては、現在、移住定住コーディネーターの設置や移住相談会への参加、情報発信、移住体験プログラムの実施、移住者向け暮らし体験住宅や移住定住促進空き家活用住宅を設置するなどの取組を進めております。しかし、住宅の不足が大きな課題でもあることから、前述の移住定住促進空き家活用住宅のさらなる確保、また町で土地を確保し、民間の事業者にアパートなどを建設していただくような仕組みや、町内で家を新築する際の補助金の創設などを考える必要がある

と考えております。

また、生業となり得る仕事ですが、特に農林畜産業に関しては、先ほど申し上げたような菌ちゃん農法をはじめとする環境に配慮した農業や環境負荷の少ない自伐型林業、赤牛の周年放牧など、南小国独自の環境配慮型、循環型スタイルを打ち出していくことが必要であると思います。もちろん、いきなり移住してすぐに生計を立てられるわけでもありませんので、地域おこし協力隊制度の利用や、指導者のもとで研修といった仕組みの構築は必要だといえます。あわせて、仕事コンビニも利用することで、副収入を得ることや、自分に合った仕事を見つけることも可能かと思っています。

一方で、人口の自然減を減らすためには、今、南小国町に住んでいらっしゃる方々が何よりも健康で過ごしていただくための対策も必要です。健康診断などの受診率の向上はもちろんのこと、現在、楽天グループと健康に関する取組ができないかといった協議を行っております。楽天グループがもつ様々な技術、知見を生かし、運動の習慣化、食生活や体調の管理、アドバイスを行うもので、それが町民の健康寿命の延伸につながればと考えております。引き続き、予算感なども含め協議したいと思います。

日本全体が少子高齢化といった危機的な人口減少の局面にきている現在、議員がおっしゃるとおり、思い切った施策を打っていく必要があります。ぜひ御意見をお聞かせいただきながら、次の打開策を模索していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） まず、端的にお伺いいたします。人口を増やすためにはどうしたらいいかという簡単な話ですけど、簡単な質問です。私は、まず移住定住が 1 つ、あと 1 つは今、町内にいらっしゃる若い御夫婦にコウノトリさんに赤ちゃんを運んできてもらうこと、この 2 つしかないと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 増やすという点です。そうですね。外からの移住定住、あとは出産、減らさないといった意味では、先ほど言ったような運動とかを通じた健康寿命の延伸で寿命を延ばすということかというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） 今、減らさないということは、ちょっとそのことは別にして、増やすということだけを今回は取り上げたいというふうに思います。

まず第 1 に、今申し上げたとおり、移住定住というのが 1 つ、それから出生率を上げるという 2 つのこと。まず、その移住定住のことについて御質問をさせていた

だきたいというふうに思います。

これは特に3月の第1回の議会のときに、穴井秀房議員から、この移住定住の特に家についてどうするかということの話がありました。そのときに話がありましたのは、町がどこかを開発をして、そこに町で家を建てるというような話があったんですが、なかなか町の土地というものもないと思います。これは農林課長にお伺いしたいんですが、例えば住んでいる中原方面というのは、土地に農振がかかっているところがほとんどじゃないかなと。農振がかかっているならば、それはもうなかなか外すのが難しいものですから、それをそこに買って家を建てるというのは、親子間ではそれはすぐできますけれども、町がそこを買ってから家を建てるよということは、なかなかこれは難しい。

そこで、農振がかかっていないところというのはどのくらいあるんですか。杉田辺りは、杉田のあの道路沿い辺りは、農振があまりかかっていないというふうには、これは人からの話ですから、実際のところはよく分かりませんが、農振がかかっていない、若しくは家を建てることができないというような、規制がかかっていない土地というのは、それはもう個人の土地でも何でもいいですよ。どのくらいあるんでしょうか。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

申し訳ありません。ちょっと手元に、数字的なものはちょっと手元にまだ準備できておりませんので分かりませんが、今議員がおっしゃったように、この国道212沿い、こちらのほうは農振地に入っておりません。おっしゃったとおりになります。それ以外であれば、基本的には今、中山間直接支払制度、これを受けているところはほぼというか、これは農振農用地に入るのが条件ですので、中山間地直払をもらっているところ、また多面的機能の補助金、環境保全等をいただいているところは基本的に農振地に入っております。ですので、本町の現在の田畑の部分はもうおおむね入っていると考えているところです。ただ、国道沿いのほうは開発時の際に農振除外を行ったというふうに記憶しております。それは間違いなかったと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） つまり土地を、そこに家を建てる、町が建てるにしても、例えば個人的に建てるにしても、そういう規制があるところというのは、もう建てられないというのは、もう自明の理ですから、まずそういうところはどこなのか、町の土地がないというのは分かっているんです。例えば押戸石の上に建てろといって

も、それはそんなことをできるはずもない。また、ひょっとしたら変わった者がおって、建てようという人もおるかも知れんばってんが、なかなかそういう人はいないわけで、ですからそういうふうな調査というのはどうなっているのかという。そして、もしその地権者の方がOKを出すならば、ぜひとも売ってくださいと。貸してくださいじゃ、またいろんな問題が出てきますから、売ってくださいというふうな交渉ができるのではないかなと。特に、その杉田の国道沿いであるならば、利便もいいし、場所もいいですよ。ですから、そういうふうなことをきちんと、第一歩の時点からそういうふうなことをちゃんと調べてやっていくということが、まず第一歩じゃないかなというふうに思うんです。

先ほど、町長もちらっと言われましたが、例えば民間の力を借りてというような話がありました。これは非常に若干考えるべきところがありはせんかなと。民間の方がアパートを建てるといって、また7万円も8万円も部屋代がかかるんですよ。正直、うちの町でそんなに高い給料をもらっているという人は、そうはおるわけじゃないですから、その中で7万円、8万円ぐらゐの家賃を支払えるというのは、それは支払う能力はあったとしても、ならほかの生活、いろんな生活が出てきますから、それに対応ができないなら、ちょっと無理かなというような話。移住定住をしようとしても、そういうふうなものというのが出てきはしないかなというふうに思うんです。

実際、例えばうちの町でも相当使っていると思います。総合戦略の中で、国の地方創生交付金というのが、ある程度、使いやすい交付金じゃないかなというふうに思いますが、改めて地方創生推進交付金で、どんなのに使えるのかなと。5つあります。移住定住の促進に資する事業、結婚や出産または育児に希望をもつことができる社会環境の整備に資する事業、地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、観光の振興、農林水産業の振興、その他の産業の振興に資する事業、その他地方公共団体が地域活性化を図るために取り組む必要な政策課題の解決に資する事業、この5つが大きなこの地方創生推進交付金の内容ですね。ということは、全部当てはまるんじゃないか。何でも使えるの。しかし、何でも使えるからこそ、その交付金をもらうためには、恐らく相当なハードルが高い。何とか総合戦略を作りなさい、これはこういう資料が要りますよ、こういうのをクリアしなさいという、まあ国のいろんな補助金とか交付金申請するためには相当な資料や何やかんやが必要だというのはよく理解できますので、しかし使える事業で、金がもらえる事業であるならば、少々ハードルが高いと分かっただとしても、今言う移住定住の促進に対する事業であるとか、子育て支援の事業であるとか、いろんなことについてそれぞれの課が、担当課が、私は一番思うのは、それぞれの課が誰がその担当者になるんだと

いうことを決めることが非常に重要なことだと思うんです。

穴井議員の質問に対して、町長の答弁には、早急に考えていきたいというのが、町長の最後のお言葉です。ここに3月のときの穴井秀房さんの議事録がここにありますけれども、早急に考えていきたい、そうなんです、早急に考えにやいかんのですよ。ただ、ならば、4月、5月、今は6月ですけど、この2か月間で何ができたか。それはそんなに簡単に早くできるはずがない。しかし、その担当者、誰が担当して、どんなことをするのか、まずあんた勉強しなっせよということはできるはずなんです。だから、何とかみんなで考えましょう、早急にやりましょうと言うても、なら誰がするとやて、誰が考えるとやて、誰が勉強するとやて、ということを、まず庁内でやっていただきたいと。私は非常にありがたいと、町長、思っているんですよ。例の阿蘇境の防火帯の話、すぐ河津一也君が担当になりますからということでは、この人がやりますよと、つまりその人が中心になって勉強して、こういうふうな状況ですから、なら皆さんどうしましょうかとチームができて、その中で知恵を出し合って進めていくというのが普通のやり方ではないかなというふうに、私は思うんです。ですから、そういうふうなことをぜひともやっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議員がおっしゃった部分の担当者に関しては、じゃあまずは空き家関係だったら河津一也君だったりとか、あと民間の賃貸住宅だったら、建設課の担当職員だったりとか、そういうふうな形で大体分けてはいるんですけれども、今回の一般質問の件に関しては、ちょっと私も知り合いの方から、どこか場所さえあれば住宅を建てる用意があるというようなお話もあったものですから、基本的にはまずは個人として話をさせていただいているのは経緯がございます。ですので、そういったところもその部分に関してはあくまで集合住宅の話であったものですから、どこか場所が用意できさえすれば、こちらのほうで建てる計画がございますという話だったものですから、それは私のほうが対応はしていた部分はあるんですけれども、そういったところにおっしゃるとおり、担当者をそれぞれに決めながら話を進めていくべきだったなというふうには思っております。今のところ言えば、空き家関係、一般住宅の古民家だったりとか、そういったところに関してはまちづくり課のほうで、また民間賃貸住宅であれば建設課のほうで話をしておりますので、そこを今後はちょっとまた緊密に連携を取りながらやらなくてはいけないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） ぜひとも、その各課の中にスペシャリストをつくっていただきたい。この補助金についてはこんなクリアセにやいかん、そのためにはどうしたらいいかというのを最初に考えてくれる、そんな担当者をぜひともつくっていただきたいと改めて思います。

もう 1 つ、これはもうできるかできんかよく分からない提案なんです、農協跡地をどうするかというのが、いっぱい今までもありますし、今いろんな議論がされていることと思います。農協跡地にあそこは 6 反 5 畝ぐらいある、6 反 7 畝ぐらい、6, 7 0 0 平米ぐらいあったかと思います。あそこに中学生のいろんな提案の、あんなのを聞きながら思ったのは、例えばあそこの 1 階部分というか、あそこに 5 階、6 階建てのビルをどんと造って、金がかかりますよ。造って、例えば 1 階は老人施設、2 階は保育園、3 階、4 階、5 階は賃貸住宅というような、そして外には保育園のグラウンドがあって、運動場があって、そのほかは全部公園だとか。6 反 5 畝あれば、そのくらいのことは十分できますよ、お金もかかりますけれども。しかしそういうふうな、最初に言いました思い切った施設を考えるということも、1 つのこれは提案ですから、これについてどうのこうのというわけじゃありません。しかし、何か子供たちの意見とか何とか、いろいろ聞いていると、やっぱりあそこをいかにうまく活用していくかといったら、やっぱり老人施設があり、保育園、子供たちの声がするところがあり、そして移住定住者も賃貸住宅があるというようなものというのは 1 つ造れんじやろうかなというふうなことを改めて感じた次第ですが、提案ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

先ほどちょっと集合住宅の話があるといったところは、実はまさにその場所でありまして、そこにやっぱり立地的にも町の中心部でもあり、小学校も近い、医療機関も近い、金融機関も近いというようなところのメリットから、そこに 1 つの案として、土地だけ御提供いただけるならば、そういった賃貸住宅を建設したいというような意向があるという方がいらっしゃるということで御理解いただければというふうに思います。

以前、佐藤議員のほうからも、あそこに住宅を造ったらどうかというようなお話もございまして、本当にあそこは立地としてはもう最高の場所だなというふうに思っておりますので、今後、今アンケートを取らせていただいておりますので、そのアンケートを踏まえた上の話にはもちろんなろうかと思いますが、例えば一部を切り分けて、その部分だけをそこから民間のほうに売買するのか、ちょっとその辺

りはまた協議なんですけれども、そこに民間の方に住宅を建ててもらって、後残りの部分で何かしら別の開発をかけていくとか、そういう話も可能かなというふうには思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） はい。改めて申し上げます。民間の力を借りるというのは、これはすごく私は境町の P F I 事業ですか、私はそれは十分に民間の力をいただくとするのは、悪いことではないというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げたとおり、ならそこで民間が作ったときに、おいおい、こんな高い賃貸料じゃ、ちょっと待てよというようなことにならないような、そんな配慮というよりも、もうちょっと強い言葉で言うと、そんな交渉内容でやっていただくということをやっていたきたい。当然、そのときには、例えば町長が言うように、土地だけ貸していただければとかいうような話で、あとは民間だから知らないよということでは、私はないと思います。また、貸すということであれば、この議会でちゃんとその経緯なり何なりを諮っていただきたいということを、改めて念を押したいと思います。そのときに、いや、計画はこうなっていますよとかいうことで異状があるならば、我々はちょっと待て、それは反対するばいというようなことも出てくると思いますので、民間だから何でもいいということではないというふうなことを覚えておいていただきたいというふうに思います。

さて、もう一つですが、子育て支援というのが、先ほど最初に申し上げた人口増加のための、もう一つの点というふうに思います。改めて、児童手当というのがありますね。今、月額ですが、3 歳未満の第 1 子と第 2 子は 1 万 5,000 円、第 3 子以降は 3 万円、3 歳から高校生まで、第 1 子と第 2 子が 1 万円、第 3 子以降は 3 万円というのが児童手当として、今現在行われている児童手当の内容なんですけど、この児童手当というのは、この間、それこそ福祉課に聞きましたら、8 割が国の予算、1 割が県で、1 割が町の予算であるというふうにお伺いをいたしました。今、町が配っているというか、やっている総額が 7,600 万円。安い金額ではないけれども、しかし基本、子育て支援としての一番の基本になる金額じゃないかなというふうに思っております。

一方で、地方交付税交付金、令和 6 年度が 20 億 5,000 万円、町の予算の 3 分の 1 がこの地方交付税交付金。町の人口 1 人当たり 55 万円というような金額になります。私、一つ、これは提案、これはぜひとも町としてやっていただきたいんですが、今大体支給している 18 歳までの人間というのは 500 人、490 何人ぐらいいらっしゃるそうです。町の予算の中で、1 人 1 万円だけ出してあげられんだ

ろうかと思います。つまり、月500万円が上乗せされるということです。年間6,000万円かかるということです。これは簡単な数字ではないということもよく分かります。しかし、先ほど言いました地方交付税交付金というのが55万円あるわけですから、100人増えたら5,500万円ぐらいになるんです。また、ほかのいろんな補助金とか、それからふるさと納税のお金とか、いろんなのを持ってくるがあると思います。1人1万円、町の予算として、この児童手当以外に差し上げられんかなというふうに思います。それこそ思い切った予算措置だと思いますけれども、しかし移住定住をしようという若い御夫婦の人たちの中で、どこに行ってもいいんです。選択肢は全国どこでもあるんです。小国町でもいい、高森町でもいい、宇城市でもいい、天草市でもいいんです。そこの町の魅力というのが一つの要因になることは間違いないんですが、そこの町でいかに子育てしやすいかというのも大きな要因の一つだと。つまり、児童手当はどこの町に行っても同じごつくれるわけです、同じように。なら、南小国町に行ったら、それよりも1人当たり1万円くれる、3人作れば3万円増えるよ、毎月毎月。というようなことを選択肢を作ってもらう。町が、行政がそれを作ることが、一つの移住定住の判断材料にもなっていきはせんだろうか。

もう一つ言います。私も子供を2人育てたことがありますから、よく分かるんですが、特に3歳までというのは、私はこれは親父はいらんなと思いました。やっぱり3歳までというのは、やっぱり子供の99%がお母さんなんです。皆さんも子育てしたことがあるから分かると思います。親父は外に行ってから一生懸命働いて銭だけ持ってこいて、あとはお母さんが家におって、そして子育てをし、家の中を全部やるわけです。私は農業です。建設業の方もいらっしゃる、ここにいる公務員の方もいらっしゃいます。私は主婦業というのは生業、業という言葉です。今まで主婦業というのは、単に挨拶の中で、私は主婦業をやっていますよというふうなことを言うことはあったかには思いますけれども、私はそれを生業、つまり生活の中心となるものというような位置づけ、認識をみんなに持ってもらえるような、そんな立場であろうと思うんです、主婦業というものは。ですから、そういう意味でも、外に行ってそれこそ仕事コンビニで働かないと、なかなか生活費が賄えんわいとか、いろんなお金に対する問題があるかとは思いますが。そういうふうなのを少しでも和らげることができれば、決して6,000万円は高いお金ではないというふうに思います。ぜひとも考えていただきたいんです。女性の皆さんがどれだけ家の中で頑張っているのか、これを業とみなすというのは、それこそ今までの日本の中での意識、概念というのは、業とみなすことはなかったと思います。しかし、今からの時代は、それを業とみなすべきだというふうに思っております。どうか、あまり

長々としゃべっても、話が堂々巡りになってしまいますので、いかがでしょうか、その辺り考えていただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。まずは、先のJ A跡地の問題に関してでございますけれども、住宅の部分ですね。そういったところに関しては、もしそういった例えばどこか民間の方に一部土地を売買するとか、そういう話になりますと、それはもちろんしっかりと、その前の議論が必要になってまいりますし、もちろんそういったところは議員の皆さま方とも情報の共有をしながら進めるべき話であろうというふうに思いますので、何らかの話の進展がありそうな場合には、共有させていただきながら、また議論をしたいというふうに思っているところでございます。

あと、1人1万円の子供に対するという部分に関しては、今、子育てプロジェクトチームの中でも話をしながら、どういったところが必要なのかといったところを議論して、一つずつではありますけれども、事業として進めさせていただいておりますが、それも一つの手だというふうには思います。下城議員の質問の中にもありましたけど、やっぱり思い切った施策をとというようなお話がございました。思い切ったことをしないと、確かに全国の自治体の中で埋没してしまうというふうなところも一方でありながらも、やはりどこの自治体もそういった金銭的な支援で、お金を1人産まれたら10万円、次産まれたら20万円とか、いろいろな取組が、多様な取組がなされておりますので、どういうのが一番南小国町らしい取組なのかといったところを、本当いろんな議論を交わさせていただいておりますけれども、それも一つの意見として拝聴しながら、例えば今、大学生になった子供たちに、毎月、南小国産の野菜だったりとか、米だったりとか、そういったものを毎月5,000円分ずつ送ったらどうだろうかとか、やっぱりお金というと、どうしてもほかの自治体も何か似たような施策が並んでしまうようなところもありますので、そういったところができないとか、やっぱりでも節目節目が一番お金がかかるよねというところの中では、やっぱりそうすると節目節目の現金があつたほうが助かるという話もあれば、どうしても現金で支給してしまうと、どこで親が使うのかも分からないし、子供のために使ってくれればいいんだけど、必ずしもそれが、例えば親御さんのもしかしたら遊興代に使われているのかもしれないというところで、見えない部分もあったりするものですから、そこをじゃあ現物支給で、うちは中学校の制服を支給させていただいておりますけれども、そういったところの物でお渡しするというところの考え方も必要なんだろうなというふうに思っておりますし、本当いろいろな意見が交わされながら、どこの節目でうちの町はちょっと足りてないのかなというところも一緒に見ております。ぜひ、そういった議論に関しては、例えば

議会の中とかでも、うちが年齢を追って、ゼロ歳の前から18歳ぐらいになるまでの、ずっと時系列の中でどういう補助金がありますというものがピックアップしてありますので、色分けして、そういったところも見ながら、今いただいた御意見も一つの意見として賜りながら、南小国町らしい独自の政策、子育て支援施策というものは何なのかといったところを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） はい。ありがとうございます。

町長、あれもあり、これもありますよ。毎月毎月、2か月に1回支給というのがありますから、それに1万円ずつ足してやるというのも一つ、節目節目に出してやるというのも一つ、あれもいかんし、これもいかん、これはするけど、これはせんというようなことじゃなく、佐藤議員がずっと言いよった中でのそういう支援金とか補助金とか、そういうなのもありというふうに、ならそれはどげんするやと、そのためにはお金はどうするやというようなことだと思うんです。南小国町らしいということが一番いい柔和な耳障りのいい言葉だと思いますが、私は全国に突出した思い切った施策をぜひともお願いしたい。そして、もう一回言いますけれども、主婦業という、女性を大切にし、そしてそこからもう1人産んでもらえんじやろうかということ、産んでもらえんじやろうかと、わざわざ言う必要はないんだろけれども、あと1人産んでもいいかなというような、そんな。今、南小国町で一番多い人は8人だそうですね。すごいなと思いながら、2人のところを3人にし、3人を4人にするというようなことを、もう1人ぐらいいいんじゃないかなというようなことを夫婦間で話してもらえるような、そんなこと。そして、もう一つだけお願いします。人口増加を何とかしよう何とかしようという、ならばまず最初に何人増やそうよ。例えば、一番直近で100人増やそうよ。100人増やすためにはどうしたらいいかというような演繹法というか、つまりこの目標のためにはどうしたらいいかと、下に下がっていく演繹法といいますかね、そういうふうなことを考えていただくように、ぜひともお願いをして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、1番、下城孔志郎議員の一般質問を終了します。

延会といたします。

—————○—————

延会 午後2時34分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 松 岡 洋

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和7年第2回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第38号 専決処分の報告について
(南小国町税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第39号 専決処分の報告について
(南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第40号 町道の廃止について

日程第6 議案第41号 町道の認定について

日程第7 議案第42号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

日程第8 議案第46号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）

日程第9 議案第43号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第10 議案第44号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）

日程第11 議案第45号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）

日程第12 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

日程第13 発議第3号 南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 委員長報告 付託議案第33号 総務文教常任委員会 令和7年付託
南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

日程第15 陳情第2号 中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書

日程第16 陳情第3号 各市町村議会における防衛議員連盟設立に関する要望書

日程第17 議員派遣報告について

日程第18 議員派遣の件について

日程第19 閉会中の継続審査について
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長	松 岡 洋	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	-------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美彩代	保 育 課 長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	室 原 孝 平		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は９名です。定足数に達していますので、これより令和７年第２回南小国町議会定例会の第２回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番、森永一美議員、５番、井野和哉議員を指名します。

—————○—————

日程第２ 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第２、一般質問を行います。

４番、森永一美議員。

○４番（森永一美君） おはようございます。

一般質問に先立ちまして、まずは大阪万博で子供たちの視察を実行していただきまして、ありがとうございます。教室の中だけでは体験できないこと、生きた学びの機会だったんじゃないかと思っております。保護者の中でもＳＮＳで「南小国町ありがとう」、「南小国町最高」という言葉がたくさんあふれておりました。わずか数か月の準備期間だったかと思いますが、貴重な機会を提供いただきましたこと、ありがとうございます。御礼申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

宿泊税の導入についてお尋ねをいたします。今年度の町長の施政方針の中で、入湯税や宿泊税といった目的税の必要性に言及をされていきました。入湯税は、鉱泉浴場の入湯者に１人１５０円を課税されております。平たく言いますと、課税の免除等もありますが、温泉に入った大人の方に１人１５０円が課税されているというのが今の現状です。入湯税は法定内目的税ですので、税の使い道は国が定めた目的にのみ使用できます。温泉の保護管理、環境衛生、消防などが対象となっております。

一方、宿泊税は法定外目的税です。税の使い道は自治体が独自に設計することができます。こういう目的でこういう使い方をしたいという条例案を作成し、国の同意を得てから導入する税金です。入湯税と比べますと、導入のハードルはありますが、使途の柔軟性も高くあります。観光を基幹産業とする本町において、持続可能な観光地経営を目指すうえで、宿泊税の導入は一定の意義があるのではないかと考

えます。3月に施政方針を述べられて3か月たちますが、現在、宿泊税の検討状況はどのようになっているのか。また、町としての宿泊税についての基本的な考え方についてお聞かせください。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

今年度の観光振興に対する財源確保としての宿泊税の導入に関しましては、現在、日本各地の有名な観光地をはじめ、全国で導入が検討されており、テレビや新聞にて報道されております。昨日も箱根のほうで宿泊税の導入の検討が始まるというようなお話もございました。熊本県におきましても、熊本市が今年3月議会において、宿泊税条例の新設を賛成多数で可決しました。今後は、総務省の同意や、宿泊事業者向けの説明会を経て、来年7月からの導入を目指すと報じられております。また、大津町におきましても、今年3月の定例議会にて宿泊税の導入に向けた検討に入ることを明らかにしております。

一方、本町におきましては、今年2月に持続可能な観光地域づくりに向けた観光財源の在り方についてと題し、職員勉強会を実施しております。その中で、講師の先生からは、地域全体の観光財源を増やす方策の一つとして、ふるさと納税制度や宿泊税の創設が有効であるとの話がありました。本町としましても、宿泊税が新たな町の財源の一つと今後なり得ると考えております。

一方で、以前、入湯税のかさ上げに関し、庁内で議論したように、現状の観光施策に対する問題点や改善点の洗い出しを行ったうえで、そこに必要とする財源を検討していくことが重要であり、徴収の目的があつてこそその宿泊税と考えます。

このように、導入目的の妥当性や課税以外の方法、例えば国や県の補助金、交付税措置のある地方債、ふるさと納税等々、その他の財源の検討、使途の範囲や特別徴収義務者の負担など、多様な視点から議論する必要があると考えます。

今後は、熊本市や大津町をはじめ、県内自治体の動向を踏まえ、有識者を交えた検討委員会の設立に向けた準備を進めてまいります。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

検討準備に向けて進まれていくということだったかと思います。

私が、今回この質問をしました背景には、このたび、3月に完成しました観光基本計画での会議、また私自身がボランティア活動で毎月のように行っております活動のメンバーからも、この私たちの役割の一つとして、美しい南小国の里山のこの風景をしっかりと子供たちの代につないでいくために、そのためには財源も必要ではないかという声が多方から上がっております。そのためにも財源が必要というこ

とで、今回も議題に挙げさせていただいております。

南小国のこの美しい里山の風景は、先人たちが築き上げて、町の皆さんが手を入れて守っておられる町の財産です。町にとっての財産であると同時に、重要な観光資源でもあります。こちらに観光基本計画があります。こちらでも数年前に、この議場の一般質問の中で、観光を主とする町としての観光基本計画が必要ではないでしょうかと訴えて作成をしていただきました。この中で観光基本計画を作成するに当たりまして、委託業者さんのほうで、町民、また観光事業者、観光客に、それぞれアンケート調査をされております。

その中で、一つ御紹介させていただきたいのが、観光客への調査結果です。来訪者570人への街頭インタビュー、また5,280人にインターネットのアンケート調査をされております。この中から南小国町のおすすめ意向、南小国町をおすすめしますかという、そういう思いの強い方が答えられた要因があります。1つ、どういうイメージを南小国町に対して抱いていらっしゃるかというところですが、1位が澄んだ空気ときれいな星空が魅力と、2位が手入れされた里山の景観が魅力とあります。そしてまた、リピート意向の高い方がもつ町のイメージとして、1位は地元の食材がおいしい、2位が澄んだ空気ときれいな星空が魅力と、3番目が手入れされた里山の景観が魅力とあります。このように、観光で訪れた方にとっての里山の景観、自然がもたらす美しさというのは、非常に重要というのが、結果としても現れております。

この里山の景観を町の皆さんが手を入れて守っておられます。そこには時間的・体力的にも、また費用的にも町が負担をしている状態かと思いますが、この景観維持を町民が全て負担し続けるというのではなくて、一定程度は観光客の方にも御負担をお願いするというような、この公平な仕組みが必要なのではないかと考えています。景観整備や環境美化なども使途として位置づけた宿泊税の導入ということをすることで、観光客にも還元をするような仕組みというのが作られたらなというのを思っているところです。宿泊税の導入には、町長の答弁でもありましたとおり、やはり使途が非常に重要になってきています。

また、特に徴収をいただく宿泊施設さんの御協力がなければできませんので、しっかりとこの使途、町として何に使いたいからというような使途がとても重要だと思っています。この使途につきまして、今お考えのことがおありでしたら、町長にお尋ねをいたします。併せて、町長の中で今後導入をしていくというお気持ちなのか、その辺りも改めてお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） まずは、使途に関してでございますけれども、また補足がある

ときは関係課から補足の説明もあるかも知れませんが、よろしくお願いいたします。

やはり大前提としては、そういった観光、訪れた方々が満足するといいますか、に還元できるような仕組みでの宿泊税の導入と、やはり払っていただく方がどうしてもそこに納得感がないといけないというふうに私は思いますので、そういったところをしっかりと明確にする必要があるというふうに思っております。それが大前提であるというふうに考えておりますので、そういった中では、先ほど議員がおっしゃられたような、道路沿いの整備だったりとか、遊歩道だったりとか、そういったところの整備をしていくことも必要でしょうし、若しくは例えば二次交通の部分、そういったところに関しても、やはり地元の方はもちろんそうなんですけれども、やはり観光客の方々が訪れた際の足の部分というのを考えなくてはいけないなというふうに思っているところもございます。

そういったところで、訪れた方々が心地よくこの町で過ごさせていただくための環境づくりといったところが基本になるのかなというふうに思っております。これはあくまで私が今申し上げただけでありまして、これからそういった検討委員会を立ち上げていく中で、もっとほかの自治体ではこういうことがあるよとか、そういったところも多分御指導もいただけるものというふうに認識をしておりますので、その中からまたいろいろな方策といいますか、こういったところの使途に使っていいこうといったところもしっかりと見いだしていければというふうに思っております。

また、宿泊税に関しましては、本当私も最初は入湯税といった部分で、以前の議会のほうからも議論すべきというようなお話もありました。そういったところで話をさせていただく中では、どうしても先ほども議員がおっしゃられたよう法定内目的税なのか、法定外目的税なのか、そういったところを踏まえると、やはり私としては宿泊税のほうがいいのではないかなというふうに考えているところです。

全国的に見ましても、ほかの自治体では宿泊税に関して、定額での宿泊税の導入といったところが多いかというふうに思います。しかしながら、定額になりますと、例えば泊まれた方が1人200円とか、その定額という意味ではありますが、私は定率制での導入といったところが必要ではないかというふうに思います。これはパーセンテージになるんですが、私もこの前ちょっとグーグルのチーフエバンジェリストであります陣内さんとお話をさせていただきましたが、やはり今、与論町のほうでも議論されているとおっしゃってございましたけれども、やはりそういった、ある程度、価格帯の高い施設があるところに関しては、定率制のほうがメリットがあるというふうに考えているというようなお話もされておられました。また、公平・公正な観点からも、定額制だったらどうしても、ある程度、安いお宿さんでも、

例えば1泊何十万とするお宿さんでも同じ200円というのは、またちょっと違うんじゃないかなというような観点からの御意見ということで、私としては承ったわけですが、ただ、定率制で入れているところは北海道の1つの自治体と、本当に国内でも少ない導入の実績でございます。もちろんそこに定額制ではないために、ちょっと税金をいただくほうの手間といいますか、そういったところがかかるのも事実でございます。ですので、それはあくまで私のほうで、定率制のほうがいいんじゃないかというようなところで意見を述べさせていただいておりますが、そういったところも踏まえて、今後の外部有識者も踏まえた検討委員会のほうで、あらゆる財源を検討しながら、その中で最終的にはどういったものにするのかといったところの落としどころを見つけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 少し町長の御答弁の中で、定率制の部分のお話がありました。定率制につきましては、北海道の倶知安町が宿泊料金の2%ということで設定をしております。それ以外ですと、最近の動向といたしますと、現在、東京をはじめとする12の自治体が導入済みでございます。北海道の赤井川村が11月から導入を予定しております。また、それ以外にも、3月21日付で総務省から2県9市、広島県、宮城県の2県、それから北海道の札幌市を含めました9市、2県9市が新たに同意をもらっております。合わせまして24自治体となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。また、税務課長、詳しくありがとうございます。

これからいろいろと情報収集しながら、うちの町にはどういった形がいいのかというところで検討を始められるということですね。はい。ありがとうございます。もちろん、本当にうちの町でいうと、宿泊料の差が10倍といわないですね。結構開きがあるかと思います。70倍ぐらいあるのかなと思いますけれども、そういった中で定額がいいのか、定率がいいのか。定率となった場合には、徴収代行をされる宿泊施設さんのお手間等々もいろいろ考慮があるかとは思いますが、一番大事なのは、やはり使途だと思っています。これがある、これをしたいから税を納めていただきたいですというような話だと思しますので、この使途だと思っています。これはもう使途としまして、これは1点、お願いに近いところですが、やはりこの景観維持、本町のこの里山の維持というところも明確にうたっていただきたい

というのが思いです。私自身も3年ほど前にボランティア団体を立ち上げて、それから毎月1回、町の玄関口であります国道212号線のごみ拾いを、毎月、仲間と一緒にしております。阿蘇市との境から町の入り口、馬場のトンネルの前後ぐらいまでを、毎月、拾い歩いて、その後、ごみの分別をして滝美園に持っていくというところまでをしておりますが、なかなかごみは減りませんで、4月には大きい45リットルの袋に19袋ありました。3月も拾ったけど19袋あるという状態でした。

この3年間、ごみを拾い続けていると、どこにごみがよく捨てられるかという傾向が見えてきました。2つあって、1つはやはり路肩でした。特に車が止められるところになると、必ず何か飲食をした後、お弁当の殻やパンの袋、飲物の殻なんかが必ず落ちています。特に自販機なんかがありますと、もうとても不法投棄は増えています。段ボールいっぱいの雑誌や本、壊れたテーブルや鍋、また最近は介護用の使用済みのおむつなんかも捨てられていたり、本当にいろんなものがある状態です。また、もう一つが暗いところですね。木々が生い茂っているところには、もう必ずポイ捨てが集中してあるという状態です。

私たちのごみ拾いをしている仲間には、黒川温泉の景観維持を長年御尽力された方もいらっしゃるが、その方がおっしゃるのが、やはり観光で来て、何か良いと思ってもらうのが大事なんだそうです。これが良い、これが良いと明言できるものではなくて、何か体で見て感じるもの、五感で感じるものが、すごく重要になってくるというお話をされている中で、やはり町の玄関口に何か捨てられているというのはどうなのかなというところで、一緒に今頑張っているんですけども、実際に私たちの仲間からは、この生い茂った木をどうにかしたいというのがあります。ここがきれいになったら不法投棄も減るだろうし、修景作業なんかにもつながるんじゃないかとか、修景というのは景色を良くしていくというところなんです。例えば、ボランティアだけでは限界、安全面からも技術面からも限界があるというのが現実ですので、また山や木々の管理というのは持ち主さんの責任というのも重々承知もしておりますし、私が述べた国道212号線なんかでは、道路管理者が国だったり県だったりするというのも承知していますが、何とかして町独自でも何かできる範囲から、何かできないかなというのが私たちの切なる願いです。それは、私たちが実際にごみ拾いするメンバーからですが、この観光基本計画を策定する委員の中からも出てきた声です。商工会長さん、町の観光協会長さんをはじめ、観光従事者の方々が参加される中で、やはりうちの町のこの景観を維持するということがとても大事なんじゃないかというのが非常に出てきた声ですので、何かこういった景観維持に対して、地域と行政と民間とタッグを組んでできたらなという思いです。素人のボランティアだけでできることも限られていますので、そこはもう

建設業のプロの方なんかと話をしながら進めていけたらなという思いがあります。その景観維持なんかも今後検討される、宿泊税の検討をされる中で、使途としてしっかりうたっていただけたらと思っておりますが、その件に関して御意見いただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） もう景観維持に関しては、もう本当、議員おっしゃられるとおりだというふうに思います。

212号線の国道沿いの沿線のほうも、大分木が国道の上まで生い茂っているようなところもありますし、杉林に関しましても、もううっそうと茂って、非常に暗くなっているような状況もございますので、そういったところを今後、もちろん民間の持ち物でもありますので、どこまで町としてできるのかといったところは分かりませんが、そういったところの、議員おっしゃった言葉を借りるならば、修景作業というか、景色をしっかりと楽しめるような、そういった風景を車道から、車の中からも楽しめるような風景というものを、やっぱりつくっていくことが私たちとしても必要であるというふうに思っております。

あともう1点、先ほど財源の話で、使途の部分の話になりまして、ちょっと感じた部分があったんですけども、観光客の防災というところが非常に私も課題だなというふうに思っておりまして、年間百数十万人訪れる方々がいらっしゃって、年間30万の宿泊のお客様がいらっしゃると。私としては、防災を考えるうえで、地元の住民の方の命を守る、財産を守るといったところに関しては、常に考えているところではあるんですが、じゃあ日中に観光客が訪れている中で災害が起こったときは、どういうふうな避難誘導をするのかとか、どこの場所で確保して移動していただくのかとか、そういったところを考えれば、本当にそこはちょっと私たちとしても至らない、考えが抜け落ちている部分だったなというふうに思っております。

現在、SMO南小国の未来づくり事業部のほうで、大阪市立大学でしたか、菅野先生という方の防災専門の方に来ていただいて、いろいろと今そのへんの研究をしておりますけれども、その観点が抜け落ちていたなというふうに思ったものですから、そういったところの対応というところも今後考えていく必要があると思いますし、それが引いては選ばれる観光地になっていくのではないかなというふうに思いますので、そういったところも一つの財源の使途として考えなくてはいけないのかなとちょっと感じましたので、一応補足として説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 使途の部分につきまして、全国の、東京をはじめとする先

行の自治体は、ほぼ都道府県や市でございまして、本町のような小さい自治体というのはまだ導入がされていない、また少ない状況でございます。また、目的税というところで行きますと、先ほど町長のお話にもありました、昨日のニュースで出ておりました、神奈川県箱根町につきましては、確か私の記憶では何か法定外の普通税に、目的税ではなくてですね、そういうようなお話もありましたけれども、やはり先ほど議員もおっしゃいましたとおり、観光客の方から取る、徴収する、そうしたときに、やはり目的なしで取るというのは、なかなかやっぱりちょっとそこは乱暴ではないかなと、私個人的には思っておりますので、やはり最終的には導入するのであれば目的税になるのではないかなと思います。

また、目的税のその使途につきましては、最終的には総務省の同意が得られればですので、先ほど申しあげました先行自治体によりまして、やはり大きいのは観光情報センターの運営ですとか、インバウンドの強化ですとか、デジタル化とか、そういったものが多いんですけれども、ちょっと具体的な中身は分かりませんが、京都市あたりですと、景観とか文化財保全とか、あと先ほど町長が申しあげた防災の部分で行きますと、金沢市などは災害時の安全確保とか、町なかの歩行環境向上とか、それからこれも町長が申しあげましたけど、交通対策とか公共交通、レンタサイクル、こういった主な使途ということで、そういった明記もございまして、まだ中身は具体的には調べておりませんが、そういったものもございまして、最終的には徴収される納税者の方が納得するような目的で、また南小国町に必要な目的が一番理想ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

先ほど、税務課長が最後におっしゃったように、うちの町に合ったもので、また徴収をいただく宿泊施設さんが納得をいただいているものというのが大前提かと思っております。うちの町に合った使途というものが非常に必要という、定義づけというのがしっかり必要になってくるかと思えます。

先ほど町長がおっしゃいました、うちの町は美しくていやされるだけではなくて、安心して過ごせるという意味でも、観光客の防災の対応なんかも今後必須になってくるかと思えますので、また使途に関しても今後検討されるかと思えますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、入湯税との関係について伺います。既に本町では150円の入湯税、お一人当たり150円の入湯税が徴収をされております。新たに宿泊税を導入するとなった際には、この入湯税とのすみ分けが不可欠だと考えます。二重課税という

ような印象を避けるためにも、このすみ分けというところに関して、何か現時点で
お考えがあれば、お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

本町におきましては、現状、入湯税を150円徴収しております。すみ分けとい
うところでいきますと、私も全ての町村を調べてはおりませんけれども、宿泊税を
導入したことによって、入湯税を減額しておった、確か自治体もあったかと思いま
す。中にはもうそのまま入湯税は入湯税と、宿泊税は宿泊税ということで、入湯税
は扱っていない自治体もあったかと思えます。本町におきましては、まだどのよう
にするかというか、まだ今からスタートですので、内容については詰めてはおりま
せんけれども、ほかの自治体の動向とか、あとは減額したところであれば、減額し
たことよっての影響とか、そういった部分も調査しないといけないかとは思って
おります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

また今から、各自治体先進事例を調べてからの検討に入るのかと思いますが、や
はり入湯税は温泉を利用された方から徴収をしていますので、やはり温泉の保護と
かというのが1丁目1番地になるのかななんて思っております。また、宿泊税に関
しても、今後、使途も検討されるという中ではっきりとしたすみ分けがあって、そ
れを納税される方、また徴収をされる施設さんなどがしっかり御理解いただいて、
納得いただける形で進めていただけたらと思っております。

そして、最後に1点お尋ねをいたします。今後、宿泊税の導入に向けて、町とし
て今後どのようなスケジュール感で制度設計、条例制定などを進めていく御予定か、
お考えがあればお尋ねをいたします。こちらの観光基本計画の中には、宿泊税の導
入というものもありまして、スケジュールの中では令和9年、2027年には実施
と、令和10年には運用というふうに記載があります。しかし、町長の施政方針で
も明言はありましたが、当初予算では特に宿泊税に関する何か関連した予算等は上
がっていなかったかと思われます。しっかり導入に向けて、どのように進められる
のか、また宿泊施設さん、事業者さんや、また町民の方と、どのように意見交換な
ども行うなど、そういうお考えが、どういうお考えなのか、進め方についてお尋ね
をいたします。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） この計画自体は、すみません、こちらが担当ではありませ

るので、なかなかお答えづらいんですけども、今から先、進めていくとなれば、まずはほかの自治体でもありますとおり、検討委員会を立ち上げる。そのメンバー構成とかは、また他町村のメンバーなどを参考に立ち上げていかないといけないかなとは思っておりますけど、その辺りにつきましては、ほかの町村でも事務局が税務担当課、それから観光関係の担当課が一緒になって事務局のほうをやっているようにございますので、そういった体制での事務局づくりからスタートするのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 私のほうからは、先ほどは徴収を中心とする税務のほうから答弁いただきましたが、私のほうからは使途のほうである観光面というところからお答えさせていただきます。

確かに、観光基本計画の中に計画として計上しておりますが、この宿泊税導入ありきで、この計画を立てているわけではございませんで、あくまで計画として捉えていただければというふうに思っております。あくまで使途とか実施すべき事業がどういうものかというものありきで、それに必要な予算がどれくらいかかるのか、財源の確保が可能かどうか、そういったところのきちんとした手順を経た上で議論を進めなければならないと考えております。その上で、真にこの宿泊税の導入が必要であるという場合は、その議論と、また関係者の合意形成を踏まえた上で行うのが主となるかと思っておりますので、あくまで計画上ではそうなっておりますが、それを目指すことは目指したいとは思っておりますけれども、その期間に捉われることなく導入に向けたきちんとした議論並びに合意形成をすることを中心として進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、使途ありきだと思っています。使途なしに徴収するのは、それはあり得ないかとは思うんですけども、ただ町として計画を上げている状態で、町として作っています。これを私たち民間の委員だけではなく、町のほうからもまちづくり課のほうで、課長をはじめ、職員さんが数名入っていらっしゃるかと思いますので、町としての計画であれば、そこは目指すべきものではないかというのを感じています。もちろん、このスケジュールを優先してほしいとかという話では、もちろんないです。皆さんが納得いただける形で進めていくのがとても大切だとは思いますが、計画書には載っておりますので、そこはしっかり念頭においていただ

けたらと思っております。

宿泊税は、宿泊施設さんをはじめ、地域の皆様の合意と信頼の上に成り立つ制度だと考えております。制度設計に当たりましては、宿泊事業者さんなどと丁寧な対応を重ねていただき、進めていただければと思っております。宿泊税を取るための制度というよりも、還元をしていくための制度、観光客の方にも還元をしていくための制度であると信じております。元気で美しい町、南小国をしっかりと子供たちの代につないでいくことができるよう、この役割を全うできるように、今後とも、共に未来づくりをさせていただければと思い、願い、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。最後をお願いいたします。

○町長（高橋周二君） 最後に答弁をさせていただきます。

おっしゃっているとおり、しっかりと還元をしていくということが何よりも大切なものであるというふうに思っておりますので、今後は一応予算感としては、税務課のほうで当初予算のほうで、そういった検討に関する予算のほうは、一応計上させていただきますので、まずはそういった予算を使わせていただきながら、今後進めていきたいというふうに思っております。どうしても、やはり有識者が必要でございますので、その有識者を誰にするのかといったところ、あとその構成するメンバーに関しても、あまり多すぎても話が基本まとまらないというのがございますので、10人以内ぐらいの組織で今考えているところでございます。

有識者をどなたにするのかというのは、また大学の先生でそういった、宿泊税とか、そういったところの専門の先生というのが、あまりなかなかいच्छゃらないというようなことを伺っております。国学院大学の梅川先生というのは、以前、立教大学とかにいच्छゃったんですけど、そういった先生なのか、この前来ていただいたJTBの方だったりとか、そういったところが中心になってくるんだろうなというふうには思っております。もちろん、現在、予算化している部分では足りなくなる可能性も十分ございますので、そういったところはまた改めて補正予算を組みながらでも、この話は進めていきたいというふうに思いますし、またその合意形成の部分もどのような形でほかの自治体は行っていたのかといったところも踏まえながら、今後進めてまいりたいというふうに思います。

山下さんのお話では、大体立ち上げて2年間ぐらいの議論と、あと総務省に出す計画を出してから認定まで2年ぐらいかかるのではないかなというふうなお話もございますので、しっかりとその辺も踏まえながら、今後準備をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） これにて、4番、森永一美議員の一般質問は終了しました。

続きまして、7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 7番、穴井でございます。

一般質問につきまして、通告書に基づいて質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、きよらカアサに昨年度から導入しております冷凍庫はどうなっているのかということをお聞きいたします。令和6年に農林水産事業費で購入し、きよらカアサに設置した冷凍庫が稼働していない状況となっております。多額の公費で購入したものでありまして、現物の設置は以前に済んでおると確認しておりますが、全く使われていない状態となっております。公費の無駄遣いであると考えております。当初の計画も含めて、なぜこうなっているかを問います。また、今後については、早急に改善が必要であることは当然ですが、詳細な今後の稼働に対する計画を問いたいと思っております。

昨年予算化時の説明では、ふるさと納税対策をはじめ、町内の畜産者ほか、きよらカアサも使うということであったと思っておりますが、ぜんぜん使われていないので、きよらカアサのほうに問いましたところ、なぜか分からないけれども、きよらカアサではこの冷凍庫は使われないというような説明を受けておるということでございます。どう使うのか聞いておりますかと言ったら、畜産農家の方が持ち込んだものの、ふるさと納税発送前の仮置きというか、そういうための施設というふうに聞いているとのことでございました。

そこで、また畜産農家の方のほうに聞いたところ、農林課のほうから2か月ぐらい前に、どのように使うかということ聞かれて、使いますかというような対応をされたということでございました。その方は、現場で冷凍庫を確認しましたと。どういう人たちが使うのかということ聞きまして、多人数で使う、それにまた羊とか牛とかが混ざって入るんだというようなことも考えられるということでございまして、その方で言うように、冷凍庫はあるものの、中に仕切りとか、棚はあるのかも知れませんが、仕切りとかがなく、品物の混在する状態で、自分の品物がこれであるということを今後証明できるのかということのも不安であると思うと。

それからまた、電気料につきましても、使用者が払うものということ聞いたと。電気代につきましても、年間20万円弱かかるのではないかとということで、現状の牛等の価格からいくと、そこをはっきりした金額を聞かないうちには、ちゃんと使えるかどうか分からないということで、現状では使用を迷っているというようなことでございました。

こういう状態で、町のほうとしてはどういう使い方をするために、この冷凍庫を

買ったのかということ、当然考えるべきであると思いますし、予算化されて1年か、予算化ですから、6年度予算ですから、去年の最後のほうに買っておれば、まだ何か月かということにもなりますけれども、全く使う当てがないという品物にもなる可能性もございます。これをどう考えておるかということ、まず最初にお聞かせ願います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年度の農林水産事業費を活用し、きよらかァサ内の米倉庫にプレハブ式の冷蔵庫及び冷凍庫を設置いたしました。冷蔵庫につきましては、町内産の米を適切に保管するための保冷库として既に稼働を開始しております。

一方で、御指摘の冷凍庫については、現在のところ、未稼働の状態であることは事実でございます。冷凍庫の導入は単なる販売促進にとどまらず、町内産の牛肉や羊肉の消費を促進し、それに伴う飼養頭数の増加を通じて、草原の維持や景観の保全、引いては地域資源の循環的な活用へとつなげることを目的としたものです。地域の自然環境や農業基盤を次世代につなぐ施策の一環として、冷凍庫を含む施設整備を行ったものでございます。

現在未稼働となっている主な理由としましては2点ございます。まず1つが、利用者との調整です。町内事業者の皆様からは利用意向をいただいておりますが、セキュリティ対策や衛生管理、設備仕様への確認を慎重に行いたいとの御要望もあり、現在、契約書の整備や利用条件の調整を進めている段階でございます。

もう1点が、現時点での設備需要の状況です。きよらかァサで取り扱っている冷凍品については、現行の冷凍庫で対応できている状況であり、現段階では新設冷凍庫を急ぎ稼働させる必要が生じていないという事情もございます。ただし、きよらかァサ側では、今後予定している南牧場の精肉販売の拡充や二次加工品のストック、厨房での食材保存など、冷凍庫の活用が見込まれる業務の準備を進めております。また、町内事業者からも、今後の利用意向をいただいております、徐々に運用を開始できる見込みが立っております。現時点では、令和7年度前半の稼働開始を目指して、きよらかァサと具体的なスケジュールを調整しているところでございます。

公費を活用して導入した設備でございますので、早期の活用と地域における実効的な成果の創出が求められていることは、私どもとしても十分認識しております。今後も、関係者との連携を密にし、冷凍庫の効果的な運用に向けた体制整備を急ぎ、運用開始後は活用状況の検証と情報発信を適宜行ってまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。今、冷凍庫は使っていないということでございました。

利用者との調整中、またきよらカアサの物は、きよらカアサで使う物品についてはきよらカアサの冷凍庫ですか、ショーケース辺りで足りているということだったと、今回答がございました。

しかし、その中で、一つ齟齬がございますのが、きよらカアサにはこの今度購入した冷凍庫は使わせないというようなお話が当初あっていと思います。それはもう今、きよらカアサのほうからも確認は取れておりますし、その話の違いというのがどこから来たのかということ、またお知らせ願いたいと思います。

それから、米の冷蔵庫を、同時に購入しました冷蔵庫、それから色彩選別機ですかね、これについても今、米の保冷で使用しておるというようなことでございましたが、現状、その中を町長は見たことがございますでしょうか。本当に少ない量でございます。この金額をかけて、この米の量かと、色選についてもたまに使っていると、何人かの方が使っておるというようなことでございます。これも本当言いますと、もっと町内多くの方の、農業者の方とか、業者の方にコマーシャルをして、もっと使わないと、この去年の予算は1,500万円なんです。1,540万円か何かそのくらいかけとると思います。今年から使うんだということでありましても、一度ちゃんと検証しなおして、去年の計画が妥当であったのか、そこから考え直して、今後どうするかということをはっきり町民の皆さんにお示し願いたいと思うんですよね。単純に去年、何か予算があったから、とりあえず買いました、使っていないです、今後使います、それだけでは町の信用性が非常になくなると思うんですよ。だから、今後どう使うのかも含めまして、先ほども議会の控室で何人かの議員さんでございしますが、今後、使用状況の視察も議会として行っていなければならないねという話もちょうんと出ておりますので、早急に現在の色選と冷蔵庫の使用状況、それからそこも含めた今年の稼働を、前半に稼働を目指しておるということであれば、現在使用する予定の方々とどういう話ができておるか。それから、きよらカアサも当然、先ほどの町長の話では、中に使うメンバーに入っておりましたが、そここの話合いがどうなっているか、ここも含めて詳細な計画を出していただきたいと思うんです。それがないと、何か議会としても予算を認めて、使っていないんじゃないかということであつたら、非常にまずいことになると思いますので、町民の方々にお示しできる資料を早急に作っていただくということでお願いできますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

では、私で答えられる部分に関してはお答えをさせていただきます。私も設置に関して、その現場のほうには行きましたけれども、今中にどれぐらい入っていてと

か、色選機に関しては大変ありがたいという声は伺いながらも、じゃあ実質何名の方がそういったものを利用されているのかとか、そういったところに関しては、その数字的な部分は把握しておりませんので、そういったところはまた担当課だったりとか、きよらかァサから聞き取りを行いながら、稼働者数だったりとか、稼働数が低いのであれば、そういったところの広報だったりとか、周知といったところはさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 先ほど議員のほうからおっしゃっていただいた、きよらかァサのほうが使えないという話が、ちょっと私たちのところでは把握しておりませんでした。私たちとしましては、もちろんきよらかァサも使っていきながら、町内の畜産農家を含めたところの利用者と調整をしているところだと私は認識しておりましたので、もう一度、きよらかァサ側とは確認の意味を含めたところで少し協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。今のきよらかァサとの使う使わない、使える使えないということなんですけれども、これの最初からのことを、ここも含めて詳細にまた調べてください。きよらかァサのほうからは、今年の補正前にでもまたこういう形で使いたいけれども、どうでしょうかという申込みがあつとるものだと、私は聞いております。それに対して、今回補正にもありませんが、何も回答がないんだというようなことも聞いております。非常に公費を使った品物として、実際ほかの人が使えないというのなら、きよらかァサが使ってもらうことが一番いいものだろうと思っております。ふるさと納税に関しましても、SMOのほうでやっておりますし、同じ場所にあるわけですから、もう使わなければ宝の持ち腐れです。そういう品物もほかにもあるかと思っておりますけれども、再度この3つ、冷蔵庫、それから色選機、そちらは少しは使っておるということでございますが、冷凍庫を含めたところで再度計画も練り直していただきたいと思います。

ちなみに、色彩選別機、これは30キロ当たり500円の金額を取っております。精米に300円なんですね。色選をかけるのに、また500円かかると、800円、1俵にかかるわけです。この500円という金額、品物が300万円ぐらいしたということで、必要な金額かも知れませんが、使用に当たって精米で300円取られて、また色選で500円別にかかるということになりますと、使う方もそれはもう自分の手で選ぶよりか、確実な選別方法ですので良いことかとは思いますが、

その金額も含めて、皆さんに周知できる価格帯というのも再度検討していただけないかなとも思っておりますし、今の米の状況からいきますと、外部に発送していききたいという方もいらっしゃると思いますし、直接売っていききたいという方のためにも、要らないものが混じっていないお米をちゃんと出すというのは、南小国の信用にもなるということになると思いますので、必要なことだと思いますので、そこも含めた上で、再度計画を練っていただいて、これで完全に町がもうかるための目的をもって作ったものであれば、当然その原価に対して必要な金額とは思いますが、町から出ていくものへのサービスの意味合いもある施設ではないかと思っておりますので、利用者がもっと使いやすい金額というのでも検討していただきたいと思うところでございます。

先ほど言いましたように、今後、町民の方にちゃんとお知らせできるようなことを計画を練っていただいて、それをお示ししてもらいたいと思っておりますし、議会のほうでもまた視察に行きますので、そのことを含めて、今後早急に、先ほど言いました7年度の前半にするということでございましたので、それを約束いただいて、私の質問、こちらについては終わりたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

私が一旦お答えさせていただいて、何か補足があれば、また農林課長のほうから説明させていただきますけれども、大体この冷凍庫といったところは、畜産の方々が今いろいろと牛を育てられて、量は少ないんですけども、町内産の肉として出している部分もございます。そういった中で、ストックをする際に当たって、やはり個人個人で冷凍庫を持つのは厳しいというようなお声がございました。ある1軒の畜産農家の方は個人で、結局は解決しなかった部分もあったものですから、自分で購入された経緯があるんですが、それ以外の方々と、その冷凍庫があればもっともっとそういった飼養頭数の拡大にもつながるといような声もあったことから、導入をさせていただいたところでもございます。

私どもとすれば、先ほどの米の色選機に関しましてもそうなんですが、それで利益を上げることなんて全然さらさら考えておりませんで、それが結局は農家さんだったりとか、畜産農家さんだったりとか、そういった方々の何かしらバックアップというか、とりあえずもっと拡大しようとか、ほかのところにお金を回そうとか、そういうふうなきっかけになればなというふうなことで考えておりますので、まだまだ稼働率が低い現状があるのであれば、しっかりとその辺は皆様方に周知をしていただいて利用していただく、また料金体系にしてもそうなんですけれども、どれぐらいが妥当なのか、なぜその金額が出てきたのかというのは、すみません、ちょ

っと私のほうも把握しておりませんが、そういったところも利用者目線の使い方というところもしっかりと農林課だったりとか、きよらカアサだったりとか、そういったところと協議をしながら、早急に考えてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私のほうからは、以上です。

○議長（井上則臣君） 計画書の提出のほうを、よろしくお願いいたします。

ここで、休憩を取りたいと思います。１１時１０分から再開します。

-----○-----

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１０分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

７番、穴井秀房議員。

○７番（穴井秀房君） それでは、休憩前に続きまして、２つ目の質問に入らせていただきます。

きよらカアサにおける野菜と特産品の販売強化ということでございます。きよらカアサをのぞきますと、町特産品の少なさを特に感じるようになってきました。特に野菜類等、季節にもよりますが、出荷減少が著しいように感じます。以前は農家の方が作った野菜等の出荷でにぎわっていることもあると思っておりました。品物がそろそろと買物に訪れるお客様も多くなるというのは、ほかの地域の直売所を見ても分かることでございます。

原因の１つに、生産者の高齢化による生産から、最後にきよらカアサに運ぶ運搬方法の減少があるということもあるというふうに考えております。自家野菜の生産はしておられます。その農家の方が生産するときに、本当に食べるだけを作る方は少ないんじゃないかと思っております。余ったもの、余剰的なものをきよらカアサに出すとか、ＪＡさんのほうに出すとか、朝どり市、そういうことをされておるんだらうというふうに考えておりますが、今、免許の返納とか、高齢化となって返納まではいかなくても、毎日、きよらカアサまで持っていくのも面倒だというようなことで、運搬手段がなく、出荷をあきらめているというような形の人もいらっしゃるというふうに聞いております。これを解消して、にぎやかな特産品売場をつくるために、郵便局さんのほうと提携して、野菜特産品等の集荷作業等の業務を行ってもらうことができないだろうかというような考えでおります。最初から実施が難しいということであれば、これは総務省の実証実験の助成金も出るというふうに聞いておりますので、それらを利用してこの実証実験のほうから取り組めないかとい

う提案でございます。このことは高齢者の方の生きがいくくりにもなると思います。また、南小国の顔ともいえます、きよらカァサのにぎわい創出のため、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7 番議員の御質問にお答えをいたします。

ただ今御指摘いただきましたとおり、現在、きよらカァサへの特産品、とりわけ野菜類の出荷量が減少しており、店舗内の品ぞろえの面でも、以前と比べて寂しさが感じられる状況となっております。

出荷量の減少につきましては、御指摘にありましたように、生産者の高齢化や運搬手段の喪失のほか、農業従事者全体の減少、担い手不足、またコロナ禍以降、直接販売を含む販路選択の機会が多様化して増えてきていることも一因と考えております。

現在、きよらカァサでは、品ぞろえの確保に向け、農協などからの仕入れを行うなど、一定の工夫を講じておりますが、やはり地域の農家の皆様による地場産品の出荷があつてこそ施設としての魅力が高まるものと考えております。

そのような中で御提案いただいた集荷の仕組みにつきましては、現在、きよらカァサと農林課の間で協議を進めており、例えば議員おっしゃったとおり、日本郵政との連携やきよらカァサのスタッフによる地域巡回型の集荷など、複数の選択肢を検討している段階でございます。実際に取り組むに当たっては、品質管理、衛生面での対応、集荷の頻度、受入体制、人員の確保、そして販売の偏りによる食品ロスの防止といった実務的な課題もあるため、まずは小規模なエリアを対象とした実証実験という形で導入を視野に、可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、高齢農業者の皆様の出荷意欲やニーズを把握することも重要と考えており、今後、アンケートや聞き取りなどを通じて、実際の意向や課題を丁寧に確認し、仕組みづくりに反映していきたいと考えております。

質問の中でいただきましたように、こうした取組は単なる物流支援にとどまらず、高齢農業者の生きがいくくり、地域内での経済循環の促進、さらにはきよらカァサが町の顔として地域のにぎわいを創出していく上でも、大変重要な意義をもつものと受け止めております。町といたしましても、きよらカァサだけでなく、農協、日本郵政、商工会などの関係団体とも連携を図りながら、持続可能な仕組みの構築に向けて前向きに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） はい。前向きに取り組むというありがたいお言葉、本当にあり

がとうございます。

ちょっと余談になるわけですが、今、作る品物の良さというか、そのために運搬等は集めて出荷できるということで、今から先できると思いますが、そういう販売する野菜につきまして、昨日、8番議員さんから質問がありましたが、町内での循環型の農業システムが出品物に対する理想になってくるだろうと思っております。

循環システムをつくるということで、先だってから畜産農家の方々と打合せをする機会がございまして。今、飼料高騰とともに、畜産をやるのに困っておるのが糞尿の処理ですね。これに非常にお金を使っておるんだということでございました。飼料の高騰があり、糞尿の処理費が非常に高くなっておるということで困っておるんだということでございまして、どうすればいいんだろうねという話をしておりますが、できれば町のほうで堆肥センター、これが以前は農協のほうの主としてあっておりましたが、頓挫しておりますので、町のほうで堆肥センターを設立して、堆肥をまた町のほうに循環して作っていけば、有機的な農業のもとになると。そのために、町のほうでちょっとお骨折りをいただけないかというようなことでございました。それをするので、確かに考えてみますと、循環型の農業が出来上がると思うんですね。その堆肥を使って町内の方々になるべく野菜等を作ってもらうことができますし、また飼料高騰対策にもなるわけです。その出来上がった堆肥で牛の飼料も作っていけば、今の高い肥料を使うことも必要なくなります。そこを考えると、非常にいい循環型農業が南小国町もできると思いますし、前から、こういう言い方は失礼ですけど、町長が言われる前向きな農業という形にもつながっていくんじゃないだろうかと考えております。

畜産農家の方々はまだ飼料高騰対策の予算もお願いしたいんですが、じゃあどちらか選ぶとしたら、どっちをするんだということで聞きましたら、堆肥センターのほうが早急に考えられるというようなことでございましたので、これに対して前向きに検討してもらえないかというふうに思っておるところでございます。ここにつきましては、また後日、関係者から陳情なりがあるかと思っておりますけれども、その折には対応のほうをよろしく申し上げます。このことを有機的なものをちゃんと作るということになれば、それも南小国には、あと草原もカヤとかいろんな材料がございまして、そこを含めたもので作っていけば、大変良い野菜等ができるのではなかろうかと思っておりますし、これをきよらカァサで集中的に販売、先ほど言いましたような、郵政さんを利用したとか、いろんな形ができるかと思っておりますけれども、集中販売をすることができれば、ほかの地区にはまだないものだと思いますし、ユースバリューもあるんじゃないかならうかと思っておりますので、コマーシャルもできるもの

ではないかと思っております。

これから、ますます免許返納者が増えてきます。高齢者の方々がきよらカァサに足を運ぶことが難しくなってくることははっきりしておる今で、郵便局の車等は定期的に町内を走っておりますので、そこを利用するという事は本当に良いことだと思っております。郵政のほうではまた大型車は使えないような状況が出てきておりますけれども、赤の軽バンとバイクはまだ以前同様使えるということでございますので、郵便局と連携した出荷体制の整備をよろしくお願いしたいと思えます。

そういうことで、きよらカァサの野菜等の再整備といいますか、そういう形につきまして、よろしくお願ひしたく考えておりますので、それで質問を終わらせていただきます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 何か補足があるときは、また農林課長からも言っていただければと思いますが、まずはこの野菜に関しては、本当皆さん方に御協力いただきながら、売場に彩を与えていただいておりますけれども、どうしても先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか出荷するにもいろいろとハードルがあるというようなことでもございます。そういったところは答弁書でも述べさせていただきましたが、現在来ていただいております日本郵政だったりとか、様々な選択肢を通じながら、どうにか出荷しやすい仕組みの構築といったところも考えていきたいと思えます。

移動販売に行った際に持って帰るといふことも考えられますけれども、どうしてもスペースが限られているというような状況もございますし、そういったところをどうクリアしていくのかといったところ、少し課題感がございますので、SMOだけでできるのか、やはり日本郵政の車を使うべきなのか、そういったところを総合的に勘案しながら、何かしらの仕組みを構築してまいりたいというふうに思っております。

あともう1点、堆肥センターに関しましては、後日また陳情等があるというふうなお話でもございます。予算規模だったりとか、そういったところがどれぐらいなのかとか、そういったところもまだ分かりませんし、また堆肥センターであるならば、あそこに張り付ける人員だったりとか、あとは場所の問題、そういったところが多分課題感として浮かび上がってくるのかなというふうに思っておりますので、その辺りは畜産農家の皆様方の御意見を、担当課ともしっかりと受け止めながら、いろいろと御相談させていただければと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。先ほどの郵政の車の利用と併せまして、堆肥センターに

についてもありがたく前向きに対応していただけるようでございますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。特に郵政からは仲川さんが今お見えでございますので、彼の任期の間中にでも、ある程度の答えが出る形が調うと、非常にスムーズに話が進むのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ありがとうございます。

仲川さんのことは、はい、私のほうも直接、少しお話をさせていただいているところで、先ほど議員もおっしゃった総務省の補助事業、こちらのほうに仲川氏のほうが準備をさせていただいているところでございます。

それから、堆肥センターの件ですが、町長もおっしゃったように、今まで農協のほうが実施していただいていたかと思います。唐傘松手前のところに跡地みたいに残っていたかと思うんですけど、そういったこともありますので、農協のほうとも情報交換、情報共有しながら、前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがたい言葉でございます。もう一つ言わせていただきますと、なるべく早期に計画をよろしくお願いいたしますして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、7番、穴井秀房議員の一般質問を終了しました。

続きまして、5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 通告に基づきまして、2点質問をさせていただきます。

1点目の質問の前に、申し訳ありません。質問事項の障害者の害を平仮名の表記のほうに訂正をいただければと思います。それに伴いまして、質問の内容の部分の障害者の部分の害も平仮名の表記のほうに訂正をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、障がい者の通院にガソリン補助をという件でございます。様々な分野で価格の高騰が続いており、日常の生活に大きな影響が出ております。交通事情のよくない地域にとっては、ガソリンの高止まりがさらに負担増を強いられている状況であります。

そんな中、町内の障がい者の方々にとっては、定期的に通院をされ、治療に努められておられますが、小国郷内だけではなく、阿蘇市や大津、熊本市内など、遠方まで通われている方々も少なくありません。症状によっては、仕事もできない状況で、経済的にも困窮されている方もおられ、また通院に付き添う家族にとっても、負担の軽減は必要なことだと思います。障がい者の方々の負担の軽減のために、ガ

ソリン代の補助を町として行えないかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5 番議員の質問にお答えをいたします。

障がいをお持ちの方々におかれましては、通院の必要性が高く、また頻度も多いことと思われます。また、本町の交通事情から、自家用車での通院が多いものと思われます。

ガソリン価格は、令和に入る頃から全国平均 1 5 0 円を超え、なかなか下がることなく、依然として高値で推移しており、通院の多い障がいをお持ちの方々と、その御家族の家計を圧迫していることと思われます。さらに、冬場の暖房に多く使われる灯油も 1 2 0 円台後半で推移しており、さらに家計を圧迫しております。

障がい者支援につきまして、自動車関係の既存の支援策としましては、障がいをお持ちの方々が所有する自動車税、軽自動車税の減免があり、条件を満たしますと、介護者の自動車も減免対象となります。また、障害者手帳を持っていると、J R やバスなどの割引制度を受けることができます。

一方、症状によって一時的に仕事ができない場合は、国保税の減免や各種税の猶予制度、長期間仕事ができない状況においても、障害年金をはじめとする各種福祉施策を御利用いただいているところです。

今回の質問にある障がい者向けのガソリン代の補助に関して、例えば手帳を申請する前の通院は対象とするのか、障害者手帳は持っていないものの、他の病気治療などのために遠方まで通院しなければならない方はどうするのかなど、整理すべき点があるかと思いますので、質疑をいただきながら、町としての方向性を考えていと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

まず、町内における障がい者、また話を聞くとところによると、身体的な障がいと、あとは内臓的な部分、または精神的な部分、いろんな症状で手帳を発行されていると思いますが、町内におけるそういった障がい者関係の手帳を発行されている人数の内訳等が分かれば教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

障害者手帳は、先ほどお話がございましたように、種類が 3 種類ございます。1 つが身体障害者手帳、身体、身体の障がいに関するものでございます。次に、療育手帳、こちらは知的障がいに関する手帳でございます。もう 1 つが精神障害者保健

福祉手帳、こちらが精神障がいに関する手帳となっております。それぞれの対象者につきまして申し上げますと、随時申請がございましたりしますので、少し数は上下いたしますけれど、おおよその数を申し上げます。身体障害者手帳が190名程度、療育手帳が60名程度、精神障害者保健福祉手帳が35名程度となっております。

手帳の取得に関しましては、重度の対象者であれば、医療費の補助など支援がありまして、取得される方が多いところとなっておりますけれど、軽度になればなるほどメリットが少なくなりまして、手帳取得に消極的な方もいらっしゃると思います。なので、潜在的にはこの数よりも多い、身体が御不自由な方はいらっしゃるかと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

発行数だけで285名、手帳の交付を受けておられない方も含めると、やはり300名を超えるくらいの障がいをお持ちの方々が町内で生活をされているのかなと思います。

町のほうではタクシー利用補助を出されておりますけれども、先ほど話しましたように、やはり障がいをお持ちの方々、主な通院先というのは小国郷内ではなくて、阿蘇市であるとか、熊本市、日赤辺りに通院されている方が、もうほぼほぼかと思っています。

この手帳をお持ちの方も例えば町外の施設等に入所されている方もおられると思いますので、どの辺りの範囲までその対象にするかというのは非常に、町長が言われるように難しいかと思いますけれども、やはり特に地方のほうは公共交通の空白地帯が多く見られます。町内にもじバスであるとか、産交バスのほうが運行されておりますけれども、やはり本数が限られておりますし、なかなかニーズに沿ったような運行状況ではないというところで、非常に治療通院をされている方にとっては、やはり自家用車、マイカーで通院をせざるを得ないというような状況であると思います。

病院によっては、送迎の車両を準備しているところもありますけれども、やはりほかの患者さん方と一緒に、例を挙げるとすれば、阿蘇市辺りに通院されている方は、朝7時、7時半に迎えに来られた車に乗り込んで、そして治療を受けて、ほかの方々と一緒に戻ってくると。やはり、自分の体調が思わしくなくても、ほかの方が乗っておられれば、やはり自宅まで我慢せざるを得ないというような、やはり治療の苦労だけではなくて、やはりほかの方々に気を使いながら通院をされていると

というような中で、少しでもそういった精神的な苦痛を取り除く上でも、やはり少なからずとも、そういった移動に対する補助を町で考えていただけないかなというふうに考えたわけです。

近くの自治体で見えますと、県内では熊本市がガソリン補助を出しております。これは一応要綱を見ましたら、療育手帳をお持ちの方が対象になっているようです。月1,000円の年間1万2,000円と。現在、ガソリン補助助成を行っている自治体としては、ほぼほぼ大きな都市、市であるとか、もうほぼほぼ市ですね。町村単位で行っている自治体は、私が調べる限りでは見つかりませんでした。ただ、神戸市とか横浜市辺りは、やはり公共の交通機関もかなり発達をしておりますので、そこまで負担はないのかなと思いますけれども、南小国のような非常に医療機関まで車で30分、40分、市内辺りでしたら1時間半ほどかかるような地域においては、やはりそういった負担の軽減のためにも、ぜひこれは町として考えていただきたいというふうに思います。

財源はどうするかというような話の中で、現在、タクシーの利用補助の分が、例年大体予算の執行率としては55%から60%前後ぐらいかなというふうに、私は感触としては思っております。であれば、800万円ほどの執行残が出ている形になりますので、例えば285名、仮に全員ガソリン補助を出したとしても、300名計算で年間360万円。であれば、タクシー補助券の予算の中で十分賄えるのではないかなというふうに考えます。

まず、中にはタクシー利用券を発行されている方もおられると思いますが、やはり該当しない部分、65歳未満であるとか、あとは子供たちですね。やはり、どうしても親の送迎が必要な方々、そういった部分に対しては、やはりタクシー利用券に該当しない方には、優先的にガソリンの補助を考えていいのではないかなというふうに考えますけれども、町としてはその辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

タクシー利用の助成金の残額というようなところも、確かに考えられるかなというふうに思います。あと、そのタクシーの利用の助成の対象としては、障がい者の方も、あくまでももちろんこれは南小国の話でございますので、地域は限定されているということではありますけど、障害者手帳を持っていらっしゃる方は利用できるというようなところもございますし、あとはやはりこの前、御質問もありましたけれども、全く交通の空白地域というものも町内にありますものですから、そういったところの例えば助成券を、チケット枚数を増やすとか、そういったところも考えなくてはいけないかなというふうには思っていたものですから、その辺りも含め

て、また内部で協議をさせていただければなというふうに思います。

また、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、障がい者、障がいをお持ちの方以外の方で、やはり病気によって通院せざるを得ないという方々もいらっしゃるかというふうに思いますので、その辺りもじゃあ対象とするのかとか、ちょっと今、すみません、ここでしっかりとお答えできない部分があって、大変恐縮ではありますが、そういったところを多分ちょっと総合的に勘案しながらの判断になろうかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） はい。国のほうも、5 月 22 日に、ガソリン価格の高騰を少しでも止めるということで、国のほうが補助を出して、最終的には 10 円ぐらいは安くなるというようなことでありますけれども、その話が出た 5 月 20 日ぐらいのガソリン価格が、JA ですけども、181 円でした。今、171 円に下がっておりますけれども、多分もうガソリンは、私が車を購入した当時は 100 円前後ぐらいで、ガソリンは 1 リットル、販売されておりました。軽油は 68 円ぐらいだったですかね。そういう時代はまず来ないと思います。これからはやはり本当にクリーンエネルギーの社会を目指して、国のほうも進んでおりますので、ガソリン、軽油を使ったような車両というのはどんどんなくなっていくのかとは思いますが、やはりもう 170 円どころか、200 円近くの金額になる可能性も十分ありますので、町長が言われましたように、交通の空白地域の方々の生活も含めて、少しでもそういった部分の負担が軽減できるような方策を町のほうで考えていただければと思います。

そして、やはり自ら望んで障がいになられた方はおられませんので、その辺りの皆さんの負担の軽減を少しでもできるように、これは本当に田舎でいえば、もやいだと思います。お互いがやはり助け合いながら、そして町内で生活をされるわけですから、本当に今年度から国保も上がってまいりますけれども、これもやはりお互いのもやいの精神でこなしていかなければいけないことだと思います。

やはり、先日、話を聞いたときに、特に治療に行く前もきついんですが、リハビリとか治療を終えられて、もう帰ったら何もできんと。本当にベッドに横になって、もう食事もできんような状況で、何とか少しでも負担を減らせたらなというような話を、車に横になりながら話を聞いた経緯がありました。

町のほうは、本当に寝たきりの介護の方々に、その介護をされる方に補助を出したりとか、いろんな手厚い福祉関係の手当はしていただいておりますけれども、やはり同じ町内で過ごされる方々に、本当に温かい手を差し伸べられるような福祉事業を今後展開できればというふうに思います。

先ほども言いましたように、小さな自治体では前例がありませんので、これはまだ南小国よりもまだ本当に小さな厳しい自治体もあるかと思います。そんな中で、やはり小さな自治体でもこれだけ福祉関係に手厚く取組ができると、やっていくというような、やはり仕組みを、形を南小国町から見せていただければと思います。

先日、別の議員さんのほうから、産山のほうはもうまず全くバスのルートもありませんし、タクシーもないということで、民間のほうがそういう交通弱者の方に、病院であるとか、買物であるとか、そういった部分に一定の金額をいただいて、送迎をしていると、そういう事業をされているという話を伺いました。まだ、ちょっとネットで調べてみたんですが、詳しい内容のほうは分からなかったんですが、一応村のほうが一定額の補助をしながら、その民間のほうにそういったお願いをしているというような話でしたので、家族の負担の軽減を考えれば、そういった民間の業者さん辺りに委託をして、病院までの送迎をしていただく。そういった部分も考えられるのかなと思います。ガソリンの補助だけではなくてですね。いろんな考え方、やり方はあると思いますけれども、障がい者の方々本人、または家族の方々が少しでも負担を軽減できるような取組をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

本当そういったいわゆる生活弱者といったところをどう今後サポートしていくのかといったところは、本当に大きな課題であるというふうに思いますので、産山村の事例もしっかりと踏まえながら、また現在の一般的なタクシーの利用助成の制度、そういったところ、またにじバスの在り方、小国郷ライナーの在り方とか、そういった公共交通の体系の在り方といったところを今後また改めて考えていかねばならない、そういった時期に来ているのかなというふうに思っております。

今いただいた御意見も踏まえながら、現在、国のほうから地方創生伴走支援官という方々が3名来ていただいております。国の省庁をまたがって来ていただいているんですけれども、この県内では、うちと益城町の2町だけに来ていただいている方々でございまして、うちのテーマが公共交通に関してでございます。まだこの前来たから、もう担当課レベルでは協議はオンラインとかでしているんですけれども、今後の在り方を一緒に伴走支援をしていただきながら考えるという制度でございまして、そういった方々にもほかの自治体の事例だったりとか、そういったところも伺いながら、この町に合った公共交通の在り方、再編といったものをこれから考えてまいりたいというふうに思いますので、またいろいろと担当課、また議員さんと、あと社協とかも多分絡んでくる話だと思いますので、そういったところともい

ろいろと協議しながら、また協議させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。ちょっと休憩を取ってよろしいですか。

休憩します。午後 1 時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

一般質問を行います。5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） それでは、2 点目の質問に移らせていただきます。

町内小中学校の現状と今後の教職員確保についてであります。ここ数年、教職員の成り手不足に伴い、教職員の待遇改善や働き方改革が盛んにいわれております。先生個人の負担を軽減するために、部活動を地域移行したり、事務専門の先生を採用したりと、様々な対応がなされておりますけれども、現状は厳しいままのようであります。先生方の精神的な安定と、ゆとりのある職場環境こそが、子供たちの人格形成、学力向上には必要不可欠なことだと思います。今後、教職員の職場環境、やる気のある優秀な教職員を確保していくために、どう取り組んでいくのか、各学校の現状と今後の考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5 番議員の御質問にお答えをいたします。

教職員を取り巻く環境は、新聞等をはじめとする各種報道で取りざたされておりますように、日本全国において大変厳しい環境にあり、その一つが教職員の厳しい勤務実態にあります。平均時間外在校等時間は、一般行政職の約 3 倍ともいわれており、いわゆる過労死ラインと推計される教師は、小学校で 14%、中学校で 37%ともいわれています。また、教員採用選考試験の倍率は過去最低となり、全国的な教員不足が発生しており、阿蘇においても教職員の定数に満たない小学校が数校見られる状況となっています。

このような状況を改善するために、国や県においては、学校における働き方改革のさらなる加速化を進めようとしています。その一つが教職員定数の改善であり、小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充が進められています。また、教師の処遇改善として、教職員調整額の引上げや、学

級担任への手当の加算等の検討が進められているところです。

ただ、県費負担教職員の任命権は都道府県に属することとなっており、市町村教育委員会は県費負担教職員のサービスを監督することとなっております。また、県費負担教職員の任免、分限または懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める、つまり熊本県条例で定めることとなっておりますので、本質問に関しましては、サービス監督者である市町村教育委員会として各学校の現状と学校における働き方改革を踏まえた職場環境について、さらに学校との連携について回答させていただきたいと思います。

令和7年度の南小国町の教職員数は、小学校30名、中学校14名、学習支援員9名、生活支援員1名の、総計54名で、きよらの郷の教育を進めています。南小国町での学校における働き方に関する現在の取組としては、まず働き方改革の推進として、1つ目、校務のデジタル化等による学校のICT化、2つ目が部活動の地域移行、3つ目が実態に応じた勤務時間の変更、4つ目が年間の授業時数の見直しが挙げられます。具体的に申し上げますと、校務支援システムや勤怠システムの導入により、業務効率を向上したり、スクールバスの運行見直しにより、児童の下校時間が早まり、結果として教員の時間外在校時間の短縮につながった等が挙げられます。本町の小中学校では、年々時間外在校等時間が減少している傾向にあるため、これらの働き方改革の推進がうまく機能していることが伺えます。

次に、現在、町会計年度任用職員として、指導主事1名、学校指導支援員2名、学校支援員5名と、生活支援員1名を配置し、各小中学校での教職員への指導支援、児童生徒への学習支援、生活支援を行っている状況です。高学年における教科担任制の定数改善のための県費会計年度任用職員の派遣も県へ希望しましたが、人員不足により本町への配置はありませんでした。

本町では、中原小学校、りんどうヶ丘小学校の複式学級や、各小中学校の特別支援学級、また小学校低学年の学習支援や生活支援、さらに学校教職員への事務補助や指導支援が行えるよう、指導主事、学校指導支援員、学校支援員、学校生活支援員を独自に配置し、職場環境の向上及び授業力向上の支援を行っているところです。

このような町独自の人的支援により、教職員のバックアップを行うことが、より良い指導につながり、本町が目指すきよらっ子の育成につながっているものと思います。願わくは本町の児童生徒が、指導する教職員の姿を見て、将来、〇〇先生のような先生になりたいと、将来の夢が教師となればと願っているところです。

学校と教育委員会との連携についてですが、教育委員会では必ず毎月1回、町内の校長会議を実施し、学校の経営状況や教職員の健康状態、児童生徒の学習状況や登下校の安全確保の取組など、細部にわたって学校との情報共有しているところで

す。そして、この情報の共有が教職員一人一人の働きがいにつながるように、また風通しの良い職場環境づくりにつながるように、校長先生方との連携の強化を進めているところです。

また、このことは町の教育委員会議においても情報共有し、教育委員さん方からの視点で、学校経営へのアドバイスをいただいているところです。さらに、教育委員会では、毎年、学校訪問を実施し、校長先生の学校経営の説明を受け、授業参観、教職員個人面談、意見交換等を実施しています。個人面談では、先生方の教育観や働きがい、悩みや要望など、先生たちと話ができることを喜びに実施しています。

南小国町では、学校と教育委員会がしっかり連携しながら、一人一人の先生たちを大事にする取組に力を注ぎたいと考えています。このことがやる気あふれる教職員を南小国町に呼び込むことにつながるものだと考えます。

また、教職員不足が叫ばれる中で、指導主事をはじめとする優秀な町雇用会計年度任用職員の学校支援員を確保するためには、給与等の処遇改善を行うことが必須であると考え、今年度から規則を改正したところですが、他町村の報酬面等の動向を考慮しつつ、引き続き財政部局と協議を行いながら、処遇改善の取組を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

まず、1点お聞きしたいのは、町内の小中学校の先生方、勤務時間内に翌日の授業の準備をする時間が取れておりますか。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 御質問、ありがとうございます。

毎日の授業時間が6時間ありまして、その中での例えば6時間分の教材研究を授業が終わってから、それを実施するというのは厳しいというふうに思います。ですから、やっぱり勤務時間外の勤務は当然ありますけれども、県のほうで一応目標にしているのが月45時間以内、これをここは守っていこうというところで、時間外の勤務としては年々少なくなはってきておりますけれども、やはり45時間以内の部分はもうぎりぎりのところで、これが以前は80時間を超えるという先生が月に何人かいらっしゃいました。この先生の様子を見ると、ある程度決まっているんです。学校でこの先生とこの先生が大体長いというか、勤務時間外が多いというのが決まっているんですけれども、そのたびに校長先生のほうから、また教頭先生のほうから話をしながら、その先生が受け持っている授業以外の、例えば校務文書の部分を他の職員と一緒に共有してやっていったりとか、その時間外の勤務をなるべく

減らすというところでは、取り組んではきているところですけども、45時間という部分のところはまだまだ見られるのはもう、十分そこは見られるというような現状です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） すみません。もう1点ですね。通常、労働基準法で定められた45分間の休憩時間、これが勤務時間の中で取れておりますか。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 1日の勤務時間の割り振りの中で、今7時間45分の勤務ですけども、45分間の休憩、これはきちっと割り振ってはおります。しかしながら、例えば給食後の休憩時間とか、実際はありますけれども、その後の時間、子供たちが遊ぶ時間、じゃあその時間は休憩時間だから、先生たちが休憩をするかというと、その遊びの時間も子供と先生をつなぐ大事な時間ではあるんですよ、そこは。文科省が働き方改革として、学校の先生がやる仕事、学校の先生が必ずやらなくちゃいけない仕事とか、地域の方に協力して、そこの負担を軽減できる仕事とか、3分類に分けているんですけども、言わせてみれば、机上で作られたようなものであって、その中には掃除時間は特に先生たちがする必要はないと。地域の方々に来ていただいて掃除を実施すると、そういうのが入っている。休み時間も地域の方々が来て、昼休みは先生たちは休んで、地域の方々が子どもたちと遊ぶ。先生方が全てそこで勤務する必要はないというふうに定めというか、示してはありますけれども、じゃあ本当に掃除の時間、自分たちは休んで、子供たちは掃除をして、それを地域の方々にお任せするというのが、本来、子供と先生のそういう信頼関係がある中での教育を行っていく上で、それが本当に働き方として進められるべきものかと思うと、ちょっと首をかしげるようなところですね。そういったところは、教育長会とか、そういう中でも、教育事務所とか、そういったところには話をするんですが、教育事務所のほうからは、そういう勤務をしてくださいとか、ことは一切おっしゃいません。それはやっぱり先生方が指導主事としてなられてきているものですから、自分たちが経験してきていますから、そういうふうに文科省から来ているものが全て当てはまるというふうには思っていられないので、そこを強く、いや、先生たち、そこで休んでくださいよと、そのために地域の方々に協力してくだるように言ってくださいよとか、掃除の時間とか、昼休みの時間をとか、そんなことを教育事務所は指導をされたりはしませんですけども、元に戻るなら、休憩時間の45分間が取れているかというと、十分取れてはいないというのは実態だと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） すみません。ちょっと厳しい質問だったかと思いますが、これは多分、どこの教育委員会に確認しても、多分そういう回答だと思います。私が成人をする頃は、学校の先生、役場の職員、公務員になると、一生安泰というような話を周りからされておりました。また、本当に学校の先生というのは、一つ特別な存在であって、本当に教職員になるというのは、本当に選ばれた人なんだろうというような、漠然とそういう気持ちをもっておりました。実際、我が家に教職員になった子供がおりますので、今まではそう学校関係に、いろんな言われたように、今、働き方改革等が叫ばれて、いろいろと取組がなされておりますけれども、教職員の実態がどういうものかというのは、なかなか知る機会がなかったんですけども、やはり子供と色々な話をするにつれて、やはり今の現状では教職員の成り手は年々厳しくなるだろうなというのを感じました。実際、お隣の佐賀県では、もう小学校の教職員の採用試験が8年続けて定数割れというような状況だそうです。令和8年度の採用試験は、小学校の競争倍率が0.9倍ということで、鹿児島県ももう小学校の教職員の採用試験の志願者が非常に過去最低のレベルになってきていると。熊本県も令和7年度から令和8年度を比較しますと、令和7年度に比べて0.2%減少して、令和8年度の予定は1.2%と、非常にこれは公務員もそうですけれども、今、大学の初任給で30万円とか31万円をうたうような企業も出てきて、非常に今、公務員の初任給21～22万円ぐらいの、その給与の面では非常にそういった企業に対しての差が出てきておりますので、非常に厳しい状況になってきているのかなと。

その中で、今、教育長がおっしゃったように、なかなか休憩時間も取れない、定時に終わっても帰れないと。調べておりましたら、学校の私立小中学校、若しくは国立の小中学校は労働基準局の管轄だそうです、公立の学校は労働基準局の管轄外だそうです。これを監督するのは人事院がある自治体は人事院が管轄をしますが、そうでない自治体は首長がその労働監督署の代わりを担うというようなことが載っておりました。ということは、なかなか働き方の改善をしようとしても、やはり町長とか町村長とか教育長に、ここはというようなそういう相談もできるような環境ではないのかなと。

そんな中で、やはり先生方はやりがいをもって子供たちと接していただいておりますので、やはり言われるように、これは本当に文科省、そして国・県の管轄の中で派遣をされている教職員の方々ですので、一自治体またはその議会のほうでどうこうというのはなかなか難しいと思いますけれども、その中でやはり何かそういつ

た職場環境であるとか、先生方の待遇の改善をできる部分があるのではないかと、それを非常に考えるようになりました。

それで、先ほど町長の話がありましたけれども、教職調整額、これは給与の4%が支払われているということですが、この教職調整額によって、教職員の残業手当というのは別に付かないそうです。ですから、30万円、給料をもらっている先生方でも月1万2,000円が残業手当として与えられるということで、先ほど教育長がおっしゃられましたけれども、やはり80時間を超えるような先生方がおられると。これはもう現実に子供からも話を聞きますけれども、やはり小学校の先生は、今、1時間目から、低学年は4時間、5時間、高学年は6時間あるかと思いますが、全ての授業をほぼほぼ1人の先生で担いますので、翌日の5時間分、6時間分の授業の準備をしないといけない。その前にその日の授業の振り返りをして、そして次の日のその授業にどう進めていくのか、そういった部分をして、既定の時間外に行わなければ、時間内はやはり事務処理があったりとか、子供たちの対応があったりとか、今一番多いのは保護者との対応だそうです。非常に保護者からの相談等が多くて、やはりこれに時間が割かれるということで、この状態が続けば、なかなかやはり先生方も教職員をやろうとか、続けていこうという気持ちが薄れてくるのではないかなと。ただ、幸い南小国に赴任されている学校の先生方は、非常に指導熱心でありまして、子供たちのそばで寄り添って指導してくれておりますので、これは非常にありがたいことだと思います。学力に関しても、やはり国・県または近隣の町村の学校に比べても、非常に小中学校の子供たちの学力は上位を占めております。これは町教育委員会の指導のもと、やはり先生方がそれだけ努力をしてくださっているおかげだと思います。

その中で、今、いろんな話で出てくるのは、教職員住宅が空いているので、遠方からの通勤の先生方は住宅に入ればいいじゃないかというような話も聞きます。ただ、教職員の先生方は、3年から5年ぐらいで異動があります。もう20年、30年、町内で勤務されるのであれば、本当に教員住宅なり、アパートなりを探して、できるだけ移動時間も短縮して時間を作っていただければと思うんですが、やはり先生方は自分たちの家族の生活がありますし、異動がありますので、やはりその中心的な大津であるとか、菊陽、熊本市辺りに家を建てて、そこから通勤をされると。以前、高校の先生と話す機会があったんですが、6年間で18万キロ走りましたと。年間3万キロですね。ただ大津からミルクロードを抜けて大観峰に上がる頃には朝焼けがきれいで、雲海がきれいで、非常に気持ちよく走ってきましたと。ただ、帰りは10時、11時で、真っ暗闇の中でイノシシが出てきたりとか、シカと遭遇したりとか、ただそんな中でもやはり6年間、子供たちのために小国高校に通ってい

ただいて、朝５時ぐらいに家を出て、夜１１時、１２時ぐらいに家に帰るというような生活を６年間された先生もおられました。

今後、そういった熱意のある先生方を、南小国だったらぜひ行ってみたいというふうな環境を整えていくというのは、やはりこれは地域性だと思います。町内でもそうですけれども、各町村で非常に学校の雰囲気、町の雰囲気は違います。南小国に来られた先生は非常にいいですねと。町もいい、子供たちもいいと。本当に学校が楽しいですと言っていました。やはりこの環境というのは、町であり、そして私たち議員でも、町内の方々に伝えていかななくてはいけないなというふうに感じます。もう給与面とかは町でどうなることでもありませんけれども、やはり学校の雰囲気、地域の協力とか、そういった部分は私たちでできる部分でありますので、そういった部分を強化して、ぜひ町内に優秀な先生方をお招きして、そして本当に１年でも長く、この町で子供たちに教鞭をとりたい、子供たちと一緒に過ごしたいというふうな環境を整えていく必要があるかと思っておりますけれども、先ほど言われたように、学校ではやはり授業時間の軽減であるとか、先ほどちょっと教育長が言われましたけれども、授業時間の軽減、町はいろんな通常の教育の時間とは別に、いろんな、中学校であれば、農家民泊であるとか、そういったいろんな町独自の取組をされておりますけれども、国が定める年間の標準の授業時間と、現在、町内でその標準時間からどのくらい授業時間が出ているのか、若しくはその通常の標準時間よりも収められているのか、その辺りをお伺いできればと思いますが。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） ありがとうございます。

南小国の各学年の文科省が示している年間の授業時間数、これは全部クリアはしているところです。今度の新学習指導要領等でもしっかり議論されているところは、国が示している標準授業時間数、これを各学校が、もし台風等で休校等があったりしたときに、その時間数をこれは確保しなくちゃいけないものですから、今、国が示されている時間の３０時間とか４０時間をプラスして年間の授業時数を組んでいるんですよ。だものですから、例えば国語が年間、例えば１０５時間あるとしたときに、その計画上は例えば１２５時間とか、そういうのをカレンダー上で時数を確保しているものですから、なかなかもう空き時間がないぐらい目一杯、それはもうそういう休校等に備えて授業時数を確保していると。

でも、今度の新学習指導要領の中には、結局そういう余剰時間を取らなくても、もしそういう休校等があって、年間の授業時数の標準時数より下回っても、それは構いませんというところで示されているものですから、今度からは一応南小国全体でこうしようということじゃなくて、例えば市原小学校が今考えているのは、年間

の授業時数をもう標準時数ぐらいに合わせながら、その部分の時間を余裕ある時間として、例えば月1回、最終金曜日は4時間授業にしよう。そして、子供たちは帰して、先生たちはその後の勤務の終了、4時45分までは、例えば教材研究をしたりとか、自分の自由な研究をしたりとか、そういう時間に充てたらどうだろうかというところで、今検討はしているところです。

また、りんどうヶ丘小学校あたりも、今まで校内研修の時間を水曜日、6時間授業が終わって、その後、校内研究の時間を取っていたんですけども、もうそこは5時間授業にして、6時間目にもう校内研をきちっと確保するというふうに、ある程度そういう時間をゆとりをもって取れるように、今年は取り組んでいこうとしているところです。

今年の夏休みから、多分、市原小学校は、教職員のフレックスタイム、先生方の希望によって、例えばこれは夏休み期間中だけですけれども、早く来たい人とか、早く来れる人は、もう勤務時間を例えば7時半から勤務時間にして、その分早く帰らせる。遅く来たい人は、その分遅くして、遅くまで勤務するというふうに、個人個人によって勤務時間を変えていこうとか、そういった取組を、その先生方の働き方として、希望を聞きながらやっていきたいというふうにやっているところです。年間の授業時数の取り方としては、大分変わってはきているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。10分切りましたので、まとめを願いたいと思います。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございました。

今回、国のほうで法案、いろいろ働き方改革等も話合いがなされていますが、その中で、今までは文科省からお願いベースだった部分で、法案が変わった場合は、教育委員会に業務量の管理や、健康確保措置を義務づけ、その進捗を首長も参画する総合教育会議で確認していくこと、また学校運営協議会で承認を得ることと、そういうふうに改正がなされるような記事がありました。今まではこういうふうに行っていただけですかというような、確かニュアンスだったかと思いますが、非常にこれは文科省が突っ込んだ内容で、ある程度、教育委員会に責任をもたせて、そういった管理をしていきなさいというような法案が可決されるような流れになっているみたいです。

やはりもう今後、教育委員会、町長あたりの学校運営に対する取組が、非常に注目をされてくると思いますので、先ほども言いましたけれども、本当に教職員の皆さんが笑顔で、そして子供たちと関わり合えるような学校環境を整えていくためにも、その辺りは力を入れてやっていっていただきたいと思います。

本当に私の子供たちを担当していただいた先生方もそうですし、やはり南小国に来られた先生方もそうですけれども、先の町の退任式の折に、挨拶をする先生が、本当に感極まれて、言葉に詰まったのを目の当たりにしたときに、本当に非常に子供たちにはこういった先生方に指導していただいて、そしてまたこういった先生方に来ていただいて、非常に南小国の教育環境としては恵まれているなというふうに感じました。これがやはり今後、教職員不足等で担任の先生がいなかったり、教職員が足りないとか、そういう事態がいつやってくるかも分かりません。

そんな中で、やはりもう町長も言われましたように、支援員の先生であるとか、また町独自でそういった先生を確保しながらでも、やはり子供たちの教育環境が損なわれないような学校運営をしていていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（井上則臣君） これにて、5番、井野和哉議員の一般質問は終了しました。

続きまして、2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） それでは、2番、北里でございます。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想総合戦略について、本年3月に計画案が出されましたが、非常にすばらしい計画案だとは思いますが、非常に漠然したものでありまして、後期5年間の具体的なアクションプランがあれば教えていただきたい。

それと、前期の5年間、まち・ひと・しごと創生総合戦略結果を踏まえて、継続する取組や、新たに後期に取り組むべきことの具体的な計画があるのかをお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

第4次南小国町総合計画における前期5年間の計画並びに地方創生の取組となる南小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和7年3月末までが対象期間であり、令和6年度に後期5年間の計画並びに地方創生の取組を進めるべく、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略への改定を踏まえ、南小国町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定に取り掛かり、各課局や策定推進協議会での協議や議員への報告を重ね、最終案を3月定例議会終了後に議員の皆さまに提示させていただきました。その後、パブリックコメントを経て提示した最終案の通り、南小国町デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、4月より取組を進めております。

総合戦略の取組の方向性として、4つの目標、またそれぞれの基本目標の下に、合わせて7つの戦略を設定し、それぞれの戦略の下に具体的な取組となる施策と、施策に直結している重要な取組である重点事業を掲げております。

例を挙げて説明しますと、基本目標１、地域資源を生かした仕事をつくるの下に、戦略１、現在、地域にある仕事の稼ぐ力を高めていくを設定し、具体的な取組として、施策１、景観保全と第１次産業の強化を掲げ、農業者の支援・確保事業、農業競争力強化支援事業、日本で最も美しい村づくり事業の３つの重点事業に取り組むといった形となっており、計２１の施策と計３０の重点事業を掲げております。

また、重点事業の中で、夢チャレンジ推進事業、民間賃貸住宅建設促進事業、木質バイオマス導入促進事業など、計１３事業が前期の総合戦略から継続した取組、農業者の支援・確保事業、ＪＡ跡地再開発事業、子ども・家庭センター運営事業など、計１７事業が後期の総合戦略からの新たな取組となっております。数が多いため、一つ一つの施策や重点事業の説明は割愛させていただき、総合戦略の本文を御確認いただきたいと思います。この具体的な取組の２１の施策と、施策に直結した重要な取組３０の重点事業を中心として、令和７年４月から後期５年間の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ２番、北里桂一議員。

○２番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

いろんな２１の施策と３０の具体的な案、この具体的な案というのを、私たちはお伺いしたかったんですが、例えば５年間で今年から計画する、そして来年から施行するものとか、こういった具体的なものがあるのかお伺いしたかったんですけれども、こちらのほうには総合戦略、もういろんな形で幅広い戦略があると思います。先般、議員の方たちからも、いろんな形で質問をしていただいて、それも今後検討して施策をしていくというような御回答が多かったと思いますが、この５年間で例えば１年目、２年目でいろんな調査をして計画を立てて、３年目から２年間にわたってやるとか、前半の空き家対策にしてもそうなんですが、移住定住に向けた施策をやって、毎年２軒ずつ造っていくと、こういった具体的な何かプランがあるのであれば教えていただきたかったということがありますが、何か具体的に今年から始めてやるのか、前半から引き続いてやっているのか、具体的なものの１つでも２つでも、大きいあれなので、なかなか全部が全部というのはないと思いますけれども、具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

それぞれの課がそれぞれの取組を行っておりますので、それぞれここという形になりますと、大変長くなりますので、部分部分で御説明をさせていただきます。

まず、まちづくり課に関する事業で申し上げますと、前期の総合戦略から引き続

き取り組むという事業につきましては、日本で最も美しい村づくり事業、夢チャレンジ推進事業、こちらの主な事業については、前年度から引き続き継続してやっておりますので、もう本年度予算も計上しておりますし、また募集も行っているところでございます。これもK P Iを設定して、これに基づきまして、どれくらい申込みがあったとか、実際それによって何人の方が事業を起こされたとかいうところをK P Iとして設定している部分を追いながら、実績がどういうふうになっているのかというところを追っていきたいというふうに考えております。

また、新規で特定創業支援事業であるとか、そういったところも挙げさせていただいています。この新規につきましては、もともと以前から取組を進めていたところで、実際、何年か前に事業化をしたというところがありましたので、こちらのほうを具体的に計画に計上したというところもでございます。これも後期の戦略の初め、この令和7年度から早速取り組むべき事業ということで取り組んでまいるところでございます。

ほかにも、ほかの課が取り組むいろんな事業がございますけれども、それぞれが計画を立て、事業を行い、またそれに対してK P Iも設定しておりますので、その実績を追いながら、効果が上がっているのかというのを、また前期の総合戦略と同様に、毎年毎年アンケートを取りながら、またK P Iを追いながら、協議会も開いて、その中で効果検証も引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

K P Iという言葉が出ておりますが、重要業績評価指標というものであると思います。客観的にこの手法をもとに進捗状況を確認したりして、次の戦略を練るというような数字だろうと思います。大きいものは各課で、いろんな形で戦略を進めていくということでございますので、ぜひとも早めに計画し、実行に移していただきたいと思います。

この中でちょっと1つだけお聞きしたいことがございまして、先ほど来、町長の答弁にもありましたように、黒川温泉等で観光客が2,000人を超えると、そんなときの大規模な災害等についての対処を考えておるということでございましたので、これも含めてお尋ねをしたいと思います。

今から、この大規模災害で避難所等の対策も含めてですが、今、台湾有事で今年の4月ぐらいですかね、熊本県内で大体12万人の沖縄の島民を九州で全部避難所として受けようということで、熊本県内の1万3,000人を想定して、ホテルや旅館で受入れなどをするという計画がなされております。この中であるのは熊本市

におよそ9,250人、阿蘇市に1,330人、大津町に1,030人、山鹿市に130人という指標が熊本県で出されております。こういった人間も、うちの町には直接割当てはないかも知れませんが、阿蘇市等でやはり大規模なときには、他の自治体や民間企業との連携協定締結により、横の連携をつなげてするという方向性でありますので、こういったので連携協定、例えば旅館との連携協定、別荘地との連携等、こういったものが進められていくのかどうかお聞かせいただいていいです。この総合戦略の中の1つですけれども、こういった計画等があるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただいまの御質問にお答えをいたします。

その有事というところでは、今、九州8県32市町村に設定をされておりますけれども、これはどちらかというと初期的な計画というところもありますし、阿蘇市のほうに1,330人、阿蘇郡のほうには1,330人で、今その熊本県内では阿蘇郡は1,330人で計画のほうはできておりますけど、それ以上の部分というところまではまだお話はあっておりません。初期的な計画というところもありますので、それ以上の避難の方がいらっしゃったときには、もしかしたら南小国町にもという話もあるかも知れませんが、まだそこまで、阿蘇市まで、熊本県に1万2,000人から1万3,000人というところまでが決まっているところであって、ただ本当にそこまでになったときに、先に県と国といろんな計画もしなければいけないし、どこの空港に来て、どこの宿泊施設を使って、どういう輸送をしてとか、そういう計画を先にしないといけませんので、まだ南小国町でどうというところには至ってはないところです。

南小国町に本当に避難、沖縄関係が避難をするということになるのであれば、もうそのときには多分、事前の打合せもできないぐらいの規模の有事になっているかもしれないというところもあるのではないかなと思います。今現状ではそういう阿蘇市までの設定をされているというところで、まだこの有事関係では旅館関係とのいろんな契約じゃないですけど、そういう協定等の話は現在行うところでは、まだ考えてはおりません。ほかの災害についてはそういうことも考えていかなければならないとは思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

まだ、初期的な段階ですので、こういったことはまたいろんな形で考えていただければと思っております。やはり何回か質問はさせていただいたんですが、

やはり住民の10倍以上の人間が黒川温泉等にはおられますので、この方たちの避難所の確保、こういったことと避難所の整備、これを今から、先ほどの町長さんの答弁にもありましたように、考えていくべきことであるということでございますので、こういったことも考えて、早めの施策を計画を立てていただいて、5年以内ぐらいには、やはりやっていただけないものかなと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、2問目のライドシェア導入の計画はあるのかということで質問をさせていただきたいと思います。先ほど来、交通手段の空白化ということで、いろんな議員の方からも質問があったと思いますが、どこの町村もタクシー事業所等の業務縮小や高齢年齢化に伴い免許証返納と、過疎化において交通手段に非常に困っている状況であります。

本町においては、高齢者にタクシー券の配布が、にじバス等の一部の利用者につきましては、手厚いものがしてあるとは思いますが、誰もが利用できるライドシェアの導入は考えられないのか、こちらを質問させていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

本町を取り巻く地域公共交通は、路線バスへの補助や、各種事業の実施を経て、産交バスの運営する路線バスや、高齢者や障がい者等で免許を持たない方を対象としたタクシー利用費助成事業、小国町と共同で設置した小国郷公共交通会議による小国郷中心市街地バスのにじバスや小国郷ライナーなどの事業を実施しております。にじバスや小国郷ライナーは、着実に利用者の伸びは見られるものの、まだ利用者の増加に向けて取組を進めていく必要がある状況ですが、タクシー利用費助成事業については、アンケート結果から利用者の満足度は高い状況です。

しかしながら、町内でも大字中原や大字満願寺の一部の地域などでは、公共交通機関の空白地があることが大きな課題の一つとなっております。この公共交通機関の空白地において、タクシー利用費助成事業の対象者以外の免許を持たない方など、交通弱者に対する取組をどう進めていくのかなど、課題解決に向けて、現在、地方創生伴走支援制度により、国からの地方創生伴走支援官により支援を受け、協議・検討を始めているところでございます。そのほかにも、バスやタクシーなど、公共交通を担っている運行事業者において、ドライバーの高齢化や人出不足など、将来にわたり安定した運営が継続できるかも課題になってくると予測しております。

その中で、公共ライドシェアも候補の一つとなってくるとは思われますが、いずれにしても南小国町にとって公共交通機関の空白地の対策など、どのような公共交通の施策・取組が最適なのか、地方創生伴走支援官や関係団体などとの協議を重ね、

課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

前向きに取り上げていただけるということでございます。

このライドシェアについては、国土交通省による交通空白解消のための計画が昨年の7月から実態を把握して伴走支援等を行って、9月に一定集約をして、その後に募集したところから始めてあるということでございます。今、これが去年のデータかも知れませんが、全国で234自治体の実証許可申請をしてあると。許可して通ってあるところは36自治体、それで申請中が171、多分去年の時点のものだと思います。熊本県では、天草市や水上村、そしてここの近郊でいえば別府市ですかね、これがもう導入が実証実験済でなされております。そして、阿蘇郡内において、今年、高森町が導入というか、社会実験をされております。これがやはり伴走支援、先ほど町長が言われたように、この方たちの指導の下に実証実験を、今年の2月と3月に実証実験を行っております。

これが補助金の種類等も調べてまいりましたので、ここで御紹介をしたいと思います。補助金の種類、共創・Ma a S実証プロジェクト、これが高森が補助金として使っている種類でございます。本年度も1次募集が4月中盤で締切りがあったということで、第2次募集が今からあるのではなかろうかと、定かではありませんが、そういう形のものです。

そして、導入した経緯と、受けた側の方たちのお話を聞いてまいりましたので、御紹介だけをさせていただきたいと思います。導入事業者の運賃の46%が指定管理に受けた事業者の取り分で、54%、これが登録した運転手の取り分という形のもので、料金としてはタクシー料金とほぼ同等ということでございます。そして、高森町等が一番近いので、登録者数が第1種免許を持っていच्छる方が7名登録をされております。そして、この方たちは1種免許を持っていच्छる方で、2種免許を持っていच्छる方たちは、1日1回3時間の講習が、1種免許の方にはありますけれども、2種免許の方は必要がないということでございます。

そして、この事業を委託業者にするに当たり、委託業者に町等が運営費等をお支払いする金額が月20万円、それとこれにはコールセンターの設置が必須条件でありまして、コールセンター等の運営費等も月31万円と。2月、3月の実証実験では、高森町では58件という件数があったということでございます。もうほぼ夜の需要がほとんどであったと。これが多いのか少ないのかちょっと分からないのだけど、2か月で1日1件と、平均的にそんな感じのものでございました。それと、大

体高森町はタクシーはあるけど、代行者がいないということで、夜１２時まで時間帯を設定して実施をやったと。

それと、車両を購入するに当たって、購入補助金を使ったということで、７人乗りのキックスというトヨタの車があるそうなんです、これを４台導入して約９００万円かかったと、そのうちの半額が補助金。そして、もう一つの補助金を使って３００万円、実質負担が１００万円だったと、これで一応導入をしたと。そして、こういった実績に伴ってやって、社会実験をやって、今度の６月の議会に一応かけて、これで可決されたら実際に運行を始めるという回答でございました。こういったものがあるので、補助金もいろんな種類があると思いますが、実例として、こういう形でお聞きしましたので、こういう形でうちの町も導入できないものかなと考えておりますので、そういったのはどこの課になるのかがちょっとよく分かんけど、まちづくり課なのか総務課なのか分かんけど、お考えがあったらお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そういったところの、まず事例といいますか、高森町の事業の実績だったりとか、そこで何がどういった課題が見えてきたのかとか、そういったところも踏まえながら考えていきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げたように、今年度から地方創生伴走支援官といった３つの省庁にまたがる方々が本町に来ていただいたり、オンラインでこの町の公共交通施策と一緒に考えていくようなことになっておりますし、他の全国の自治体の事例などもいろいろと御教授いただきながら、本町に適した、またどうしてもうちの場合は小国町との連携もでございます。そういったところを踏まえながら、南小国町の現状に合った交通施策体系を考えてまいりたいというふうに思いますし、もちろんその中の選択肢の一つに、今おっしゃったライドシェアがあるということは紛れもない事実でございますので、いろいろなことを総合的に勘案しながら、何かしらの実現の方向性を見極めていきたいというふうに思いますし、あとは実際にそういった高森町でのライドシェアの事業を実際に見に行ったりとかすることももちろん必要かというふうに思います。そういったところをいろいろと見ながら、伴走支援官と一緒に考えていきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 先ほど、町長のほうから答弁がございました中で、また私のほうからも若干申し上げさせていただきたいと思います。

町長が申し上げたとおり、今、地方創生伴走支援制度を活用しまして、支援官が3名、5月に来町していただきましたが、ほとんどが今オンラインでの会議ということで、いろいろ今本町が抱えている公共交通に関する課題であるとか、そういったところを洗い出して、その中でどこを重点的にやっていくとか、どういったサービスが本町に適しているのかなどを今後話を詰めていくという形になるかと思えます。その中でライドシェアというところも一つの選択肢の一つにはなってくるかというふうに思いますし、また、タクシー利用費助成事業も、今のままでこれがいいのかということと、またこの利用拡充をするためにはどういう方法がいいのかとかいうところ、また通常の公共交通であるバス路線とか、コミュニティバスであるにじバス、小国郷ライナー、この運用に関しましてもこれから拡充をしていく方向性があるのか、それともまた別のサービスが、適当なサービスがあるのかなど、様々な視点から考えていきたいというところで、我々もこの公共交通につきましては、頭を悩ませている部分が多うございましたので、今回この伴走支援制度を活用しまして、良いアイデアがまた国のほうからも出てこないかということと、また財源につきましてもそういった幅広い部分から御助言いただけると、今後の公共交通を考える上でも非常に有効な手段となるかと思えますので、そういった部分を踏まえて、今後検討をしながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

ぜひとも早めに進めていただければと思います。

これは国土交通省のホームページのほうに、熊本県の天草市の実情が載っていたので、市内の定期路線型のコミュニティバスが通ってはいるんですが、そこまでの移動が困難、便数が少ない等の声があり、これを導入したということでございます。タクシーの営業所がなく、ドア・ツー・ドアの移動手段の確保が課題ということで、こういうものの導入をしたと。

そして、もう一つはこういったものができれば、観光客の足、私は黒川にありまして、今、大型駐車場からバスを止めて歩いて、ぞろぞろぞろぞろと歩いて国道を渡ってこられる。こういったものの足はどうしたらいいのかと思っております、これができたら運営がうまくいくのではなかろうかと考えておりまして、ライドシェアがあったら本拠点をおいていただいて、昼間の足もピストン輸送とかできるようなものになるのではなかろうかと思っております。

そして、これの利用した、この社会実験をやった後にするかせんかというのは、またその次の段階になろうとは思いますが、これをやったときの車両を何台か購入

する。高森町は4台あったのですが、こういったものを購入したもので、運営をしなかったらどうなるのか、買ってからどうなるのかという質問をさせていただきました。そしたら、これはもう町の資産として、公用車として使える、こういう利点があると。だから、ならばそういう利点があるのであれば、私も災害時にどうするのかということで、何回か公用車にE V車両等を導入できないかという話もやってまいりました。こういったことを利用してE V車両を使って、7人乗りのハイブリッドなり、E V車両なり、PHVなり、こういったものを導入して、非常時にはそういった分を非常電源として使うような車両に、社会実験、ライドシェアがせんかった場合は、そういったものにも使えるのではなかろうかと。観光客の足だったり、福祉バスにしてみたり、公用車にしてみたり、うちも公用車はあるんですが、いろんなところに出掛けていくのに、軽の4人乗りのバンが多い。教育委員会が1つだけハイエースを持っていらっしゃる、それしかない。ならば、7人乗りのE V車両が何台かあれば、いろんな出張等に使えるのではなかろうかと。こういったことも含めて、こういったものの導入を促進していただければと思います。

今、全然決まってないということでございますけれども、こういったことはぜひ取り入れて、うちの町に利用価値が高いものであれば、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。何かもうどうせ今から計画するのだらうと思うので、早めに導入するのであれば、すぐしていただければと思って質問を終わりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

どうしても、せっかくそうやって伴走支援官も来ていただいておりますので、そういったところとしっかりと協議をしながら、また先ほどと重なる部分はありますけれども、高森町の事例だったりとか、また全国の事例も踏まえて考えなくてはいけない部分だというふうに思います。

特に、やっぱりうちの町で考えなくちゃいけないのは、地元の方はもちろんそうなんですけれども、先ほど質問がございました生活弱者、社会的弱者といわれる方々の足の部分もそうですし、議員がおっしゃったような、観光客の交通の問題といたしたところもございますので、そういったところはまた特有の、ほかの自治体にはない特有の問題なのかなというふうに思っておりますので、そういったところも勘案的しながら、総合的に判断しなければならないのかなというふうに思っておりますので、また引き続き、どういうふうな経過をたどっていくのかだったりとかというのは、また皆様方と共有しながら、今後の公共交通体系の在り方といったものを考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、一般質問は全て終了しました。

休憩に入ります。ケーブルテレビ等の撤去がございますので、2時半から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時12分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

-----○-----

日程第3 議案第38号 専決処分の報告について

（南小国町税条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第38号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第38号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）は、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 議案第38号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月10日提出、南小国町長、高橋周二。

専第4号、南小国町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

専第4号、専決処分書、南小国町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、南小国町長、高橋周二。

本議案につきましては、令和7年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日より施行されるものもあることから、税条例の一部改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは条例改正の改め文です。1ページから3ページまでは本文、4ページから5ページが附則となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をおめくりください。右半分が改正前、左半分が改正後です。下に線を引いてある箇所が改正部分になります。

まず、第18条は、法改正に伴う改正です。公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した改正を行っております。

続きまして、第18条の3につきましては、上段第18条の改正に伴う規定の整備を行っております。

続きまして、第34条の2並びに第36条の2につきましても、法改正に伴う改正です。特定親族特別控除を新たに創設したものです。これは特定扶養控除に関して、控除対象となる19歳以上23歳未満、いわゆる大学生年代の子らの所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親らが受けられる控除の額が段階的に低減する仕組みを導入するものです。

2ページをお願いいたします。

第36条の3の2も法改正に伴う改正です。申告書の文言の改正を行っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第36条の3の3も法改正に伴う改正です。こちらも申告書の文言の改正を行っております。

続きまして、第63条の2も法改正に伴う改正です。項ずれを反映したものです。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第82条も法改正に伴う改正です。軽自動車にかかる2輪車の車両区分の見直しによるものです。現行の50cc原付バイクは、令和7年11月、排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産や販売が困難となります。そのため、新たに総排気量125cc以下で、最高出力を50cc相当の4キロワット以下に制御したバイクにかかる軽自動車税の税率を、現行の50cc原付と同額の2,000円とするものです。

続く、89条も82条の改正と同様でございます。

5ページをお願いいたします。

第90条も法改正に伴う改正です。マイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第139条の3並びに第149条も、法改正に伴い改正です。こちらも項ずれを反映したものでございます。

7ページをお願いいたします。

続いて、附則の改正でございます。第10条の3は、法改正に伴う改正です。特定マンションの特例について規定を新設したものでございます。

続きまして、第10条の4も法改正に伴う改正です。規定の削除でございます。

1ページ飛ばしまして、9ページをお願いいたします。

第16条の2の2も、法改正に伴う改正です。加熱式たばこについて、現在、重量と価格によって、紙巻きたばこの本数に換算する課税方式を、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするものでございます。

改め文の4ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日、第1条、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第1号、第34条の2、第36条の2第1項但し書き、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、令和8年1月1日。

第2号、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定、令和8年4月1日。

第3号、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第38号、専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第４ 議案第３９号 専決処分の報告について

（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（井上則臣君） 日程第４、議案第３９号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第３９号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 議案第３９号、専決処分の報告について。

地方自治法第１７９条第１項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和７年６月１０日提出、南小国町長、高橋周二。

専第５号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

専第５号、専決処分書、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日、南小国町長、高橋周二。

本議案につきましては、令和７年３月３１日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、４月１日より施行されることから、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは条例改正の改め文です。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表になります。右半分が改正前、左半分が改正後です。下に線を引いてある箇所が改正部分になります。

第２条は、施行令の改正に伴う改正です。課税限度額について、それぞれ改正を行っております。

続きまして、第２３条も施行令の改正に伴う改正です。減額措置にかかる軽減判

定所得の基準額について改正を行っております。

1 枚お戻りください。

中段の附則でございます。施行期日、1、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） はい。中身をちょっと詳しく読んだら分かるのかも知れませんが、具体的にどういうふうに、金額的にそう大きな違いはないと思うんですけど、どういう方がどのくらいの金額の変わりがあるかというのが何か分かりますか。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） どういう方かというのは、すみません、ちょっとはつきり申し上げられないのですが、要は今までが国民健康保険税の最高額が65万円であったものが66万円、1万円増額されるというところでございます。

それから、下の減額の判定の所得基準につきましても、その課税額、上限額の金額の反映とともに、基準額の変更があったものということでございます。大きくは、最高額が65万円が66万円に改正になったというものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第39号、専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

日程第５ 議案第４０号 町道の廃止について

日程第６ 議案第４１号 町道の認定について

○議長（井上則臣君） 日程第５、議案第４０号、町道の廃止についてを議題といたしますが、議案第４０号と議案第４１号は、議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認めます。

議案第４０号、町道の廃止について、議案第４１号、町道の認定については、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第４０号、町道の廃止について、議案第４１号、町道の認定については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第４０号、町道の廃止について。

町道の路線を次のように廃止する。

令和７年６月１０日提出、南小国町長、高橋周二。

路線番号２２号、路線名、松ノ木線、起点、大字赤馬場字遠見塚３７４３地先、終点、大字中原字地藏原３６地先。

提案理由、道路法第１０条第３項の規定により準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

次のページに資料としまして、廃止路線の位置図を添付しております。

県道南小国上津江線道路改良工事によりまして、新しく中原ゆめトンネルが開通をいたしました。その際、中原側坑口に町道松ノ木線が従来ありましたけれども、その付け替え工事が一部において行われ、起点部分の変更が生じたことから廃止を行うものです。

なお、次の議案第４１号において、新たに認定の審議をお願いするものでございます。

続きまして、議案第４１号、町道の認定について。

町道の路線を次のように認定する。

令和７年６月１０日提出、南小国町長、高橋周二。

路線番号２２号、路線名、松ノ木線、起点、大字赤馬場字遠見塚、終点、大字中

原字地藏原。

提案理由、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

次のページ、上段がトンネル中原側坑口の、市原から中原方面を見ました右側の起点、入り口になります。それと、終点は変わりませんが、下段部分の松ノ木分の終点になります。

次のページに位置図となっております。

議案第40号により説明した内容です。

なお、現在の道路法では、起点・終点が小字までとなっております。また、資料に示すとおり、路線延長が37.8メートルの減という形になります。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。小さいことですが、旧起点部分からゆめトンネルに接する部分までの道路削除になった部分は、これは県道敷ということになるわけでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第41号のほうの資料におきますA3の写真付きの地図があるかと思います。そこに①が旧起点、②が新起点という形になります。今、御指摘の部分は、①から県道南小国上津江線までの区間がまずどうなるかという話になるかと思いますけれども、その部分につきましては、町道に関してはもう廃止という形を取った上で、トンネルの坑口部分だけが熊本県の用地という形になります。ですので、結果的にはもう残地という形になっているんですけれども、結果、南小国町が管理するという形になります。道路ではない普通財産として管理する部分という形になります。併せて、旧道の現道部分が残っておりますけれども、これは3月の時点で新たに認定をしていただきましたけれども、そういった関連もございます。

なお、併せてなんですが、旧道部分のトンネルにつきましては、現在、中を埋めてしまう作業のほうを県のほうが今行っております。そのため、旧トンネルの市原側の出口は、まだ財産譲与をこちらのほうが受けておりません。ですので、工事が終わり次第、町のほうに財産譲与として下りてきて、結果、町道としてまた新たに認定するということが生じます。すみません。ちょっと付け加え部分もございますけれども、説明をさせていただきました。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それでは、今言いました部分を車等は通れない形になっているということですかね、旧起点から県道までの間は。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 道路という形での形状は残ってはいないんですけども、県道と同じレベルに整地がされております。ですので、近くの山林の所有者の方だったり、あとトンネルの維持管理をする上において利用されているというような状況です。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第40号、町道の廃止についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第41号、町道の認定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第42号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第42号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第42号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）につきまして、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より

説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第42号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）。

1ページをお願いします。

令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,329万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億3,729万4,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、起債の目的、過疎対策事業債です。今回、2,300万円を増額し、2億3,990万円とするものです。利率は1.5%です。

続きまして、緊急防災・減災事業債です。今回、1,230万円を減額し、1,380万円とするものです。利率は2.3%です。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

分担金及び負担金、負担金、総務費負担金です。今回、73万円を減額し、3,283万5,000円とするものです。公営企業会計給与費負担金、水道事業人件費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。今回、365万1,000円を増額し、1億7,281万9,000円とするものです。介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

国庫補助金、民生費国庫補助金です。今回、55万円を増額し、1,313万5,000円とするものです。障害者総合支援事業補助金、障害者福祉費委託料の増額でございます。

続きまして、土木費国庫補助金です。今回、109万4,000円を増額し、6,079万円とするものです。防災安全社会資本整備総合交付金、住宅管理費委託料の増額でございます。

続きまして、教育費国庫補助金です。今回、1,092万6,000円を減額し、200万円とするものです。公立学校情報機器整備費補助金、国から県補助金に移

動をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

委託金、総務費委託金です。今回、11万2,000円を増額し、645万3,000円とするものです。参院選挙委員報酬の増額でございます。

13ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費負担金です。今回、182万5,000円を増額し、6,191万円とするものです。介護保険低所得者保険料軽減県負担金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

県補助金、総務費補助金です。今回、471万8,000円を増額し、4,222万6,000円とするものです。物価高騰対応生活者支援交付金としてLPガスの支援の財産管理費補助金の増額でございます。

続きまして、農林水産事業費補助金です。今回、900万円を増額し、1億2,955万8,000円とするものです。世代交代初期投資推進事業補助金としての増額でございます。

続きまして、教育費補助金でございます。今回、1,052万7,000円を増額し、1,297万1,000円とするものです。義務教育費補助金につきましては、上段の高校魅力化コンソーシアム構築事業補助金につきましては、節の6へ移動、熊本県公立学校情報機器整備事業補助金につきましては、国庫補助から県補助へ移動でございます。

15ページをお願いいたします。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入です。今回、1,980万円を増額し、6,890万9,000円とするものです。部分林売払収入でございます。8割が地元作ヶ倉造林組合へ、2割が町となっております。

次のページをお願いいたします。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回、2,652万2,000円を増額し、7億3,183万6,000円とするものです。財政調整基金繰入金でございますが、これにより予算ベースでの基金残高は12億4,131万2,685円でございます。

続きまして、地域福祉基金繰入金です。今回、291万7,000円を増額し、500万6,000円とするものでございます。地域福祉基金繰入金ですが、これにより予算ベースでの基金残高は1億2,272万7,184円でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金です。今回、3,291万8,000円を増額し、1億5,614万5,000円とするものです。ふるさと納税基金繰入金です。

が、予算ベースでの基金残高は23億1,096万8,055円です。

17ページをお願いいたします。

諸収入、雑入、雑入です。今回、61万7,000円を増額し、1,452万4,000円とするものです。住宅明渡費用及び南小国町ふるさと花火大会支援金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

町債、町債、過疎対策事業債です。今回、2,300万円を増額し、2億3,990万円とするものです。中学校管理費工事請負費を緊急防災対策事業債から移動させて増額及び児童福祉施設費工事費の起債対象額の増額でございます。

続きまして、緊急防災・減災事業債です。今回、1,230万円を減額し、1,380万円とするものです。中学校管理費工事請負費が緊防債対象外のため過疎対策事業に移動させております。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回、433万1,000円を減額し、2億6,010万6,000円とするものです。報酬から共済費までは、4月の人事異動に伴うものでございます。役務費の手数料につきましては、熊日新聞の記事をコピー等を使い、会議等での使用や回覧など、著作権侵害にかかる場合もあるとのことで、正規に使用できるよう熊日クリッピングサービスを契約したいと考え、計上しております。

続きまして、諸費でございます。今回、1,584万円を増額し、2,112万円とするものでございます。内容としましては、場所は大字満願寺作ヶ倉、広さは9万2,333平米、全伐で伐採期間は来年の3月末としております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回、287万1,000円を増額し、2億5,122万9,000円とするものです。内容としましては、報酬、職員手当等、共済費につきましては、地域おこし協力隊募集に伴うパートタイム会計年度任用職員の報酬等の増額です。起業型地域おこし協力隊の支援業務などの伴走支援、コーディネーターとして活動する人員が必要なため、地域おこし協力隊を活用し人材を確保したいため、パートタイム会計年度任用職員として採用する報酬等の増額でございます。

続きまして、旅費10万円、こちらも報酬と同様、地域おこし協力隊募集に伴うパートタイム会計年度任用職員出張等にかかる費用弁償の増額です。

需用費 18 万円、燃料費及び修繕費の増額です。地域おこし協力隊活動に要する車両の燃料代に関する燃料費の増額が 3 万円と、まちづくり住宅の下水配管の一部が破損し、破損箇所の配管にかかる修繕料の増額で 15 万円、以上 18 万円となっております。

続きまして、使用料及び賃借料 25 万 8,000 円、車借上料並びに建物借上料の増額です。地域おこし協力隊の活動に要する車両確保にかかる車両借上料が 18 万円、地域おこし協力隊の住宅確保にかかる建物借上料が 7 万 8,000 円、計 25 万 8,000 円の増額です。ちなみに、この地域おこし協力隊にかかる予算を計上しておりますが、全て財源として特別交付税が措置される予定となっております。

続きまして、負担金補助及び交付金 50 万円、ふるさと花火大会補助金として 50 万円です。ふるさと花火大会に関し、キリンビール株式会社の支援活動の一環として、市区町村における花火大会の開催運営に関する公募があり、申請を行ったところ採用されたため、歳入にも上げておりますが、支援金額分の打ち上げ花火を追加するための補助金の増額です。

続きまして、ケーブルテレビ運営事業費です。今回、295 万 6,000 円を増額し、8,723 万円とするものです。内容としましては、報酬、職員手当等、共済費、4 月の人事異動に伴うケーブルテレビ会計年度任用職員の報酬等の増額並びに職員の報酬月額の変動による市町村共済組合負担金の増額、合わせて 295 万 6,000 円の増額です。

続きまして、情報電算管理費です。今回、1,061 万 7,000 円を増額し、1 億 7,417 万 2,000 円とするものです。内容としましては、役務費、通信運搬費の増額です。総合行政システムの標準化・共通化を行うに当たり、国が運用するクラウドサービス環境であるガバメントクラウドに接続しており、その利用料が当初の設定より増額となったことに伴う通信運搬費の増額 923 万 9,000 円です。

次のページをお願いします。

委託料 137 万 8,000 円の増額、法令改正等に伴う総合行政システムの改修並びに総合行政システム端末増設業務にかかる電算関係運営支援業務委託料の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 続きまして、財政管理費です。今回、943 万 6,000 円を増額し、10 億 1,956 万 5,000 円とするものです。委託料につきましては、ふるさと納税システム保守委託料 39 万 6,000 円が、今年度に入り無料になるとの通知がございましたので、この金額分は契約に基づき SMO 南小国の経費

へ入れることとし、予算としては差し引きゼロでございます。

負担金補助及び交付金のLPガス使用世帯支援事業補助金につきましては、第3弾として5,000円の1,518世帯が対象で、事務費を加え943万6,000円の増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 22ページをお願いいたします。

徴税費、税務総務費です。今回、392万3,000円を減額し、6,233万8,000円とするものでございます。給料、職員手当、共済費等に、4月の人事異動に伴う減額でございます。

続きまして、賦課徴収費です。今回、39万6,000円を増額し、2,179万2,000円とするものです。需用費、印刷製本費、今回、標準化仕様によります新様式納付書等の印刷代として39万6,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 23ページをお願いします。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回、285万1,000円を減額し、5,216万5,000円とするものです。内容としましては、人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の減額になります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 24ページです。

総務費、選挙費、参議院議員選挙費です。今回、11万2,000円を増額し、619万8,000円とするものです。内容といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する定例改正として、最近の物価の変動や投票管理者、投票立会人のなり手不足問題等を踏まえた基準額の改定となっており、当町は80名分の新基準額の差額分を増額しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 25ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回、615万3,000円を増額し、9,931万3,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費までは人事異動による増減でございます。

次に、委託料です。旧グループホーム森園改修工事設計業務委託料でございます。

こちらは基本設計及び実施設計となっております。中古物件であるため、基本設計におきまして建物内外の損耗具合を、購入時の検査よりもより詳細に調査し、実施設計に反映することとしております。実施設計につきましては、全面的な改修ではなく、必要部分の改修を行う予定です。また、実際の設計金額につきましては、指名競争入札を行い、支出額の削減に努めてまいります。

補足の説明としまして、改修の方向性を述べさせていただきます。基本の指針としましては、多世代が交流できる施設としております。使用が想定される取組としましては、子育て支援広場ぬくもり、子供服のリサイクルボランティアでありますまわる子供服、少し広めの活動室を設置いたしまして、地域サロンへの貸出しを行います。また、コミュニティセンターにあります図書を一部移動いたしまして、バリアフリー型の図書スペースを設置いたします。さらに、以前の管理センターにありましたような小規模な会議室を貸し出しスペースとして予定しております。

福祉避難所としても使う予定がございまして、幾つかの壁の仕切りを取る予定ではございますけれど、そこに可動式の壁を設置して、個室として利用したいと思っております。設計に当たりましては、利用が想定される方々のお声を聞きながら行ってまいります。

続きまして、障害福祉費です。今回、１１０万円を増額し、２億１，１１３万６，０００円とするものです。内容としましては、制度改正によります障害福祉サービス費に、新たに就労選択支援というサービスが追加されました。このことによります電算システムの改修委託料となっております。

続きまして、介護保険関連サービス施設管理費です。今回、２４万５，０００円を増額し、９４２万円とするものです。内容としましては、湯夢プラザ中原の合併浄化槽に不具合が生じておりましたので、この修繕費となっております。

２６ページをお願いします。

児童福祉費、児童福祉総務費です。今回、２６５万９，０００円を減額し、１，５８６万９，０００円とするものです。内容としましては、給料から共済費までは人事異動による減でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） 続きまして、児童福祉施設費です。今回、２９５万２，０００円を増額し、２億３，５４５万８，０００円とするものです。内容といたしましては、給料から共済費までは職員１名の育児休暇取得のほか、４月の人事異動により増額をしております。

また、需用費につきましては、市原保育園２階の手洗い場の増設改修として５５

万3,000円を増額しております。この改修につきましては、当初予算におきまして、市原保育園2階の間仕切り改修工事に含めて予算のほうを計上しておりましたけれども、実際、入札不落でございましたので、工事内容から当該手洗い場改修を除く設計変更によりまして、再度、入札のほうを行わせていただきました。その結果、附帯工事であった当該手洗い場の増設改修費用を再度計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 続きまして、27ページを御覧ください。

災害救助費、災害救助費です。今回、52万2,000円を増額し、164万5,000円とするものです。内容としましては、災害援護資金償還金を予定よりも早く繰上償還していただいた方がいらっしゃいましたので、増額させていただいております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 28ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回、43万2,000円を減額し、3億1,279万7,000円とするものです。内容としましては、職員の通勤、住居の変更に伴う手当の減額と、こども家庭センターにおける子供さんの緊急対応に伴う管理職特別勤務手当2万3,000円の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 30ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回補正額、1,019万1,000円を増額し、1億2,599万2,000円とするものです。内容につきましては、報酬11万8,000円の増額、会計年度任用職員の時間外手当の増額となります。

続きまして、職員手当等につきましては、いずれも4月の職員の人事異動に伴うものです。

報償費及び旅費、こちらはいずれも協力隊の特別交付税措置が上限見直しに伴います計上となります。

需用費18万1,000円の増額、消耗品費と修繕料の増額になります。消耗品費につきましては、先ほどと同様ですが、協力隊の財政措置上限見直しによるものです。

修繕料につきましては、きよらかアサの屋内の修繕となっております。

負担金補助及び交付金 971 万円の増額、こちらは世代交代・初期投資促進事業補助金、こちらにつきまして国の事業で、6 年度の補正予算となっております。49 歳以下で親元への新規就農者で認定農業者になること、また青色申告を行うこと、それから金融機関、こちらのほうから融資を受けること、それから年間 150 万円の資金が出ております経営開始資金、こちらを受けないことなどの要件を踏まえまして、ハード面での補助金となっております。今回の計画の中身としましては、肉用牛の導入、それから牛舎の建築、こちらのほうを計画しているものでございます。

続きまして、集落支援員交付金につきましては、協力隊と同様に、特別交付税の財政措置の上限見直しのほうが行われたことによります計上となっております。

30 ページをお願いいたします。

林業費、林業総務費です。今回補正額、26 万 2,000 円を増額し、2,071 万 9,000 円とするものです。内容につきましては、報酬 26 万 2,000 円の増額、こちらでも会計年度任用職員の時間外手当の増額となります。

続きまして、林業振興費です。今回補正額、77 万 2,000 円を増額し、9,545 万円とするものです。内容につきましては、役務費 3 万円の増額、手数料の増額になります。協力隊の森林内での活動に際しまして、アレルギー検査を行う計画としております。そのための費用でございます。

使用料及び賃借料 60 万円の増額、機器使用料の増額になります。協力隊の活動で、重機等の運搬、こちらをオペレーター付きでの費用として計画をしているものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金 14 万 2,000 円の増額、集落支援員の活動交付金の増額になります。農業費と同様となりますが、集落支援員の財政措置上限見直しによるものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 31 ページをお願いします。

商工費、商工費、商工振興費です。今回、3,000 万円を増額し、4,608 万 8,000 円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金で 3,000 万円の増額、今回、新規に町内の業種の中でも減少傾向にある製造業、加工業に特化した支援として、南小国町製造・加工事業者創出促進事業を実施したため、こちらにかかる補助金の増額となっております。金額としましては、償却資産が補助金上限額 500 万円、工場、家屋に伴います補助金額、新築で 1,000 万円が上限額となります。この上限額を合わせて 1,500 万円が償却資産及び建物における補助金上限額となりますので、この上限額 2 件分の予算 3,000 万円を計上

させていただいております。

続きまして、観光費です。今回、372万円を増額し、2,984万7,000円とするものです。内容としましては、需用費272万円の増額、修繕料の増額です。立岩水源公園の木柵の老朽化による修繕が必要となり、観光客への危険性もあるため、全体的な修繕を行いたいと考えております。

また、長寿命化を図るため、地中に埋設する立杭の、樹脂加工の立杭を使用する予定としております、こちらのほうが146万円。

続きまして、黒川の辻の厠、黒川駐在所横の公衆トイレですが、こちらの浄化槽の放流管が破損漏水しておりますので、この破損漏水による修繕にかかる修繕料の増額でございます。こちらの破損し漏水している可能性が非常に高く、年数も経過していることから、放流管を全体的に修繕を行いたいと考えております。また、法面については、費用面と今後の維持管理を考え、露出配管とする予定としております。こちらの修繕が126万円、合わせて272万円の増額となります。

続きまして、委託料です。昨年に引き続き、3年目となる自転車の国際ロードレース、ツール・ド・九州2025が10月1日から開催が予定され、その中で10月12日が熊本阿蘇ステージとなり、スタート地点が本町の瀬の本レストハウスであるため、スタート地点を盛り上げるため、集客やイベント企画等にかかる業務委託、ツール・ド・九州関連事業委託料の増額100万円となっております。詳細につきましては、10月12日当日、熊本ステージにおいての配信映像内で南小国町の観光情報やグルメ情報を入れたPR動画を放送を予定しております。こちらのほうは、事前取材を行い、PR動画を作製し、作製した映像は配信内に載せてまいります。熊本市内、若しくは熊本空港等のビジョンで放映のほか、YouTubeを通じて全世界に配信、南小国町の魅力を伝えたいというところで、こちらのPR動画を放送する予定でございます。

また、スタート地点の瀬の本レストハウス前にて、ムーブアップイベントを開催します。9時からのスタートの前に、瀬の本レストハウスでイベント開催、ゲストにパフォーマンスを披露してもらい、イベントの集客を促進する会場となる南小国町のPRも併せて行いたいというふうに考えております。出演は、南阿蘇太鼓と小国高校の吹奏楽部を想定しております。

その他、この委託事業以外に、応援バスツアーと瀬の本ハウスにて懇親会を開催予定で、こちらのほうで当日、木村知事、九州経済連合会長やマイナビほか、スポンサー各社を招いての懇親会が開催される予定となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 32ページになります。

土木費、土木管理費、土木総務費、今回、34万4,000円を増額し、8,637万6,000円とするものです。職員手当等になりますけれども、それぞれ1名ずつの変更に伴う増額となります。

続きまして、道路橋梁費、道路維持費、今回、1,549万1,000円を増額し、9,178万円とするものです。需用費、修繕料になりますけれども、当初予算におきまして、突発的対応として予算計上していましたが、地元要望等や道路管理者として必要と判断した修繕等を使用しまして、結果、50万円程度と予算残が現状でなっております。今後の対応も含めて予算の増額を行うものです。

続きまして、委託料972万3,000円ですが、路面下空洞調査業務委託ということで、他県でも道路陥没が近年多く見られております。本町においてもその危険性は免れない状況にあると判断しております。下水道管等が埋設されている公共施設、または避難所、それから排水される管に対して車道部分の調査、また過去に水路などの漏水により道路に陥没が生じた箇所、また工事を行った際に湧水が見られた箇所、また通行車両の多い箇所について、予算の範囲内で本業務委託を行いたいと考えております。

また、工事請負費276万8,000円ですけれども、交通安全施設の老朽化があり、通行車両の安全を確保するため、ガードレール及びカーブミラーの更新が必要であり、要望も多いことから、増額を行いたいと考えております。

続きまして、住宅費、住宅管理費、今回、218万8,000円を増額し、2,795万円とするものです。

委託料、町営住宅改修工事設計業務委託ですが、当初予算におきまして市原団地1・2・3工区及び特公賃住宅の外壁改修を行うための設計業務委託を発注していましたが、人件費の増が生じ、予算が不足するため増額を行うものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 35ページをお願いします。

教育費、教育総務費、事務局費です。今回、補正額78万円を増額し、1億9,665万9,000円とするものです。内容につきましては、3職員手当等から4共済費につきまして、主な理由は4月の職員人事異動によるものです。

10需用費43万6,000円の増額、印刷製本費の増額となります。教育委員会で作成しているきよらっ子かるた、南小国町の身近な草花ポケット図鑑の在庫不足による、それぞれ200部増刷に伴う増額になります。

36ページをお願いします。

教育費、中学校費、学校管理費です。今回、補正額 1,044 万 6,000 円を増額し、7,679 万 2,000 円とするものです。内容につきましては、委託料の 37 万円の増額、南小国中学校消火管漏水改修工事の設計業務委託料になります。昨年度、防火水槽の漏水箇所を特定する業務委託を行いまして、防火水槽の改修に向けて整備を進めている中で、防火水槽から中学校校舎への消火管が漏水している可能性があるということで、消火管の漏水調査業務委託を行ったところですが、防火水槽建物の真下を通っている消火管での漏水特定に至りました。

しかしながら、消火管の管路が防火水槽建物の真下を通っていること、また配管が経年劣化により腐食していることによりまして、一部を改修したとしても水圧による漏水が新たに発生する可能性が高いため、消火管の更新の整備を行う必要が生じまして、その設計業務を委託するものになります。

14 工事請負費 1,007 万 6,000 円の増額、中学校屋外防火水槽改修工事の増額になります。昨年度から防火水槽の漏水調査委託を行いまして、今年度、夏休み期間中に改修工事を予定しておりますが、中学校防火水槽改修工事についてですが、先ほど委託料の増額の際に説明しましたとおり、消火管更新に伴う工事費及び防火水槽改修工事の一部計画変更に伴う工事費分の増額になります。

37 ページをお願いします。

教育費、社会教育費、文化財保護費です。今回、補正額 9 万 7,000 円を増額し、264 万円とするものです。内容につきましては、10 需用費 9 万 7,000 円の増額、教育委員会と文化財保護委員会で作成している南小国町の魅力、町歩き文化財手帳の在庫不足に伴いまして、200 冊の増刷分の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本日は延会したいと思います。

明日 10 時から再開いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後 3 時 34 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 5 番

会議録調製者 松 岡 洋

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 1 2 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和7年第2回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）
- 日程第3 議案第46号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）
- 日程第4 議案第43号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第5 議案第44号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）
- 日程第6 議案第45号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）
- 日程第7 報告第1号 繰越明許費の繰越計算書の報告について
- 日程第8 発議第3号 南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 委員長報告 付託議案第33号 総務文教常任委員会 令和7年付託
南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第10 陳情第2号 中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書
- 日程第11 陳情第3号 各市町村議会における防衛議員連盟設立に関する要望書
- 日程第12 議員派遣報告について
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 閉会中の継続審査について
（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	松岡洋	会計年度任用職員	室原明子
--------	-----	----------	------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	保育課長	佐藤淳
福祉課長	室原孝平		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 7 年第 2 回南小国町議会定例会の第 3 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番、後藤六男議員、7 番、穴井秀房議員を指名します。

-----○-----

日程第 2 議案第 42 号 令和 7 年度南小国町一般会計補正予算書（第 2 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 42 号、令和 7 年度南小国町一般会計補正予算書（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっております。本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 31 ページ、製造・加工事業者向けの補助金について御質問をさせていただきます。先般、全員協議会の中で説明はいただきましたけれども、まだちょっと聞き足りないところがございますのでお願いいたします。

町内で既に製造加工業を行っている方の規模拡大や、町外からの進出においては意義ある施策だと私も思います。

そこで質問ですけれども、この支援策の対象事業者が創業から 3 年以上と、あと事業継続の意思があること、3 年以上の継続の意思があるということと、あとは町税に未納がないことというような条件のみしかありませんけれども、実際の売上高だとか取扱高だとか、そういう条件、今どれだけ扱っていますよと、これだけの規模をやっていますよと。それを補助をもらうことによって、これだけ伸ばしますよとか、そういう具体的な売上高とかを条件に挙げる必要はないのかが 1 点と、もう 1 点、この支援案の創業から 3 年以上というところですが、他業種、3 年以上、小売でとか、ほかの建設業でもいいです、観光業でもいいですけど、そういうところが経営拡大のために製造加工業に着手する意思があるといった場合に、この事業として対象になるのか、この 2 点をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、売上高を条件にということでしたが、補助金交付申請の中では直近1期分の確定申告書並びに決算書の一式の写しの提出を求めることを予定しております。ただし、この製品加工業の補助金を使うことによって工場を造り、今までの業績からこれだけ上げるといった、そういった計画を条件とすとか、売上げをこれだけアップするということを条件にする予定は、今のところございません。

また、創業から3年というところは、補助金の金額がある程度高額になってまいりますものですから、ある程度、事業の継続性という部分を判断する上においても、3年以上の継続した事業を行っていることを条件としておりますが、新規参入といった場合は、これが業種が異なっておりますので、あくまで同業種の中での3年間の実績を踏まえた上で、その業種に基づいた製品加工業の工場等を設置すると、または整備を行うというところを対象としておりますので、新規参入については、今のところ、この補助金の対象とはしておりません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。であれば、今、製造業を行っているところに向けての、そしてなおかつ創業から3年以上、事業を続けているところに向けての、この補助金という意味合いでよろしいですね。もう一度確認します。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 町内の業者におきましては、そのような形になります。また、町外から新規でこちらのほうに来ていただくという場合も、町外でそういう同業種で実績のある、3年間実績のあるところが対象となるというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。分かりました。

もう1点、非常に額の大きい補助金でございます。3年以上、事業を継続する意思のみですけれども、当然、1年ごとのチェックなり、いわゆる活動の実績というか、決算書なり、そういうものを報告として出していただくのも要件になるかとは思いますが、途中で頓挫した場合、うまくいかなくなる可能性というのも全くゼロではないと思います。こういう場合に、このときの補助金の弁済、返済義務等が発生するかと思いますけれども、その辺の規定というのも、まずチェック、補助金を出した業者に対してどのようなチェックをするのか。仮に事業が困難になったときの判断、そしてその補助金の弁済、そういうところはどういうふうになっ

であるのか、考えているのか教えていただきたい。

それと、もう1つ、新しく新規事業を、うちには製造加工業が少ないということでもありますけれども、町としては新規事業、起業だとか新規参入を進めるのであるならば、夢チャレでは足りない部分というのもあるのかもしれないなと思っています、製造業、加工業において。ですと、もっと新規参入しやすいような、その業者向けの補助金というのもある必要があると思いますけど、そこも併せてお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

まず、この補助金の交付を受けて、完了してから3年間の部分ですけれども、こちらにおきましては、補助決定者におきまして、補助事業を完了してから、実際、工場が操業してから3年間、経過報告書並びにその際に常用雇用者があったら、その常用雇用者の名簿と、直近1期分の確定申告書、決算書の写し等を提出するように求める、これが条件となっております。

また、補助金返還というところで条件を付けておりまして、補助事業開始から3年以内に補助対象事業を休止、かつ休止してから起算して3年以内に補助事業を再開しないと、こういう場合におきましては補助事業の返還を求めるというところを要綱の中に明記をしたいというところは考えております。

また、新規参入者についてですけれども、今回の補助金については対象とはしておりませんが、今後また課内、若しくは町長を含めた中で協議・検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今の質問に関連してですが、じゃあ新規参入の方が夢チャレンジ補助金なり、また農業担い手育成補助金、こういうのを活用して開業して、3年たって、例えば規模拡大、若しくは新たな機械導入等をする場合は、この補助事業の対象になり得るということでよろしいでしょうか。

それと、その他の財源3,000万円は、これはふるさと納税の基金から捻出をして事業をやっていくという形でよろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

夢チャレンジ補助金、若しくはほかの補助金を使って起業されて、3年間を経過して、3年たった後に規模拡大といった場合も、この要綱に該当する場合は対象と

なります。夢チャレンジ補助金と併用はできません。なので、起業するといったときには、もう3年間というのがございますので、まず3年間、同じ事業をしていないというところは対象となりませんし、ほかの補助金と合わせてというのは対象とはしておりませんので、そこら辺は対象とはなりません。

財源は、ふるさと納税を充てることを、今のところは予定をしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 同じことについてでございます。汚い言い方でございますが、起業した後の3年間のうちに景気が悪くなって、その方が会社を万歳したという場合は、どうにもならないようなことが出てきますが、単純に言うと、そのときその施設を次の方に売ってでも出ていく方もいらっしゃると思うんですが、そういう場合はどうされるということでお考えですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

その状況によってはなかなか判断が難しい場合も出てくるかと思えますけれども、例えば自己破産した場合は、債権回収という形で法的な手続が入ってくるかと思えますので、そういった場合はその法的手続にのっとって、うちのほうも請求をしてまいりたいと思っております。

譲渡という場合にいたっては、譲渡の条件も示しておりますので、その譲渡の条件でそのまま事業を引き継ぐといった場合は、その引き継いだ事業者が、引き続き条件としてこの補助金の条件に合った形で事業を継続していただくということを条件に譲渡していただくというところが、補助金の規定上では原則としております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 33ページの路面下空洞調査業務委託、これについてお尋ねをしてよろしいでしょうか。今、空洞調査には、この前ちょっとテレビ見よったら、衛星からするという、最新の空洞調査ができるという方法があったと思います。今、多分、空洞調査は道にペタンペタンして音を確認しながらと、何か水道管に耳を充てて音で調査する方法、それと今新しいのが衛星を利用して空洞調査をやる方法というのがあったと思いますが、今回の調査はどの方法でやるのかと、うちの町内の全部の空洞調査をするのは期間がどのくらいを見通してやっておるのかをお尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。申し訳ございません。今回、私たちのほうが考えていますのは、車でいうバンですね。教育委員会が持っているような7人乗り程度のバンに電磁波を照射する機器、それと観測をする機器というのを載せまして、電磁波を照射する部分については、バンの後ろにけん引するような形になります。

道路の車道上をある程度の、60キロ、80キロぐらいまで測定は可能という形で今現在聞いているんですけれども、衛星とかではなく、通常の運転をしていきながら、高速で地中の状況を電磁波の反射率によって可視化することができるというようなことで考えております。深さ的には、ちょっと機器の各メーカーによつての機器の違いもあるんですけれども、一般的には1メートル50から3メートルの範囲の中でできると。それが1次調査になります。

1次調査によって何らかの異状が見られた場合においては、先だって福岡のほうでも陥没がおきましたが、その中でもテレビで見られたかどうか分かりませんが、先ほどは車でけん引していく、2次調査としては見た目的に言えば手押しの芝刈り機みたいなやつがあるかと思えますけれども、そういったハンディ型の電磁波照射というのを2次調査でやります。

そこで確認できたときには、さらに調査を深めまして、ちょっと穴を掘ります。よくテレビとかでもよく出るかと思えますけれども、小さい穴に差し込んで、スコープみたいな形ですね。そういうところまで穴を掘って空洞の状況を確認するという調査を行います。その上で最終的にどういう形の復旧を目指すかというところまでが今回の業務委託という形になりますので、期間的には1次調査の部分で何もないければ、もう単純に通過するだけという形になりますので、期間はあまりかからないと思います。2次調査、3次調査において、どこまで1次調査の結果によって期間が生ずるかというのは、場所によって異なってくるかと思えますので、明確に期間がいつまでというのはなかなか言えないというところもございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） これは予算として1,000万円弱のものが出ているんですが、3年かかれば、もう3,000万円とかになっていくのかどうかもよく分からんし、そういった長い期間かけて、また次の段階に入っていくということであると思いますが、これは空洞調査だけなのか、もう1個は漏水の調査、これも併せてできるものなのかどうかをお尋ねしたいんですが、水道管やらのものがあって、それも併せて併用してできるものだったら一緒にしていただくと非常にいいのではなからうかと思いますが、どうでしょう。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、全体的な内容からお話をさせていただきます。

まず、近年よく見られます道路陥没というのは、ほとんどの場合が、全てではないんですが、大都市の場合には下水道管が埋設されているところで、そこが老朽化して陥没が、土砂の流入が始まって、徐々に道路の陥没につながっていくという形になってくるかと思います。その際に、ほとんどの場合、下水道管がコンクリート製のものがほぼです。それらの耐用年数が一般的に40年から60年という範囲の中でいく中で、どんどん落ちていくと。それと、大きく見られるのが、管の口径が2メートルを超えるものという形の中でもあります。

また一方で、先だって2日前に起きたものに関しては、雨水等、合流式、分流式とあるんですが、以前は合流だったものを、近年のゲリラ豪雨とかそういった部分が発生することから、分離して雨水を別口に排水をするという工事の中で起きたという部分も聞いております。

そういった中であるんですが、本町の場合は分流式という形で汚水だけを流し、材質は塩ビ管です。ただ、そう言いながら、国道部分に関しては、推進工法というものを使っています。これは国道の真下を横からトンネル形式で掘削していくという部分になります。そこの部分の口径が約30センチメートルから50センチメートル、ヒューム管が入っております。埋設深も60センチメートルから1メートル20センチメートル、管頂でいった場合の埋設深になります。ですので、正直言いますと、下水道管だけで、ほかの自治体とかでも見られるような大きな被害というのは、布設年数等も踏まえると、あまり危険性はないのかなとは思っております。

しかしながら、いつ発生するかどうか分からないものですから、まず今回やりたいのは、避難所から処理場までを結ぶ区間、それと公共施設から処理場までを結ぶ区間、公共施設というのは南小国町役場、当然、避難所も含めています。あと、社会福祉協議会と処理場を結ぶ区間と学校施設関係、それと防災計画にも載っています病院、町内でいけば蓮田クリニック、そういったところを結んだ形でやりたいと。満願寺の志津地区が、特別遠方のほうから処理場まで結んでいますので、志津の公民館から結ぶ区間を全体の中の20キロという形で考えています。当然、下水道管だけではない部分の今度は話になるんですけども、過去において水路、道路に隣接する水路からの漏水によって道路が陥没した経緯というのでも幾つか見られます。

また、そこの手形野線になるんですが、波居原に行く道なんですけれども、県道から入っていく部分については、岩盤が出ていたんですが、それから先においては湧水が大量に発生をした経緯がございます。有孔管といわれるものを1キロ以上にわたって布設をしているんですけども、そういったところで道路改良工事等を新

設する場合に湧水が発生したことによって、湧水が発生した経緯がある箇所についても、やはり陥没する可能性があるんじゃないかというところも考えています。

あと、先ほど黒川の部分がお話がありましたが、黒川町内線、道路の中には非常に多くの管が、公共施設、民間、いろいろなものが入っているかと思います。その中の漏水というのも発生するかもしれない。また、中の川端通りでしたでしょうか、河川と隣接をしているという形もありますので、下水道管だけにとどまらず、可能な範囲において持っていきたいと。

じゃあこれを全てやってしまえば一番いいんですけども、相当な金額がかかります。ですので、今回は20キロ程度の範囲の中でまずやっていきたいと。そのほかについては、まず当初予算のほうで下水道のほうにスクリーニングカメラの業務委託というのを御審議いただいて、通過させていただいております。1キロメートルぐらいにわたりまして、管内にカメラを入れていくという話です。それと、路面の目視による調査、それと下水道管の中において、上下流のマンホールを開けて、上流は懐中電機、下流側にカメラを入れまして、汚水がきれいな形で流れているかどうかという確認というのは、もう既に1次点検として、私たち職員のほうで行っております。そういったところから、20キロでやりましたという話にしております。

それと、水道の漏水についてなんですけれども、あとの簡易水道事業公営企業会計の予算のほうにも計上しておりますが、熊本県が実施主体となりまして、熊本県内の6市町村程度だったと思うんですが、人工衛星を使ってAIによる漏水の可能性調査というものをやるように行っております。詳細については、ちょっとこの場では省かせていただきますけれども、ただやはりまだ実験段階です。明確にここというポイントで分かるかどうかというのは、非常に危ぶまれると思います。今聞いているのは、100メートル範囲という形ぐらいで聞いています。100メートルになってしまったら、私たちは漏水のときどうしたらいいんだという話も出てくるんですけれども、いずれにしろ、以前、AIとかDXという部分で最先端の技術を使う必要があるのではないかという質問もいただいておりますので、極力そういったところに取り組んでいきながら、安全・安心という部分で努めていきたいというふうに思っています。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 予算書全般についてお尋ねでございます。

協力隊や支援員さんの予算というのが、今回もいろいろ上がってきておると思いますが、当然、増員増額ということになっているようでございますが、大きな金額

となってきたと思います。前から何度も当初予算のときもお願いしたわけですが、「目（モク）」的のものが作れないのであれば、明細をお示しいただくことができないかというお願いでございます。毎回毎回、予算増額となってきました。非常に分かりにくくなってきましたので、各課ごとぐらいで現在何人おって、幾ら使って、今回どうなっているというようなことをお示しいただくようお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただ今の御質問にお答えいたします。

明細を、この中身をなかなか変えにくいというところもございますので、その明細を付けるというのは、これと別途出すという形でよろしいですか。はい。一応、可能に。持ち帰って、話はしてみます。はい。できるように頑張ってみます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません。できるようにというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） できるだけ、できるようにと思いましたが、頑張ってみます。ちょっと話をしてみないと、今ここで出せますというふうにできるか、ちょっと分からないので、一応持ち帰ってやれるようにやります。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 総務課長と町長がいらっしゃいますよね。今ちょっと相談してもらえませんか。担当のお話じゃないんです、これは。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 作って出すようにいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 31ページの製造・加工事業者への補助金について、追加でお尋ねをさせてください。

こちら、補助対象事業として完成品を町内で、完成品を製造することとありますが、町としてどういった完成品があったらいいというのが、お考えのことがあればお尋ねいたします。

併せまして、そういった事業者さんに対して、しっかりこういう最大1,500万円、1社当たり最大1,500万円の補助金がありますというのをどうやって伝

えていくのか、その周知みたいなところについて、今お考えのことがあればお尋ねをいたします。

そして3点目、すみません。今回ハード面、金額が1,500万円と大きい金額ですが、ソフト面の支援というのもお考えなのかというところをお尋ねをいたします。例えば、今、製造加工となりますと、許認可の申請の費用やプロモーション費用なども大きくかかってくるんじゃないかと思いますので、そういった出口支援みたいところまですることで、この南小国町というところに立地すること、企業の誘致というのにも、一層選びやすいというのにつながるんじゃないかと思いますので、以上3点、お願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） まず1つ目の質問から、私のほうからお答えさせていただきます。

一番、私が願っていることは、やはり南小国町の産品自体をどうにか手を加えて、何かしら加工できないかといったところが一番の願いでございます。どうしても現状であれば加工業者も少ないというようなこともありまして、出荷することということが基本的に、農協だったりとか、直売所だったりとか、そういったところに出荷するような方法しかないのかなというふうに思っております。そういったところに、そういった加工業者が入ることによって、少しでも付加価値を付けて、また魅力を加えて、それを完成品として出していくということができればなというふうに思います。

あとは、今、力を入れております、そういった農業ももちろんそうなんですけれども、畜産関係だったりとか、そういう部分の加工、あと他方で今問題になっておりますジビエの部分に関しても、何かしらそうやって、ただ捕って、それをどうしても今処分に困っているようなところもありますし、近所に配るとか、そういったような状況もございますので、そういったところを例えば私としては、スモークとかジャージャーだったりとか、そういうふうなことにすることによって日持ちもしますし、匂いとかそういったところも軽減できるかなというふうに思いますし、あと軽くなるというようなメリットもありますので、そういったところだったら結構出口としてはいけるのではないかなというふうに思っておりますので、そうやって基本、私の思いとしては地場産品、地場の農産品、農畜産品、そういったものを中心に何か付加価値を付けて外に出していきたいというふうな思いで考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問の中で、残りの２点についてお答えいたします。

まず、この事業の周知についてですけれども、本町ができる限りといいますか、ホームページも含め、LINE、いろんな媒体を通じて広報周知は進めていきますが、やはり関係する商工会とか、そういった団体にも呼び掛けを行って、広く周知を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ソフト事業、出口支援についてですけれども、まずは今回はハード面を中心とするこの補助事業を展開をしたいというふうに考えて提案をさせていただきました。このソフト事業についてはちょっと今後の課題かなというところがございます。御意見も踏まえながら内部で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ４番、森永一美議員。

○４番（森永一美君） ありがとうございます。

本町といいますと、例えばお土産品とかというのも限られているというのが現状かなと思います。いろいろ企業さんが新しくいろんな商品を作られたりもされていますけれども、そのバリエーションを増やしていくというところでも、個人的にもとても楽しみに期待をする事業でもあります。県内でもとても珍しい、ほかにはないかと、あまり見かけない事業だなというのも思っていますので、例えば先ほど課長がおっしゃったようにしっかり、商工会なども全国的にもネットワークがある組織ですので、そういったところもしっかり御協力を仰ぎながら、より良い活用につなげていただけたらと思っています。

併せて、もう１点、よろしいでしょうか。その下段の修繕料についてお尋ねいたします。立岩水源の木柵というところで１４７万円とあったかと思いますが、ほかの自治体などでも柵などの老朽化によって、事故やお怪我などが起こっているかと思いますが、本町が関与されている場所、観光スポットなどではそういった柵なども点検というのはなされているのか、この点をお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

こちらのほうはまちづくり課管轄になりますけれども、こちらのほうがまちづくり課の施設、大半が指定管理を行っておりますので、指定管理者のほうに日々点検等を行っていただいた上で、こういう事象があった場合は、指定管理者のほうから報告が上がってまいりますので、現場確認の上、適切な対応を行っております。

また、予算がその場合に不足する場合は、こういうふうに補正予算で対応させていただきますけれども、そういった場合にも注意書きとか、そういったところを表

示をした上で、危険を周知をしながら、なるべく早期に修繕を行えるように対策を取っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 観光スポットといいながら、公共施設、道路の沿線上になる場合もあるかと思います。先だってから山村広場のほうの木柵という形のもので御連絡もいただいた中で、通常の点検だけではなくて、やはりそこに指定管理も含めて、かつそこを利用されている町民の方も含めて、100%点検をしていく道路パトロールとかも含めてやっていく中でも、100%の確率で全てを見つけることができないという部分もございます。住民さんから、また議員さんからも含めて、いろんな形で情報をいただきながら、また今回、先ほども修繕料という形で工事請負費のまた増額ということをさせてもらっていますけれども、日々いろいろな状況を確認していきながら、また場合によっては補正等も行いながら、道路管理者として対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

町民の方が主に利用されるところと、観光客の方が行かれるところというのがやっぱりあるかと思います。町民の方がよく利用される、例えば山村広場とかであれば、町民の方が気づいて町に声を届けやすいかと思いますが、例えば観光スポットなどであれば、なかなか観光客の方が声を届けるというのは、町民の方に比べたらハードルが一つあるんじゃないかなとも思っていますので、管理・関与されることに関しては、例えば年に1回とかでも点検をされるというのも今後は必要になってくるのではないかと思います。何か南小国町で事故が起きたとか、けがをしたというような思い出で帰っていかれないように、美しいこの自然を楽しんでいただけるように、点検というのも定期的なものが必要ではないかと考えています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 答弁をいただくたびに質問が増えてまいりますが、3点ほどお聞きします。

まず、今の木柵の件ですが、社会福祉協議会は会長が町長ということでございます。町はタッチしてないのかな。指定管理じゃないですね。あそこの駐車場が水路側のほうがコンクリート柵ですけど、陥没して、もう大きい穴が開いたり、柵自

体が水路側に下がっていたり、もう非常に危険な状態ですが、そういうところもしつかり点検をして、補修なり対策を取っていただけたらと思います。

それから、次２点目ですが、先ほど町長がジビエの加工と申されましたが、現在、小国町に時松君が加工、ジビエを解体施設を造ってやっておりますが、こちらでやるということでしたら、またその解体施設も造るということでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

社協に関しては、まだそういった状況であるなら、 magari んどう 荘とか、そういったところと連携をしながら、急いで修繕すべきはしたいというふうに思います。あくまで先ほどの件に関しましては、一つの案として、アイデアとして申し上げただけでございまして、向こうは向こうでもうしっかりとした、そういった解体所とか、そういったところを造りながら、それを販売されているというような状況もございしますので、そういったところから例えば肉を供給してもらうのかとか、そういったところとの兼ね合いはいろいろと考える必要はあろうかと思っておりますけれども、そういった地場産品をどうにか付加価値を付けて出すような、そういった補助金になればいいなというような思いで言わせていただいたということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ８番、穴井則之議員。

○８番（穴井則之君） そういうことかなとは思いましたが、確認のため、お聞きしました。

時松君においても、ジビエの量が非常に足りないということで、日々努力されて、収集に頑張っているところでもございますが、本当にジビエをいろんな加工をして出せることができたなら、本当にいいかなとは思っています。

それから、次の質問ですが、１５ページ、財産収入がございしますが、部分林売払収入、これは今から来年の３月ぐらいまでとか説明を受けましたが、この収入の根拠、これをまずお聞きしたいのと、これは造林組合か何かだと思っておりますが、組合数がどれだけあるのかお聞かせください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただ今の御質問にお答えをいたします。

部分林の皆伐というところで、大字満願寺の作ヶ倉、平米数が９万２，３３３平米、これは入札を行って、７月から来年の３月までに皆伐することにしております。１，９８０万円ですけれども、材積のほうは４，７０３立米で、作ヶ倉造林組合に８

割、南小国町のほうに2割というところで予算の計上をしております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ここで、この事業を受けた業者、南小国の森林組合ではない、
県外の業者ということですが、入札で行ったわけですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 4月末に入札を行って、7社での入札でございます。森林
組合等も入っておりますけれども、業者のほうは、有限会社藤義運輸、大分県の竹
田市の業者さんとなっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 町内にも業者があるわけですが、9町というと9ヘクタール、
相当の面積ですので、大きいところでないといけないところもありますが、最初から
県外の業者も入札に入ってもらったわけですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。金額のほうが大きいということもあって、そのも
う7社、最初から入っております。入札の金額も相当な金額の差がやはり出たみた
いで、なかなか町内では難しかったみたいでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。お聞きしたいのは、当初から県外の業者も入札に加わっ
てもらったということですか。町内業者も何社かあるわけですけども。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。当初からでございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。小さい業者では、非常になかなか難しいところもあるか
とは思いますが、町内にも業者が何社かございますので、できたら町内の仕事でご
ざいますので、大きいところのほう収益は見返りは大きいかとは思いますが。でも、
町内の業者の育成ということも考えると、できたら町内の業者に共同体でもいいで
すので、何かこういう大きい事業があるときはそういうことも一つの方法として考
えていただければと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 製造業、加工業の支援について、今日はまちづくり課長は大活躍でごめんなさい。

町内に、もう端的に言います。精米所というのが5、6件はあります。小国郷内で12、13件ぐらいありますけれども、もう年齢というのもありますし、設備を古くなったから変えようということで、例えば乾燥機1つで200万円ぐらいします。精米機が350万円ぐらいするんです。例えば、うちの精米所は乾燥機が5台あって、精米機が1台あります。それを全部変えようとする、その附帯設備も含めて1,500万円ぐらいかかるんです。もう正直、だましだまし使っておりますので、変えにやいかんなんて思っておりますけれども、まあなかなか銭がかかりますものですから、変えきらんなおるとというのが正直なところです。

この中の支援についてということで3,000万円ありますが、この設備に関して、この精米事業というのが製造加工業に当たるのかどうなのか。やっぱり町内の人たちもなかなかそういう予算的なものを、お金がちょっと無理かなということでやめようというような方々も出てきていらっしゃいます。

これはなかなかやめるわけにはいかんというのが正直あるんです。1つは、農協に多くの方々はお米を持って行って玄米にするわけですが、農協の場合はみんな一遍にどんと入れてしまいますから、どこの米かが分からない。自分のところで作った米というわけじゃなくて、全部一緒にしてしまいますから。ところが、やっぱり米農家の皆さん方は、自分で作ったのは自分で食べたいという方々も相当いらっしゃいます。そういう方々がいらっしゃるということで、我々みたいなそれぞれの精米業者というの、そういう方々の御依頼を受けて精米をするわけですが、乾燥して粳を玄米にするという、製造業、加工業というふうに言えるのかどうか、私もよく分かりませんが、しかしこれも一つの新しき新規事業というわけじゃなくて、継続をする事業ということで、この支援というの認めていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

全員協議会するときにも御説明を申し上げた部分がありますので、重複する部分がございますが、補助対象事業がまず対象工程の全てを本町内で行い、完成品を製造することとなっております。この完成品とは何なのかというのも質問がございましたが、有形の原材料を加工、その他工程を経ることによって、付加価値を与えた有形の加工製品となります。

全協でも質問がありましたが、町内の野菜をカットして真空パックをするといった場合は、カットする手間が省けるし、真空パックをして、直接、消費者が購入し

て使うことができます。そういったところで付加価値が付くというところで、これも完成品の一つであるというふうに判断されるところです。

また、完成品の条件としては、一般消費者向けに販売するものに限るというのが条件の一つとなっております。そうなったときに、この精米業が対象になるかといわれますと、対象となる場合を申し上げますと、精米をします、それを白米まで精米をして、袋詰めをして、10キロの1袋に入れて、10キロ当たりで売れる、消費者が購入できる状況にして、小売業ないしは出荷をして消費者のもとに届くという商品を作っていただくことができれば、この補助対象となりますが、精米のみで、また農家の方に玄米をお渡しするという形態では、この補助事業の対象とはなり得ない部分があるかと思います。

ただし、この精米業というのは、基幹産業である農業の重要な部分でもございますので、こちらのほうはまちづくり課のみではなく、農林課等々関係各課と協議の上、どういう事業がふさわしいのかということも含め、協議・検討する必要があるかと思いますので、現時点で提案申し上げている製品加工業の支援に対する、この補助金の対象とはなり得ない部分があるかと思いますので、そういったところは補助対象外となるというところで御理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） 例えば、うちが8町、9町作っておりますけれども、5キロにしたり、10キロにしたりして、白米にして、うちは出しています。出していますという、今年は特別多くて、多分500とか700ぐらいを、特にふるさと納税で出さにかいかんごつなるだろうと、そのくらいの数はあるだろうというふうに思っていますけれども、そういうふうなところというのは、例えばうちの会社で精米をして、そして個人のところに持っていく、そして個人の方が例えば30キロ玄米で売るといふ人もいらっしゃるでしょう。例えば、5キロ、10キロに分けて出すという方々もいらっしゃるでしょう。それについての線引きというのは、私たちじゃできないです。うちはそうしているから、ちゃんとこしこ出ましたよということが言えますけれども、私たちの段階であなたはどんな売り方をしていますかというようなことは一切聞きもしませんし、途中でうちはもう全部うちで食うはずだったばってんが、今年みたいにあちこちから米がないか米がないかと言われると、例えば10キロずつにするとかいうことで、途中で変わって出すという方もいらっしゃるというふうに思います。ですから加工して、さっき言ったように、袋詰めして、5キロ、10キロに分ける、若しくは野菜でもいいですよ。そのことで製品としてみなすというふうなことであるならば、同じことではないかなと、私は思いますけ

れども、今、再度検討しますということですから、ここで言うても多分結論は出ら
んでしょうけれども、しかし今年の、うちは9月15日ぐらいから稲刈りを始めま
すけれども、せめて8月まで、今その結論を出していただきたい。これは何もうち
がやっとなるからというわけじゃないんです。どんどんそういうふうな精米所をもう
やめようという人たちが出てきとるということが大前提として考えていただければ
というふうに思います。ですから、今回の予算は当然、まちづくり課の予算でしょ
うけれども、農林課、町長も含めて、この件についてはぜひともそのように取り計
らいをいただきたいという、これは要望ですし、お願いします。みんな、本当に困っ
ているんですよ。よそから来て、加工業で町中で作ってくださいよというのは、こ
れはもう良い話なんですけれども、町内にあるこの製造業、加工業とっていいか
どうか分かりませんが、こういう精米所、相当お金がかかるところを、きち
んと継続し、その後も育てていくということも十分に大切なことであろうと。若し
くは、私はそのことのほうがもっと大切なことではないかなというふうに思います。

町長、いかがですか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

先ほど来、御意見をいただいておりますように、多分、今要綱は現時点でこのよ
うな形で作らせていただいておりますが、イレギュラーなこととか、これはど
うなるんだろう、これはどうなるんだろうと必ず出てくるんですよ、これは。例え
ば、今製造業はやっていないんだけど、例えば建設業をやりながら、製造に特
化した加工ができる人、有識者を連れてくるので、こういった建物を建てたいとい
った場合はじゃあどうなるのかという話も出てくるでしょうし、そういったものが多
分必ず出てきますので、多分、今議員がおっしゃった部分もそうだと思います。じ
ゃあそれをどういうふうに判断するのかといったところは、これからまずはやり始
めて、その中でいろいろと回していきながら、また有識者の意見などもいただきな
がらどう判断していくのかといったところになってくるかというふうに思ってお
ります。もちろん、今おっしゃられたような精米だったりとか、そういったところが
非常に大変だというのは私も耳に入っておりますし、これは今回の補助金の対象に
するのか、その辺はまたこれから農林課だったりとか、まちづくり課と一緒に協議
をして結果を出したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 改めて、今、イレギュラーな話をしているわけじゃありませ
ん。それは途中で何かが出てきたときにということなんですが、改めてお願いをし
たいと思います。これについて、精米業というのは、製造業、加工業の今回の予算

の中の一つの対象として考えていただきたいというふうに思いますので、質問は以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 今回のこの補助金に該当するか該当しないかは別にして、その辺の精米業というのが非常に厳しいという状況は私も認識しておりますので、そういったところは担当課、農林課が中心になるのかと思いますけれども、そういったところと協議をしながら、どういうことができるのかといったところを考えたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 26 ページの児童福祉費の中で、需用費の修繕料、当初予算で保育園の改修工事が予算として計上されていまして、1 回目の入札が不調に終わったというような説明がありました。工事のほう、ちょっと詳しく説明の内容を聞きそびれたんですが、当初の予算で改修工事の入札が行われるのか、行われたのか、この修繕料を含めた額での入札になるのか、その辺りを今一度詳しく説明をいただければと思います。

それから、当初の入札の日程からかなりずれたと思いますけれども、工事自体が当初の計画どおりに進んでいくのか、それから旧グループホーム森園のほうに、最終的にどのクラスの子供たちが行って保育を行うのか、いつから旧グループホームの建物を利用して保育を開始するのか、その辺りの説明をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、当初予算におきまして、市原保育園の2 階の改修工事、これは間仕切り工事ですけれども、その本体工事に合わせまして、同じく2 階の手洗い場の改修ということで、当初予算に額としまして5 9 2 万9,000 円、こちらのほうを御承認いただいております。その結果、4 月末に町内業者による指名競争入札を行わせていただいたんですが、全ての業者が予定価格を下回らなかったということで、入札不落になっております。

保育園自体の年間スケジュール、こちらのほうを踏まえますと、少なくとも2 階の部屋の工事、こちらのほうは早急に対応する必要がございましたので、手洗い場の改修工事を外した部分での設計の変更を行わせていただきまして、先月、再度入札を行い、契約に至っております。結果、間仕切り工事のほうが5 8 3 万円で契約のほうを締結しておりますので、残りの手洗い場の改修、こちらのほうの部分がどうしても予算残ではできないということで、今回補正を計上させていただいており

ます。

森園での仮設の保育につきましては、再入札のほうを急ぎましたので、結果、当初の計画と1週間程度遅れるぐらいで終了することができますけれども、期間としては来週月曜日からお盆前の8月8日まで、この期間を森園での仮設保育を実施いたします。対象園児につきましては、1歳児・2歳児で森園への送迎が可能な御家庭ということで、全部で17名で保育を実施することといたしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。来週から森園での保育ということで、またその送迎可能な家庭のお子さんに限ってということの説明だったんですが、未満児クラスになりますね。現在の保育数の大体4分の1ほどが森園に移っての保育になるかと思えます。中には、その送迎が難しくて市原保育園での保育を希望する家庭もあると話を聞きました。1・2歳クラスは二極保育になるのかなというふうに思いますが、その辺り、子供たちの保育に影響がないのかということと、森園の現状を見てきましたけれども、来週から保育を開始するということですが、建物の周りは草が生い茂っていますし、建物自体は締め切っておりますこの梅雨時期で、特に1歳・2歳児、まだ歩行ができないお子さんもいるかと思いますが、建物のそのハウスクリーニング辺りをどうされているのか、その建物の中も特別改修はされていないと、現時点です。思いますが、保育をしながら足りない部分を少しずつ手を加えていくのか分かりませんが、一番心配なのは、保育園の給食が、食材は一度市原保育園に集まって、担当の先生が車で食材を各保育園に運ぶ形になっているかと思いますが、今回は市原保育園で給食を作って、森園のほうの17名分、それから先生の分の給食を運ぶ形になるかと思いますが、その給食はどのような形で森園のこの保育施設のほうに運搬を考えておられるのか、この梅雨時期、暑い時期に、どのようなタイミング、どのような方法で、その給食を配膳、運搬を考えておられるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給食の運搬ですけれども、こちらのほうにつきましては、議員おっしゃられるとおり、市原保育園で作って、そのまま町の公用車、こちらを中を消毒いたしまして、森園まで運搬いたします。この方法につきましては、以前、旧黒川保育園が被災いたしまして、そのときも約1年間、市原保育園で給食を作りまして、現りんどうヶ丘小学校まで配達を、同様の形で行っております。

この給食はどうしても、やっぱり口に入れるもの、一番気を付けなくてははいけな

い部分ですので、この給食の配送方法、また保育の方法につきましては、県のほうにも確認をいたしまして、了承を得ている状況でございます。

草刈りにつきましては、先日から、駐車場とか、その周りに関してはやっております。全体的な部分に関しましては、今のところできてはおりませんけれども、こちらでも福祉課のほうの予算でシルバー人材センターでの草刈りの予算を取っておりますので、そちらの方で対応をお願いしたいと思っております。

換気については、ここが森園を使うということで、2週間に1回程度、換気のほうは続けているような状態でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 換気は問題ないと思うんですが、一度全体的なその清掃は必要なのではないかなと。しばらくその風通しはしているにしても、全然清掃も何もされていないと思います。子供たちは、やはりあちこち動き回りますし、壁に手を当てますし、床をはって回りますし、やはり一度きちんと清掃は必要なのではないかというふうに思います。来週からであれば、この週末に、ある程度必要な備品等は引っ越しをされると思いますけれども、来週の月曜日から保育をするのに、十分な環境で行えるのかちょっと心配だなという部分があります。

やはり、以前も話をさせていただいたんですが、やはり市原保育園からちょっと距離がありますので、例えば緊急の場合であるとか、聞くとところによると4名の先生が森園のほうで保育に当たられるということですが、4人の先生で通常やっている早番・遅番、聞いたところによると8時から6時までの保育に4名で当たられるということで、非常に負担を強いられているのではないかと思います。緊急の場合等をどういうふうに対応されるのかというのは、もうシミュレーションされていると思いますけれども、園長と主任の先生がおられますので、どちらかが森園のほうに行かれるような形になるかと思いますが、できるだけ担当の先生方には負担がかからないような、そしてできるだけ予定どおり早く工事のほうを進めていただいて、早くまた市原の園舎のほうに戻れるように、十分な対応をお願いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） はい。御指摘、ありがとうございます。

議員おっしゃられたとおり、保育時間については朝の8時から6時までということで、その時間内で保育の送迎ができる方をということで、今回お願いをしております。実際、6時までということでしておりますけれども、だいたい行かれる園児の送迎については、5時半ぐらいで終了するかなというところでございます。実際

担当される先生方には、約1か月間から2か月、ちょっと苦勞をおかけすることにはなりますけれども、その辺りは議員おっしゃったとおり、私、または主任のほうで、可能な限りバックアップ、サポートのほうをしていって、負担を軽減していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 未満児ですから、あまり出回ることはないと思いますが、どうしても梅雨時期でもありますし、夏場は暑いので、室内が中心になるかと思いますが、建物の周囲、日中ちょっと子供たちがひなたぼっこなりできるような状況には整えておいてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 幾つもありますけど、29、30ページで、農林課管轄でパートタイム会計年度任用職員の時間外報酬が2つ、林業と農業と上がっていますけれども、まだ4月、5月で、この時期で補正というのは、どういう状況で上がったのかお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御質問、ありがとうございます。

申し訳ありません。この時間外につきましてが、総務課と私たちとの連絡というか、調整がうまくいっておらず、時間外のほうが協力隊の方、こちらの時間外の計上が漏れておりました。私たちとしては総務課のほうでと思ってしまったところで、大変失礼しました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。行政の仕組みからすると、予算がないと時間外手当とか、その支出ができないと思いますが、この期間、時間外はなかったんでしょうか。それとも、どこから流用したのかお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） この期間は、現在のところ、時間外のほうは発生しておりませんでした。休日勤務等で振休の部分は4日ほどあったかと思いますが、振休のほうで対応しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 本来は、当初に計上しなければならなかったものが漏れていた。3月のときにも幾つかの予算案が漏れて差し替え、その他訂正がされたと思います。

我々は予算を議会で見ませんので、これが正当にちゃんと上がっているものとは思いますが、執行部の中でしっかりチェックをしていただいて、確認をしていただきたいと思うんですけれども、その辺、今後、来年度以降の当初でもそうだけれども、予算案に対して、いわゆる提出されるものに対して、どのようなチェック体制を取っていこうと思っているのかお答えをお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。大変申し訳ございませんでした。

こちらは、前回の議会のときにも幾つかミスがございましたけれども、この分のほうもチェックができていないというか、見落としをしておりました。初めから入っていない形でありましたので、私どもも気づかないところがございました。

3月からの分で、この分はその3月の分でございますので、今度、この今回の分に入れるようにいたしましたけれども、次回からは今のチェック体制、財政から、私も全て見なければいけませんので、その辺りをきちんと各課と、財政だけではなく見落とす部分というのも、各課から上がってこなかったり、連絡調整ができれば、財政で分からない部分というのはございますので、各課と財政と総務ときちんと確認をしてチェックして作っていこうと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。大事な予算案でございますし、当初のときにも当然、各課長も確認をされているものと思って確認したら、私は見ていませんという課長もおられました、出来上がったものに対してチェックができていないというのも事実としてありましたので、ここはもう一度原点というか、初心に戻ってもらって、必ずキャッチボールをしていただいて、漏れなくきちとした形で予算案を計上していただく。各課長にもお願いいたします。予算案を上げるのであるならば、それがちゃんと載っているのか載っていないのか、漏れていないかどうか、ここまで確認して提出をしていただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ページ、29ページです。

一番下の節の18の負担金補助及び交付金の中の世代交代・初期投資の促進事業補助金900万円、これについて農林課長にお尋ねいたしますが、これは何名を対象に予算を組んでおりますか。それで、以前はなかったと思うんですね。これは後継者、農業は今、米作りとか含めながら、かなり後継者問題も上がってきている中で、900万円、この予算を上げられたかなと思うんですけれど、その辺についても

お尋ねいたします。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

この世代交代・初期投資促進事業補助金、こちらが少し重複するものになるかも知れませんが、国のほうの事業として行われているものでございます。内訳的には、国のほうが600万円、県のほうが300万円、県の分に国が上乗せして支給されるというか、補助されるものでございます。対象人数は、今回の事業は1名、満願寺波居原の方ですね。新規就農者で畜産を計画されています。肉用牛を導入することと、牛舎の建築、牛舎のほうは実家、家の建設をするところに建築する予定となっているところでございます。こちらがまた新規就農者、令和5年度以降に就農した方が対象になっている事業になっているものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 2点、お願いいたします。

まず、30ページの林業振興費でございます。機器使用料、使用料及び賃借料で機器使用料が60万円上がっております。これは協力隊の方に使う重機を、オペレーター込みで使用料ということで上げてあるというふうに聞いたところですが、内容をもう少し詳しくお願いできますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。こちらのほうが、現在、農林課のほうに所属しております、協力隊の方の作業をする際に重機のバックホーを運ぶ際の重機の運搬料ということで計上させていただきました。重機自体は、その協力隊の方が購入をされておりまして、これからの今中心的には清流の森のほうの作業等に入っているところではございますが、そちらのほうの作業でバックホーを使う際とか、ちょっとまだ細かい計画は、また今後詰めていく部分にはなるかと思うんですが、その際のバックホー運搬時の機器使用料ということで計上させていただいております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 協力隊の方が清流の森を整備するための重機ですか。どういうものなのでしょう。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません。説明が下手で申し訳ないですが、今されているのは清流の森をされてはいるんですけど、そちらでバックホーというわけではなくて、まだ今後発生した場合というとおかしいんですが、今後の林業の宮野さんで

すね、今度起業されましたが、そちらの方と今、計画を立てているところなんです
が、整備をする際に重機を運搬するための費用としてこの機器使用料のほうを計上
させてもらっております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません。私もちょっと理解できないんですが、具体的にど
ういう仕事を清流の森でされておるんですか。道造りか何かをする、それともこの
町が推奨している林業の方法というか、道を造っていくという形ですか、そう
いうこと以外には、バックホー自体は要らないと思うんですが、内容をもう少し詳
しくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません。ちょっと私も一度整理させていただいてもよ
ろしいでしょうか。一度整理させてもらった上で、詳しく説明をさせていただけた
らと思います。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。議会があまり長くはないと思いますが、その間に整理を
お願いいたします。

それから、もう一つ、先ほどから3番の佐藤議員も言われたところですが、予算
書の漏れ等があって、今回上げたというようなところがありましたが、これは協力
隊のことだというふうに、先ほど説明がありました。先ほど、私が総務課長のほう
にお願いしておりました協力隊や支援員さんの明細とか、そういうものがうまく職
員間でも伝わっていないということで、こういう先ほどの言葉では、総務課が上げ
ておると思ったけれども、実際は上がっていなかったというようなことでございま
す。職員の方の間でも内容が伝わっていない状況があるのではないかと思いますの
で、理想的には目の新設というのは、私は何回も言っておりますが、それができな
いのならば、予算を作るときにちゃんとした、そういう共有できる資料というのを
作っておくべきだと思っておりますし、これをもう先ほども言いましたが、議会の
ほうにも提出していただきたいと思っておりますので、再度お願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。今、穴井議員が言われたように、私たちもミスが確
かにございます。職員間での言った言わないじゃないですけど、連絡調整等もでき
ないところも確かにございましたので、今言われたようなところが、そういうもの
を作って、きちっと漏れが今後ないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） こちらからも、再度点検願います。

ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 25ページの旧グループホーム森園の改修工事設計業務委託料に関してお尋ねをいたします。

6月16日から8月8日までは市原保育園のほうで臨時的に使わせていただくこととなりますが、今回、設計業務委託ということですが、今後のスケジュール感といいますか、いつから使えるようにしていくというのが、スケジュール感としてお持ちなのかというのを1点お尋ねいたします。

そして、2点目に、昨日御説明いただいた際に、改修場所として調理室、台所だったところですね、というのが上がって、今御説明の中にはなかったかと思いますが、調理室のほうの改修もお考えか、この2点お尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、スケジュールですが、今回補正予算を認めていただきましたら、すぐに設計業務の入札に入りたいと思っております。入札が7月の頭ぐらいを予定しております。これに伴いまして、設計業務が終わりますと、次が実施工事に入るかと思っておりますけれど、最短であれば9月補正に上げさせていただきたいと思っておりますけれど、今、財源をちょっと探しているところでございます。どうしても高額の工事となってまいりますので、財源を探しているところでございますけれど、一つは社会資本整備総合交付金、こちらが利用できないかということで、ただ今、県のほうに申込みをしているところでございます。ただし、こちらの交付金は、令和8年度実施の交付金となっております。それであれば、令和8年度からの工事ということになりますけれど、こちらはもし採択されれば、早期着手ということができるまして、交付金を使うならば4月から着工ということになっております。交付金を使わずに単独でいくということであれば年度内に着工し、3月31日竣工ということで計画をしております。

続きまして、調理室でございますけれど、説明が漏れておりまして申し訳ありませんでした。図書スペースを造るということで御説明差し上げましたけれど、こちらに併設する形で隣に並んでいる部屋ではございますけれど、こちらと併設してカフェスペース的な調理場と簡単な机を置いて、利用者の方に御利用いただくという形に考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） はい。御丁寧にありがとうございます。

もしも、その社会資本整備総合交付金でしたか、というのを活用するのであれば、令和8年4月に着工。ということは、それからなので、多分、最低でも1年以上先の利用開始になるかというところですよ。若しくは、例えば今お話をしていたのは、福祉基金の活用というのも一つなのかなと思っております。その基金を活用して、早期に使える場所を造る。購入してから随分たってしまっていますので、活用していくというのが一つなのかなと思っていますが、その辺りも十分御検討いただけたらと思っています。

また、調理室も改修のほうはいただけるということだったかと思います。福祉避難所としても活用が見込まれているかと思うので、ぜひお願いしたいところです。

また、私たち食改という活動もしている中で、食改の一番の大きな課題が調理室不足です。管理センターがやはりなくなったことによって、調理をする場所という、活動する場所というのもなくなっていますので、ぜひそういったところにも広く活用ができたかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） はい。すみません。先ほどのスケジュールのことで少し説明漏れがございました。令和8年の早期着工いたしますと、すぐにでも着工できますので、8年度末ということではなくて、8年度のなるべく早い時期に供用開始をしたいと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 17ページの雑入で、南小国町ふるさと花火大会支援金50万円上がっておりまして、20ページの負担金補助及び交付金、ふるさと花火大会補助金、こちらのほうに50万円計上されております。これがキンビールからの提供ということですが、当初予算281万6,000円、花火大会の予算で上がっていましたが、これに50万円上乘せというような形でよろしいのでしょうか。

それから、キンビールからの支援ということで、これは花火大会において何かキンビールのPRなり、何かそういったことを町で行う必要があるのか。現在、サントリーのほうから出向いただいて、いろいろと町で活動していただいております。

すけれども、そこでキンビールをまた町のほうでPRをしなくてはいけないのか。それから、今年度、花火の打ち上げ場所が山村広場のほうに変更になるという話を聞きましたけれども、安全面で問題ないのか、現在の場所からなぜその山村広場のほうに変更になったのか、その辺りの経緯を御説明いただけますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。私のほうからは、このキンビールの助成と、あと補助金の増額の件について御説明をさせていただきます。花火大会の詳細につきましては、花火大会担当のほうから御説明をいただきたいというふうに考えております。

まず、このキンビール株式会社の公募がありまして、ほかにもいろいろ公募を出しているところがございます、そちらのほうにうちのほうも昨年ぐらいから、そういう公募が始まった部分については応募をしておりましたが、なかなか採用までは至りませんでした。今回、たまたまキンビールのほうに採用いただきまして、一応50万円の支援を受けることができるということで、同額を当初の補助額に上乗せをして計上させていただきました。その分、花火の発数を増やして、皆さんに楽しんでいただきたいというふうに考えております。

これに伴いまして、広報活動ということで、キンビールを売ってくれとかいうところは条件にはございませんで、こういう支援を受けましたというところで、それを周知して、キンビールのほうからこういう支援を受けました、これによってこの花火を打ち上げておりますというところの広報を町のほうで行うというところが条件となっております。本町としましても、広報活動につきましては、それに基づいて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 本年度の花火大会の事務局をさせていただいております農林課ですので、私のほうから説明をさせていただきます。

今年の花火大会の会場ですが、まだちょっと確定とはなっていないところではございます。現在、阿蘇広域消防と警察署、それから一応花火の見積りをいただいている業者、こちらのほうと立会いとかを、今3回ほど繰り返しながら、現在のところで協議をさせていただいているところです。

変更となった経緯なんですけど、前回というか、これまでの場所ですね、こちらのところで周辺の住民の方から、なるべく離してほしいと、家のほうからですね、そういう要望があって、ぎりぎりまで私たちのほうも話しながらといったところで行っていたところです。ただし、もうこれ以上動かしようがないというか、今もう

県の教職員住宅、あそことの距離がもうぎりぎりのところでした。広域等とかにも毎回来て計測していただきながらですね。昨年、私が準備担当ということでしていたときに、広域とか花火業者のほうから場所の変更を考えないかという提案を昨年いただきました。そこで、昨年年末辺りに少し候補地を探しながら、広域等からはできれば町有施設というか、町有地のほうがいいですよという助言とか、花火業者のほうからいただきながら、山村広場をとりあえず候補地として、その昨年末から協議を進めて、今その方向でいけそうなところで協議をしているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。大きな花火大会等に行くと、どこどこ株式会社の提供でとかいうのがアナウンスで呼びかけられたりしますし、例えば来場者に会社のうちわであるとか、そういうグッズを配布してPRをするというようなことをされている花火大会の会場もあります。現在は非常にサントリーのほうと親しい関係を、町長のほうも築かれておりますので、その辺りの部分はありますので、うまくこなしていただければと思いますし、やはり花火大会となると、やはり各地で、天候もありますけれども、その燃えカスが民家の敷地内に落下したとか、枯れ草が燃えたとか、いろんな話を聞きます。山村広場の場合は、周りを山林に囲まれていますので、また水利からもかなり遠いということもあります。今言われたように、なかなかその打ち上げ場所も難しいとは思いますが、本当に山村広場になった場合は、十分なそういう安全対策を行っていただいて、以前、消防団のほうでは、郵便局の近くの水路から中継をしながら、山村広場まで水を上げるような訓練もされておりますけれども、例えば中学校のプールのほうに、もうあらかじめ消防車のほうを待機させて、いつでもその放水ができるようにするとか、あとは貯水のタンクがありますので、その辺りは使えないですか。何しろ水利をやはり確保しながら、最大限の安全を確保して、町民の皆さんに楽しんでいただくというのが大前提になるかと思うので、打ち上げ数も増えるということですから、安全面に十分に配慮して開催をお願いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御意見ありがとうございます。

広域のほうからもそういった旨で、十分、水利の確保のことは今言われております。以前、山村広場のほうで操法大会を開催した形式を、私としては考えているところです。水槽の設置、それからこれは建設課のほうに今後協議する予定でしたが、建設課が所管している動力噴霧器ですね。こちらのほうも借用した上で体制整備と、あと消防団のほうの呼びかけのほうを今計画しながら、広域と協議していたところ

です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 短く 1 点、お願いします。

参議院選挙についてです。3 月の議会でもお話をさせていただきました。投票率を上げるために移動投票車並びに臨時の投票所の開設を検討していただきたいというお願いをしておりますが、その後検討されましたでしょうか。また、この参議院選挙において、そういう動きができるのであれば、それも教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。いろいろとお話はしておりますが、その実現のほうには至ってはおりません。今後、まだちょっとこれも、参議院選のこの話が来て、今、金額補正等のことを担当者もしておりましたので、なかなかそこまで行き届かなかったところもありますけれども、今後はその辺り、考えていきたいと思っておりますので、どうにかできるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） はい。具体的に何が問題で引っかかって、議論が進まないのかなど、今ちょっとふと思ったんですけれども、どの辺に問題点を感じているのか、対策が必要と思われるのかをお願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。どこがというところではございませんけれども、なかなかちょっと話はしておりますが、そこまで行きついていないというところで、正直なところはそういうところでございます。ただ、中身をきちんと話しながら、やはり住民の方の部分でもございますので、そこはきちんと考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） はい。あとは終わりをいつまでに結論を出すとか、いつから実行できるようにするというのを、やっぱりしっかり目標を持って話を進めてもらわないと、ずるずるずるずると行ってしまうと思いますので、ぜひこれはやっぱり国民の権利として政治に参加する、投票する、やっぱりそれが地域によってできないところがある、年齢によってできないというのは、なるべくやっぱり避けるべきだと思いますので、その辺はぜひこの中山間地、非常に過疎化も進んでいますし、高

齢化が進んでいますので、対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） はい。17 ページ、雑入の件で簡潔にお尋ねいたします。住宅明渡費用というものが上がっております。あまり見かけない項目かと思いますが、どういった内容なのかお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。お答えいたします。

黒川の住宅のほうで事件がありまして、お一人の方が亡くなりました。身内の方等もない中で、現状、相続の方が出てきまして、そこに関しての明渡しの際に対する修繕、そういったものをまずはちょっともうこちら側のほうでやりますと。そして、それに代わる、町としては収入ですけれども、そこを入れていただくというような前提で予算の計上を行わせていただいています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

町が立替えじゃないですけれども、一旦そんな形で、それをしっかり回収をいただいているというような内容かと思います。

住宅に関しましてですけれども、ここ数年、転入される方、町外から転入される方たちに、どうして南小国を選んだんですかという質問をしたら、皆さん第一声におっしゃるのが、役場が良かったですと。役場の職員さんの対応がとても良かったですと、それが決め手でしたということを、皆さん口を揃えておっしゃっていました。役場に行くと、担当課ではない方でも挨拶をしてくださる。また、住宅の担当の方なんか、もう、すぐ回答をいただいたりするので、歓迎をしていただいているんじゃないかなというような感覚になるというので、ここに住めてうれしいですというのを、何組もの方から伺うことができましたので、ぜひこの良い流れをまた今後も継続いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） 31 ページのツール・ド・九州関連事業委託料ということで、これは例年、TKUさんのほうにいろんな委託をされていたと思いますが、今年度もそういった形での委託になるのでしょうか。

それから、一応イベントパフォーマンスで南阿蘇太鼓と小国高校の吹奏楽部という事で予定をされているようですが、このイベントパフォーマンスは町主体で計画予定をされているのか、もう委託をされて、そちらのほうこういった依頼をされているのか、その辺りの経緯をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、委託先ですけれども、このツール・ド・九州の関連で放映とか、様々な熊本県内で事業になっているのが、TKUが委託先となって請け負っていただいておりますが、その中でやはりPR動画の作成と、それをホームページ等に差し込んでいただくとか、ユーチューブ内にアップいただくという一連の作業については、やはりTKUに委託したほうがすんなりいくという点もございましたので、こちらのほうに委託をするというところを、今考えております。

スタート地点のイベントですけれども、これは県とかそちらのほうのイベントの中で行っただけであればありがたいんですけれども、あくまでスタート地点の運営のみは、県の委託で発注されておりますが、盛り上げる施策等がなかなかなかったので、やはり町で考えて、何かできないかということで、委託をした上で南阿蘇の太鼓と小国高校の吹奏楽部にお声掛けをさせていただくということで、まだ実際、予算も通っておりませんので、お声掛けも何もしてはおりませんけれども、一応予定としてはそちらのほうに委託契約が行われ次第、お話をさせていただくというところになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 去年は、もう本当に好天に恵まれて、非常にスタート地点も盛り上がっていたんですけれども、昨年度もパフォーマンスで南阿蘇の太鼓が来ておりました。せっかく南小国町をPRして、南小国町でスタートするのであれば、なぜ地元やまなみ太鼓もありますし、吉原神楽もあります。ちょっと季節外れではありますが、市原の獅子舞あたりもあります。やはり町をPRするのであれば、町のそういう伝統芸能あたりをお願いするのが、町をPRするには一番ではないかなと思います。去年は、中学校の吹奏楽あたりは九州大会等の出場もあって、その前後できよら祭りもありますし、いろんなイベントが重なって、なかなか調整がつかなかったというような話も聞きましたけれども、わざわざ南阿蘇の太鼓を呼ばずに、地元で何かそういうPRのための方策ができないのかな。まだちょっと時間がありますので、できれば確かに3連休でありますので、やまなみ太鼓あたりはちょっと人を集めていただくのは大変かも知れませんが、そういった伝統芸能あた

りで盛り上げていただく。そして、もう本当にスタートした後は、皆さん三々五々散らばっていきますので、その辺りで南小国をアピールするようなイベントを開催するなり、せっかくあれだけの人が集まっていますので、もうちょっとその辺りを練っていただいて、せっかくの機会ですから、南小国をアピールするような方策を練っていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

確かに、議員の言われるとおりだと思います。こちらのほうとしても、一応予定はこうしておりますが、議員の意見を踏まえて、まだ開催まで期間もございますし、委託先への打合せ等も十分できるかと思っておりますので、それを踏まえて、まだ町内の方へのお声掛けというのを最優先ということで、こちらのほうは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

先ほどの森永議員への答弁に、本田課長のほうから修正がございます。

本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほど、黒川団地という形で間違っていました。すみません。並行して動いておりまして、答弁を間違えましたので訂正をさせていただきます。黒川のほうについては、まだ相続の関係のほうとまだ協議中です。中原団地のほうで、以前住まれていたんですけれども、いつの間にか出ていったような状況になりまして、行き先とかいろいろと調べまして、やっと調整がつき、その際の家屋内の修繕の費用を立て替えて、うちでやっていたんですけれども、そこを改めて入れたという形の交渉が出来上がったということでの収入となります。すみませんでした。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第42号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。
休憩に入ります。1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

先ほど、一般質問の中で農林課長のほうから一部補足説明がございますので、これを許します。

穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） すみません。先ほどの予算の中での補足を少しさせていただきたいと思います。

機器使用料の件についてです。こちら、先ほどと少し重複しますが、バックホー、その他林業機械の運搬費用としての計上になります。現段階ではバックホーのほうを現協力隊の方が購入をされまして、それを作業のほうに使う計画となっております。

主な作業場所としましては、先ほども言いましたが、清流の森、それから研修林としまして、田の原のほうの山を一部お借りしているというところです。その中で、主な作業としましては、作業道の整備、また清流の森でいえば、遊歩道の一部整備も行ってもらうところで考えておるところでございます。作業道につきましては、どうしても間伐材とかの搬出のために作業道の整備を行う計画としているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ありがとうございました。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません。作業道を協力隊の持つておるバックホーで整備をするということですね。何かちょっとよく分からないんですが、そのする場所は町有林とか、そういう研修林というのは、民間の人の山だろうと思うんですけども、それをバックホーを持って行ってその作業道の造り方の練習とか何とかをするための機械を運ぶために、町が使用料を出すということですね。何か将来的に

はもっと違う方法を考えたほうがいいんじゃないかなという気も、ちょっと思わんでもないんですけども、町の所有のバックホーであれば、町がするのはいいと思うんですけども、このバックホー自体はその協力隊の方が持つとということで、この方への借上代とか、その辺りも含めたところで、いろいろ手当を考えにやいかんのじゃないかなという気もしますので、いろんな場面、あと保険料とかそういうのをどうなっとなとか、いろんなことを考えてもう少し予算化されたほうがいいかなと思いますので、検討してみてください。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） では、これにて終了いたします。

—————○—————

日程第3 議案第46号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第46号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第46号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）につきましては、歳入については総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第46号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）。

1ページをお願いいたします。

令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億3,767万7,000円とする。

令和7年6月10日提出。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

県支出金、県補助金、農林水産事業費補助金です。今回、38万3,000円を増額し、1億2,994万1,000円とするものです。経営所得安定対策推進事業費補助金として、交付決定による増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 7ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費です。今回補正額、38万3,000円を増

額し、1億4,210万円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金38万3,000円の増額でございます。こちらは地域再生協議会への補助金の増額分となります。両町の協議会としまして事業を行っていただいている協議会で、運営費への補助金となりますが、費用高騰により増額の要望を行っていましたが、交付決定がこのたびあったことによります計上になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑ございませんか。質疑ございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方から意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第46号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第43号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第43号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第43号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）は、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第43号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）。

1 ページをお願いします。

令和7年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,124万4,000円とする。

令和7年6月10日提出。南小国町長、高橋周二。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。今回、4,000円を増額し、4,000円とするものです。内容としましては、マイナンバーカードの保険証一体化に伴う周知広報に関する補助金になります。

次のページをお願いします。

県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回、126万2,000円を増額し、4億96万4,000円とするものです。内容としましては、歳出において療養費が増額になることによる普通交付金分101万6,000円の増額、システム改修に伴う特別交付金分24万6,000円の増額になります。

8 ページをお願いします。

繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回、2,000円を増額し、1,125万5,000円とするものです。これにより、予算ベースの基金残高は2,113万8,143円となります。

9 ページをお願いします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回、25万2,000円を増額し、994万3,000円とするものです。内容としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報にかかる費用として、需用費5,000円の増額、高額療養費制度の低所得1区分の基準見直し対応に伴うシステム改修委託料24万7,000円になります。

10 ページをお願いします。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養費です。今回、101万6,000円を増額し、277万7,000円とするものです。内容としましては、遡って国保になられた方の療養費について、保険者間調整がなされたため、一般被保険者療養費の増額を行うものになります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第43号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第44号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第44号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第44号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第44号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

水道事業収益、今回、44万円を増額し、1億5,864万2,000円とし、内訳としまして、営業外収益を同額増額しまして、6,802万8,000円とするも

のです。

支出です。

水道事業費用、今回、206万9,000円を増額し、1億6,468万7,000円とし、その内訳として、営業費用を同額増額し、1億5,197万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入の補正はございません。

支出です。

資本的支出、今回、352万円を増額し、3億785万8,000円とし、内訳として、建設改良費を同額増額し、2億6,055万3,000円とするものです。

令和7年6月10日提出。南小国町長、高橋周二。

内訳につきましては、別にお配りしております資料のほうで説明をさせていただきます。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第2号）説明書の収益的収入及び支出の収入です。

水道事業収益、今回、44万円を増額し、1億5,864万2,000円とするものです。内訳としまして、営業外収益、県補助金44万円を新たに計上し44万円とするものですが、内容として後に支出でも計上されていますが、熊本県が事業主体となり、人工衛星を利用し、電磁波照射により反射された波長の違いを踏まえ、漏水の可能性のある区域を見つける調査事業ですが、実験段階でもあります。要望のあった市町村で実施され、事業費案分を行い、その額の2分の1を熊本県が補助するものとなります。

2ページです。

支出です。

水道事業費用、今回、206万9,000円を増額し、1億6,468万7,000円とするものです。内訳として、営業費用、原水及び浄水費、今回、251万2,000円を増額し、1,862万7,000円とするものです。修繕費になりますが、補正（第1号）で行いました志童子水源の工事請負が完了し、今後、予備水源からの切替えを行うことにおいて、水源への立入りを禁止するため、既存のフェンスを修繕するものとしたものです。

次に、配水及び給水費、今回、319万円を増額し、2,347万1,000円とするものです。内訳として、委託料88万円の増につきましては、先ほど県補助金の内容で説明したものとなります。

修繕費231万円につきましては、当初予算で380万円を計上しておりました

が、予算残額が23万7,000円となり、今後必要となる修繕費、突発的対応等への対応として増額を行うとしたものです。

次に、総係費、今回、363万3,000円を減額し、2,107万3,000円とするものです。給料から、3ページの法定福利費引当金繰入額まで、4月の人事異動に伴うものになります。

4ページです。

資本的収入及び支出になります。資本的支出、今回、352万円を増額し、3億785万8,000円とするものです。内訳として、建設改良費を同額増額し、2億6,055万3,000円とするものです。内容は、工事請負費となりますが、黒川第1配水池が黒川温泉駐車場の国道442号を挟んだ向かい側にあります。配水池としての容量不足や老朽化により、新たな建設を検討しておりますが、新たに建設する箇所として黒川温泉駐車場の上流側、瀬の本側の土地を、南小国町の土地になるんですが、そこを考慮しておりますが、現状では樹木等が生い茂っているような状況になっております。そのため、今後の測量や地質の確認等ができないことから、まずはそれらを伐採し、可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） この志童子の水源のほうは、以前は水位の低下、水量不足で休止をされていたかと、私は記憶をしております。今回、また使うに当たりまして、何世帯ぐらいをこの水源池で賄う計画なのか、以前と同じぐらいのその水量が確保できるのか、その辺りをお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。まず、志童子水源を一時期、予備水源としていまして、本水源としていなかった理由なんですけれども、若干の水位不足というものあったのかも知れませんが、一番の予備水源としたものとしては、槽内に若干、油ではないんですけれども、ちょっと濁りが見えたというのが一番の原因でした。それ以降、予備水源としておりながらも、原水試験というのはもう毎年ずっとやってきております。その中で若干、pH値がちょっと高いという問題点もあったのも事実です。今回、補正（1号）のほうで工事をさせてもらう際、その際も含めてなんですけれども、あと新規の市原水源の工事を行った、以前の工事を行っている際も含めてなんですけれども、最終的に配水区域としては満願寺の志津地区のみに配水を考えております。すみません。世帯数はちょっと今現時点では言えないところも

ありますけれども、そのみに配水するんですけれども、変更認可を取った際に、今後の将来人口、現状の実績、それと最終的な計画人口、計画配水量、それを踏まえた上で揚水試験、1日にどれだけ揚げたら、水源がどれだけ下がるかという調査を行った上で、その規定以上の水位があるということから、かつ先ほどpH値がちょっと高いと申しましたが、水質上は問題ないという判断から、補正（1号）により、既にもう工事を完了いたしております。

ただ、最近になりまして、ちょっと水質が若干、検査を踏まえた上で新たなものが出てきました。そのため、今の現段階ではちょっと切替えを行わずに、再度、雨天時、晴天時等も含めて、臨時の水質調査のほうを今行っております。それらを踏まえた上で、最終的には配水を考えていきたいと思います。

万が一、その水源が使えなかったという形に、今後、万が一なった場合なんですけれども、以前の中でもお話をした経緯があるんですが、新規水源からの水はそちらのほうには配管上の工事費等も踏まえて、持っていけないという可能性もこの場でお伝えしたところではあるんですが、また今後の状況によっては、また新たに考え直さなければならない、若しくは新規水源を掘るということも、非常に以前、電気探査調査をやった中では、近隣は温泉水が非常に出るという問題点もありますので、非常に難しいところもあるんですけれども、またこればかりはもう自然の状況ということもありますので、再度検討の必要が出てくるかも知れません。すみません。そういった部分もございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） では、今後も揚水試験を続けて、水質検査を行いながら、その結果によってはフェンスの修繕は見送るような形になる可能性もあるわけですね。この水源が使えないとなると、その辺りの修繕あたりは行わずに、もうそのまま放置という形になりますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。ちょっとその前にすみません。先ほど配水区を志津地区のみと申しましたが、すみません、志童子地区も入っております。

その上で、前回の補正（1号）でやりました工事というのはもう既に完了しております。今回計上していますフェンス工事が修繕料になりますけれども、そこについてはもう予備水源であろうが、本水源であろうが、水源の立入りというのはもう基本的に職員においても、健康診断を踏まえた上での立入りしかできませんので、その修繕は行いたいと思っています。

ただし、配水の方法をどうするかというのは、今後の水質検査を踏まえた対応という形になります。揚水試験におきましては、もう量は確認できておりますので、

水質試験を続けていった上で、最終的な判断をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 先ほどの補正予算のときにもお話しました。あまり深くは言いません。3 ページのところで、今回の補正予算は第 2 号だと思います。表題が第 1 号になっておりますので、この辺、しっかりチェックをしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 御指摘ありがとうございます。大変申し訳ございません。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第 4 号、令和 7 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 2 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 4 5 号 令和 7 年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 6、議案第 4 5 号、令和 7 年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第 1 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 4 5 号、令和 7 年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第 1 号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第45号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）。

令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

下水道事業収益、今回、10万9,000円を増額し、2億2,803万3,000円とし、その内訳として、営業収益を同額増額し、4,547万7,000円とするものです。

支出です。

下水道事業費用、今回、518万9,000円を増額し、2億3,684万7,000円とし、内訳として営業費用を同額増額し、2億2,120万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、支出、補正はございません。

令和7年6月10日提出。南小国町長、高橋周二。

別に配付しております資料のほうで説明をさせていただきます。

1ページから2ページは、各事業の合計となりますので、3ページ目より説明をさせていただきます。

令和7年度南小国町下水道事業（公下）会計補正予算（第1号）説明書。

公共下水道事業、正式には特定環境保全公共下水道という形になりますが、その部分になります。

収益的収入及び支出の支出になります。

今回、473万円を増額し、1億7,839万5,000円とするものです。内訳として、営業費用、污水管渠費を同額増額し、1,815万1,000円とするものです。修繕料を増額するものとなりますが、マンホールポンプといわれる施設の2か所におきまして、通常、マンホールポンプと役場のほうの監視装置をつなぐ通信装置、Vキャットといわれるものがございます。それが2か所におきまして経年劣化等により故障が発生をいたしました。今後の対応、維持管理も含めた上で、必要なデータ収集ができない状態にあることから、その2か所分の修繕を行うとしたものでございます。

続いて、4ページになります。

特定地域生活排水処理事業の補正予算となります。

収入です。

今回、10万9,000円を増額し、1,861万8,000円とし、内訳として、営業外収益、長期前受金戻入を10万9,000円増額し、306万6,000円とするものです。令和6年度3月末までに実施しました合併処理浄化槽、市町村設置型になりますけれども、3基分に対しまして、その工事完了後を反映させたことにより、令和7年度に発生する長期前受金戻入を、減価償却費と同様の定率により按分し、分担金、国庫補助金、県補助金を戻入れしたことによる増となります。

5ページです。

支出です。

特定地域生活排水事業費用を、今回、45万9,000円を増額し、1,917万7,000円とするものです。内訳として、営業費用、総係費16万2,000円を増額し、19万9,000円とするものです。内容として、旅費となりますが、令和7年度より熊本県浄化槽普及促進協議会の会長及び事務局を本町が行うことになりまして、その活動の中で国や県への要望活動が必要であり、協議会からの支出を超える本町としての要望等もあることから、その可能性も含めたところで旅費の増額を行うものでございます。

続いて、減価償却費、今回、29万7,000円を増額し、680万2,000円とするものです。4ページの長期前受金戻入と同様であり、令和6年度工事完了分の減価償却費を反映させたことによる増です。

以上により、収益的支出合計1,917万7,000円となります。

説明は、以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第45号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 報告第 1 号 繰越明許費の繰越計算書の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第 7、報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本報告について、説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 報告第 1 号、繰越明許費の繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 6 年度南小国町一般会計・介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を、次のとおり調整したので報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出。南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。

令和 6 年度南小国町繰越明許費繰越計算書。

一般会計でございます。

総務費、総務管理費、地籍調査事業費、総事業費 2,214 万 3,000 円、繰越額 2,214 万 3,000 円でございます。進捗率は 10%でございます。

民生費、社会福祉費、物価高騰対応重点支援臨時給付金、総事業費 2,358 万 7,000 円、繰越額 2,009 万 9,000 円、進捗率は 80%でございます。

農林水産業費、農業費、令和 6 年度団体営農業農村整備事業、総事業費 6,450 万円、繰越金 2,031 万 8,000 円でございます。進捗率 80%でございます。

土木費、道路橋梁費、道路維持事業、総事業費 1,030 万円、繰越額 900 万円でございます。進捗率 90%でございます。

社会資本整備総合交付金事業（町道瓜上矢田原線）、総事業費 3,000 万円、繰越額 1,955 万 2,000 円でございます。進捗率 70%でございます。

町道改良事業、総事業費 5,600 万円、繰越額 3,501 万 2,000 円でございます。進捗率 50%でございます。

道路メンテナンス事業、総事業費 7,300 万円、繰越額 4,244 万円、進捗率 70%でございます。

町道舗装維持管理計画事業、総事業費 2,400 万円、繰越額 2,400 万円、進

捗率50%でございます。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、令和6年度発生農地等災害復旧事業、総事業費1,542万円、繰越額1,542万円でございます。進捗率は95%でございます。

公共土木災害復旧費、普通河川小田川河川改修工事（災害関連）、総事業費4,000万円、繰越額2,880万円でございます。進捗率は95%でございます。

次のページをお願いいたします。

介護保険特別会計でございます。

総務費、総務管理費、施設開設準備経費助成特別対策事業、総事業費992万円、繰越額992万円でございます。進捗率は10%でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

報告の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 事業費、ほとんどのものについて同じことだと思いますが、特に道路橋梁費、土木費の部分についてですけれども、事業が少ないという話をよく業者さんから聞くわけですが、発注をなるべく早くすることはできないのだろうかと思うところもあるわけですが、それはどういう理由から繰越のまた繰越をするということになるのか、なるべく早く発注ができるならと思っておりますが、そのことについて全般的にお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まずちょっと繰越の部分のほうから、今、以前繰越の御承認をいただく際にも説明した部分はあるかと思っておりますけれども、工事の平準化という意味合いにおきましては、新年度に入りまして4月から6月までの間、補助事業であれば交付決定等もございますので、非常にその期間での発注というのはなかなか厳しいところもございますが、本年の6月6日付で建設課、工事のほうで5本発注をしております。また、7月にも発注をする予定にしております。

繰越を行うことによって、ある程度の標準化、平準化ということにもつながるのかなという気持ちもございます。なかなか4月から6月、7月というのが、交付決定等があることから、なかなか発注ができない、若しくはうちの発注の準備期間等も踏まえる中では、繰越の活用というのも一つの平準化という思いもございます。

ただ一方で、御指摘のとおり、今後の発注という部分におきましては、おっしゃるとおり、非常に災害等もなかなか最近は少ない中で、あつては困るが、なくても困るという意味合いもちょっと変でもございますが、そういったところもあるのか

なと思う一方で、当初予算を含めたところでの予算は計上しているところです。現状におきましては、修繕と維持工事関係は随意契約の範囲内でいけるものにつきましては、依頼を既にかけている部分もありながら、どうしても用地交渉関係とか、また登記関係、そういったところにも非常に影響する部分もありながらも、できる限り早期発注に努めていきたいというふうに思っております。

ただ、もう一つ、本年の5月から始まりました盛土規制法による土砂の搬出、ちょっとそこも非常に問題と考えておりまして、以前、町として土捨場を造るところも踏まえたところで予算計上をやった経緯もあるんですが、なかなか周辺の環境とか、そういうようなことでできない部分もございます。ある程度、公共工事という中では、許容範囲が広くやられている部分もあるんですけども、そこをちょっと今一度改めて考えながら、各業者さんが持っている残土処理地を、基本的には自らの工事が出る土のみしかできないというところがほとんどかと思うんですけども、そういったところの共同的な利用、若しくは町としての残土処理地、そういったところも考えられないかなということも併せて考えていかないと、残土処理ができない。ひいては工事の完成につながらないという形になりますので、可能であれば経済建設のほうも含めて協議をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 状況は分かりました。なるべく早く検討していつてもらいたいと思います。特に盛土規制につきましては、捨土箇所確保というのは、これから大きな問題になってくると思いますので、計画を早め早めにしていつて、どこかの場所をちゃんと整備した上で、その処理地に当てると。その処理地自体がまた、もし出来上がれば、今度は良い町有地となる可能性もございますので、そこも含めた上で早めに計画を考えていくということをお願いしたいと思います。

それから、なるべく早く事業のほうを発注していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、報告第1号、繰越明許費の繰越計算書の報告についてを終了いたしました。

休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時47分

再開 午後2時00分

-----○-----
○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

-----○-----
日程第 8 発議第 3 号 南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 8、発議第 3 号、南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者であります下城孔志郎議員に趣旨説明を求めます。

下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） 発議第 3 号、南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、事務局長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 松岡議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 発議第 3 号。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出、南小国町議会議長、井上則臣様。

提出者、南小国町議会議員、下城孔志郎。

賛成者、南小国町議会議員、穴井則之、賛成者、南小国町議会議員、穴井秀房。

南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び南小国町議会会議規則第 1 4 条の規程により提出します。

提案理由。総務文教常任委員会の所管のうち、まちづくり課の事務に関する事項を経済建設常任委員会へ移管することに伴い、南小国町議会委員会条例の改正を行う必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

1 枚おめくりください。

こちらが改正の改め文となっております。

もう 1 枚おめくりください。

新旧対照表です。右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所になっております。

第 2 条に、常任委員会の名称、委員定数及びその所管についてうたっております。

まちづくり課の事務に関する事項につきましては、総務文教常任委員会の所管となっておりましたが、まちづくり課の事務に関しては、経済に関する事務もございまして、今回、経済建設常任委員会の所管のほうに移管をするものでございます。

1 ページお戻りください。

附則です。この条例は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

発議第 3 号、南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

**日程第 9 委員長報告 付託議案第 3 3 号 総務文教常任委員会 令和 7 年付託
南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定について**

○議長（井上則臣君） 日程第 9、委員長報告を議題といたします。

総務文教常任委員長により、付託議案第 3 3 号、南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定についての審議結果の報告を求めます。

穴井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（穴井則之君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

事件名、令和 7 年付託、議案第 3 3 号、南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定について。

付託年月日、令和 7 年 3 月 4 日。

審査の結果、本委員会に付託された上記の事件について、慎重に審議した結果、本議案は別紙修正案のとおり一部修正して可決すべきものと決定しましたので報告

します。

また、本条例につきまして、総務文教常任委員会で内容を精査したところ、本町の実態に沿った条例にする必要があると判断したため、内容の一部を修正したところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、以上で委員長報告を終わります。

これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

委員長報告のとおり、付託議案第33号、南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定についての修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 陳情第2号 中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書

○議長（井上則臣君） 日程第10、陳情第2号、中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書を議題といたします。

事務局長に陳情書を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 陳情第2号。

令和7年5月19日。

陳情書。南小国町議会議長、井上則臣様。

中中原自治会長、中島智明。

貴方様におかれましては、ますます御清栄のことと存じ上げます。

このたび、地域住民の方より、道路の整備（舗装）をお願いしたいとの陳情

がありました。

場所は、県道市原上津江線の和田地区、宇都宮達也氏宅横から中原小学校前までの中原川堤防部分であります。この部分は堤防であるので、中山間支払事業や多面的機能支払事業での整備ができない部分であります。

中山間事業では、和田地区、瓜上地区、別々に事業をしています。多面的機能事業は、中中原地区は支払事業を受けていません。この道路は、中中原地区の住民だけでなく、他地区の住民の散歩や運動で歩いている場所、また小学校や保育園が近くにあるため、園児・児童もよく利用する道路でもあります。

何卒、南小国町議会におかれましては、この陳情をお受けいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

場所の地図は、別紙にて確認ください。

次のページをおめくりください。

こちらの位置図の青色が中原川、ピンクの部分が今回陳情のあっている箇所でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本件の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございせんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） この陳情につきましては、議会運営委員会において経済建設常任委員会に付託し審議することに決定しておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、陳情第2号、中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書につきましては、経済建設常任委員会に付託し審議することに決定されました。

—————○—————

日程第11 陳情第3号 各市町村議会における防衛議員連盟設立に関する要望書

○議長（井上則臣君） 日程第11、陳情第3号を議題といたしますが、お手元に配付しております陳情第3号、各市町村議会における防衛議員連盟設立に関する要望書につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されております。

資料を配付します。

〔資料配付〕

—————○—————

日程第12 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第12、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりですので御報告いたします。

—————○—————

日程第 13 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第 13、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第 14 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第 14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の 2 特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定をいたしました。

お諮りします。会議規則第 45 条の規定により、本定例会において決定された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで、令和 7 年第 2 回南小国町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後2時19分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6 番

会議録署名議員 7 番

会議録調製者 松 岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第38号	専決処分の報告について（南小国町税条例の一部を改正する条例）	6月11日	承認
議案第39号	専決処分の報告について（南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月11日	承認
議案第40号	町道の廃止について	6月11日	原案可決
議案第41号	町道の認定について	6月11日	原案可決
議案第42号	令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第2号）	6月12日	原案可決
議案第46号	令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第3号）	6月12日	原案可決
議案第43号	令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）	6月12日	原案可決
議案第44号	令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第2号）	6月12日	原案可決
議案第45号	令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）	6月12日	原案可決
報告第1号	繰越明許費の繰越計算書の報告について	6月12日	報告済み
発議第3号	南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	6月12日	原案可決
付託議案 第33号	委員長報告 総務文教常任委員会 令和7年付託 南小国町中小企業・小規模企業振興条例の制定について	6月12日	修正案 可決
陳情第2号	中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書	6月12日	経済建設 常任委員会 付託
陳情第3号	各市町村議会における防衛議員連盟設立に関する要望書	6月12日	配付のみ

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	議員派遣報告について	6月12日	承認
	議員派遣の件について	6月12日	承認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	6月12日	各委員会 継続審査 決定

南小国町議会会議録
令和7年第2回定例会

令和7年6月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 松 岡 洋
作 成 株式会社アクセス
電 話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電 話 (0967) 42-1125